

令和5年度家畜生産農場衛生対策事業

**畜産農場における飼養衛生管理向上の
取組認証基準（農場 HACCP 認証基準）
の理解と普及に向けて**

（令和5年度 改訂版）

令和5年7月

公益社団法人中央畜産会

まえがき（令和5年度改訂版）

安全な畜産物を国民に供給するためには、フードチェーンの最上流に位置する畜産農家において、国際的な食品の衛生管理システムのゴールドスタンダードとして世界中で活用されている HACCP の考え方を畜産現場への導入を図っていくことが大変重要となります。

農林水産省は、平成 21 年 8 月に、真に食品として安全な畜産物を生産する農場を育成すること等を目的として、家畜の衛生管理の基本となる「飼養衛生管理基準」を基本に、CODEX や ISO の基準に基づき、HACCP システムに継続的改善を図るための PDCA サイクルを加えた「畜産現場における飼養衛生管理向上の取組認証基準」、いわゆる農場 HACCP 認証基準を公表しました。

平成 23 年度から実際の認証審査業務がスタートし、令和 4 年度末で 460 以上の認証農場数まで拡大する等、その取組は、これまで着実な拡大を続けています。

一方で、平成 30 年に食品安全の国際規格である ISO22000 が改訂されるとともに、令和 2 年には家畜伝染病予防法の一部改正、飼養衛生管理基準の強化が図られ、これを受けて、昨年 7 月に、農場 HACCP 認証基準の改正が行われ、新たな認証基準が農林水産省より公表されました。

こうした改正に対応して、農場 HACCP 認証の普及推進活動を行う農場 HACCP 認証協議会では、認証審査の現場で混乱が生じることのないよう、経過的措置（公表後 1 年間）を決定するとともに、関係者への周知徹底等の対応を行ったところです。

本冊子は、認証基準の理解を深め、具体的に取り組むべき内容等を解説するものであり、特に 5 年度版では、新たな認証基準の運用に関する記述を追加するとともに、それ以外のこれまでの記述内容についても再度見直し、修正する等により、更なる内容の充実を行ったものです。

HACCP を活用した衛生管理が、食品としての畜産物に対する安全性を向上させる方法として広く世の中から認識され更に必要性が増している中で、本冊子が農場 HACCP の認証に向けて努力を続ける畜産農場及びその指導に当たる関係者の多くの方々に活用され、農場 HACCP の普及に役立てていただければ幸甚です。

令和 5 年 7 月
公益社団法人 中央畜産会
会長 森山 裕

目次

まえがき

I 畜産物の安全性を確保するために	1
1. 食品の安全性確保等のための法整備とその背景	1
2. 家畜・畜産物の安全性を確保するためのしくみ	2
3. 安全な畜産物生産のための HACCP システム	4
4. 農場 HACCP とその導入手順	4
5. 我が国における農場 HACCP の取り組みの歩み	6
6. 食品の安全を確保するための国際的な動向	6
7. 農場 HACCP 認証基準の構築	8
8. 農場 HACCP 認証基準の特徴	8
II 畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準 (農場 HACCP 認証基準) の解説	11
第1章 範囲、引用文書、用語	11
第2章 経営者の責任	16
1. 経営者のコミットメント（誓約）	16
2. HACCP チーム責任者及びチーム員の任命と責任・権限	22
3. 外部コミュニケーション	23
4. 内部コミュニケーション	23
5. 特定事項への備え	27
6. 衛生管理システムの見直し	31
7. 人、設備等の資源の提供と管理	34
第3章 危害要因分析の準備	36
1. 素畜等の原材料及び資材	36
2. 家畜・畜産物の特性	36
3. 意図する用途	36
4. 工程一覧図（フローダイアグラム）及び現状作業、生産環境の明確化と現場での 確認	48
第4章 一般的衛生管理プログラムの確立と HACCP 計画の作成	84
1. 一般的衛生管理プログラムの確立	84
2. 危害要因分析（原則1）	93
3. HACCP 計画の作成	104

第5章 教育・訓練	113
1. 教育・訓練	113
2. 教育・訓練プログラム	113
第6章 評価、改善及び衛生管理システムの更新	117
1. 内部監査	117
2. 情報の分析	117
3. 衛生管理システムの更新	117
第7章 衛生管理文書リスト及び文書、記録に関する要求事項	128
1. 衛生管理文書リスト	128
2. 文書、記録に関する要求事項	128
 (参考資料)	
農場 HACCP 認証基準第 I 部 (令和 4 年 7 月 12 日)	135
飼養衛生管理基準	152
飼養衛生管理基準 (牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)	152
飼養衛生管理基準 (豚、いのしし)	158
飼養衛生管理基準 (鶏その他家さん)	166
執筆者一覧	173

I 畜産物の安全性を確保するために

I 畜産物の安全性を確保するために

1. 食品の安全性確保等のための法整備とその背景

畜産物は、食品として人の健康維持に直接かかわるものであり、病原微生物の汚染による疾病や異物混入による傷害などのない“安全”なものであることが求められ、「安全」は科学的、客観的に確保される必要があります。一方、“安心”は、人の感性に安堵感、信頼感を与えることによって達成されるものであり、「安心」を科学的に確立することはできません。このため、畜産物について、その“安全”を科学的、客観的に確保するとともに、常に「安全」な畜産物を提供してきたという実績により畜産農場に対する“安心”(=信頼)を得ることが極めて重要です。

食品の安全性の確保に関し、平成15年5月に「食品安全基本法」が制定され、同年7月に内閣直属の「食品安全委員会」が設置されました。この背景として、平成8年の大阪府、岡山県等における病原性大腸菌 O-157 による集団食中毒事件（患者数約1万人）、平成12年の近畿地方における大手乳業会社製造による乳製品中の黄色ブドウ球菌毒素（エンテロトキシン）による集団食中毒事件（患者数約1万5千人）、平成13年の牛海綿状脳症（BSE）の日本国内初の発生、平成14年の国の BSE 対策である「国産牛肉買上げ制度」を悪用した牛肉偽装事件（輸入牛肉を国産牛肉と偽って助成金を詐取）などがありました。

しかし、その後も病原性大腸菌 O-157 による食中毒が発生し死者が出るなどの事件が続いたことや東京五輪等の食材調達に対応する必要から、厚生労働省はそれまでの総合衛生管理製造過程を廃止し、平成30年6月に食品衛生法を一部改正して HACCP の本格的な導入を開始しました。

わが国における食中毒の発生については、平成10年をピーク（事件数約3,000件、患者数約45,000人）として年々減少傾向にあります。近年は、生鮮魚介類の生食（不十分な冷凍、加熱を含む）によるアニサキスの食中毒が増加傾向にあります。ノロウイルスは一定の発生件数を維持していましたが、新型コロナウイルス感染防止対策期間中は減少しています。その他の病原微生物の多くは、家畜・家禽の畜産物に由来する食中毒（カンピロバクター、サルモネラ属菌、ブドウ球菌、病原性大腸菌等）と考えられています（図1及び表1参照）。そのうち、サルモネラ属菌による食中毒については、平成10年頃から養鶏業界における飼養衛生環境の整備や鶏卵流通業界における冷蔵保存・流通の徹底や賞味期限の設定などの対策が積極的に講じられてきました。その結果、令和4年の発生件数は22件、患者数は698人となりました。サルモネラ属菌による食中毒の発生件数が大幅に減少したことは、これらの対策が功を奏した良い事例と言えるでしょう。

図1：主な病原体別にみた食中毒事件数の年次別推移（平成10～令和4年・厚生労働省統計）

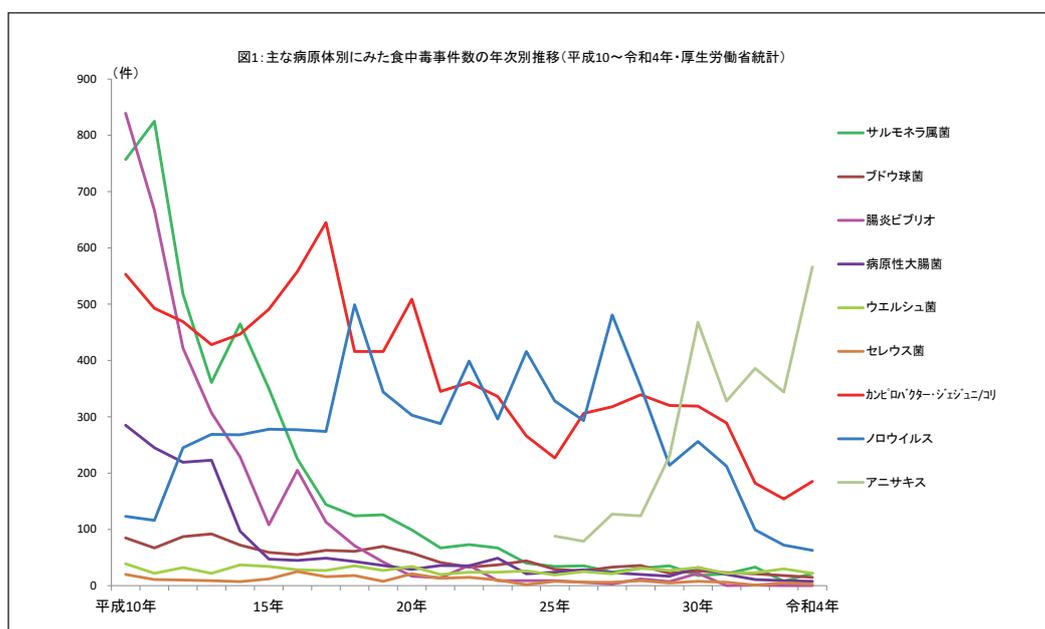


表1：家畜・家禽が関係する食中毒の原因となる病原体

種類	病原体	感染動物・保菌動物	食品
細菌	サルモネラ属菌	牛、豚、鶏	食肉、鶏卵
	カンピロバクター菌	牛、豚、鶏	食肉
	リステリア菌	牛、豚	食肉、乳
	黄色ブドウ球菌	牛	乳
	病原性大腸菌	牛	食肉

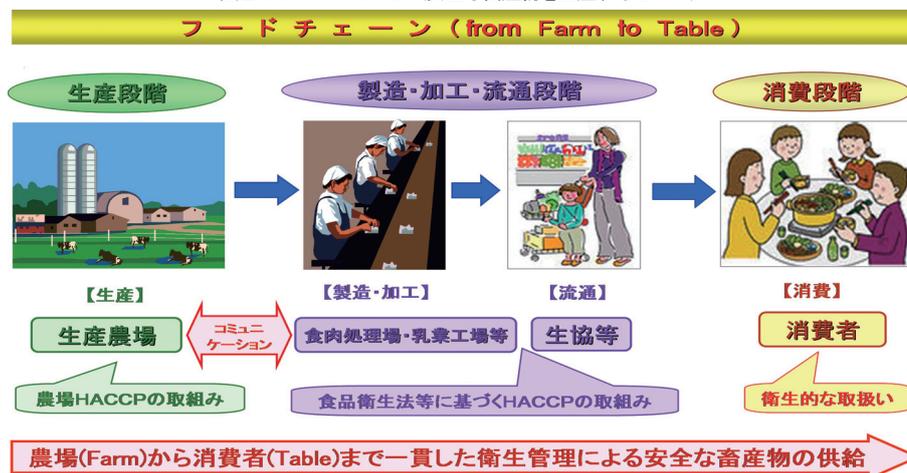
一方、食品とりわけ畜産物の安全性を確保するためには、畜産物を生産する農場において健康な家畜・家禽を生産、飼養することが肝要ですが、平成12年にわが国で92年ぶりに口蹄疫が発生したことや家畜伝染性疾病の発生状況などにかんがみ、農林水産省は、上述の食品安全基本法の制定に関連した「食品の安全性確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律」に基づき、平成15年6月、家畜伝染病予防法の一部を改正し、第12条の3で「飼養衛生管理基準」を新たに制定しました。その後、平成22年における口蹄疫の再発生や高病原性鳥インフルエンザの続発などをみたことから、平成23年3月に家畜伝染病予防法の一部改正が行われました。また、中国、韓国、モンゴル、ロシアで口蹄疫の発生が報告され、アフリカ豚熱（ASF）は中国においてまん延が拡大しており、国内においても平成30年には26年ぶりに豚熱（CSF）が発生し、死亡及び捕獲された野生のいのししの検査結果からも陽性事例が発見されたことから、「豚、いのしし」の飼養衛生管理基準が令和2年3月に、「牛、水牛、鹿、めん羊、山羊」及び「鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥」の飼養衛生管理基準が令和2年6月に改正されました。さらに、令和2年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザの大流行及び豚熱のワクチン接種農場での継続的な発生を踏まえ、飼養衛生管理基準（全畜種）が一部改訂され、令和3年9月24日に公布されました。

2. 家畜・畜産物の安全性を確保するためのしくみ

畜産物の安全性を確保するためには、生産農場における飼養衛生管理対策を徹底することが重要です。生産農場から出荷された生産物（畜産物）は、乳業工場、食肉処理施設、GPセンター、食鳥処理場などを経て、一部はさらに食品工場で加工され、流通・販売を通じて消費者へ届けられます。安全な食品を生産するためには、まず生産農場が原材料として安全な生産物（畜産物）を出荷し、さらに製造、加工、流通のそれぞれの段階で製品の徹底した衛生管理、安全性の確保に取り組む必要があります。これによってはじめて消費者に安全な製品を供給することができます。これを「フードチェーンアプローチ」と呼びます。

畜産物のフードチェーンアプローチにおいては、畜産物の生産、加工、流通の各段階でそれぞれが畜産物の安全性確保のための責務を果たすとともに、各段階が相互に緊密に連携して対応することが求められます（図2参照）。

図2：フードチェーン（安全な畜産物を生産するしくみ）



安全な食品製造におけるリスク管理の一つの手法として「HACCP システム」があります。これは、1959年（昭和34年）に米国のNASAが安全な宇宙食を生産するために構築した食品衛生管理システムです。その後、1993年（平成5年）に国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の合同食品規格委員会である「コーデックス（CODEX）委員会」が HACCP システムの考え方を取り入れた「食品衛生の一般原則」を策定するとともに、その付属文書として「HACCP システムとその適用に関する指針」（いわゆる「コーデックス HACCP ガイドライン」）を採択し、これが食品の安全性確保のためのグローバルスタンダードとして世界的に広まりました。

現在では、米国、カナダ、EUの一部諸国などで食品製造における HACCP システムの導入が法律で義務化されており、わが国では食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全性を確保するため、食品衛生法が改正されています。平成30年6月に公布された「食品衛生法等の一部を改正する法律」で、原則としてすべての食品等事業者は、一般衛生管理に加え、HACCP に沿った衛生管理の実施が求められることとなりました。ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とすることとされています。なお、これに伴い同法で定められていた「総合衛生管理製造過程承認制度に関する規定」が削除され、同制度は廃止されました。

食品分野においては、機械や電気製品などの工業製品と異なり、原材料が天然のものであるため従前の抜き取り検査では食品の安全性を確保することがより難しいという特性を有しています。このため、製品ごとの品質のばらつきが大きく、統計的に抜き取りサンプル数などを決定しても、その結果の信頼性には限界があるといえます。

HACCP システムは、食品の特性を考慮して、原材料・資材の受け入れから製品出荷までの全ての製造工程で工程ごとに食中毒等の原因物質（病原微生物、化学物質、異物など）が入り込む可能性のある要因（これを「危害要因」といいます）を科学的根拠に基づいて分析・評価し、それぞれの工程ごとに厳重に管理することによって最終製品全てが確実かつ継続的に安全な製品になるという考え方を基本とした衛生管理システムです。言い換えれば、食品の安全にとって“何が危害の原因”となるかを明確にし、その“必須の管理事項”を重点的に管理する手法といえます。

前述の食中毒の原因となっている病原菌の多くは、家畜・家禽が病気を発症せずに保菌状態にあるため（不顕性感染）、農場からそのような病原菌を完全に排除することは困難ですが、農場における一般的な衛生管理対策を強化することによって病原菌による畜産物の汚染を未然に防止することが重要であり、その手段として HACCP 方式に基づく衛生管理システムの導入が有効です。

今日、わが国の消費者は、“食の安全”に高い関心を有し、安全な食品の提供を強く求めています。一方、畜産経営形態の大規模化や新たな病原体の出現、多国間自由貿易協定など畜産農場を取り巻く情勢が大きく変化してきている中で、農場に口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の病原体が侵入した場合、生産性や畜産経営ひいては社会に及ぼす影響も多大なものになることは、これまでの口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの発生経験から明らかです。

自然に近い環境下にある畜産農場の場合、厳格な衛生管理が行われている食品の製造工場と全く同一レベルで対応することはできませんが、家畜・畜産物の安全性確保の観点から畜産農場においても HACCP の手法を取り入れた衛生管理システムの導入が必要、不可欠なものとなっています。

3. 安全な畜産物生産のための HACCP システム

畜産物が最終製品として人に対して与える危害要因とは、大別して生物的危害要因(病原細菌、ウイルス等)、化学的危険要因(動植物性自然毒、添加物、医薬品、洗浄剤、殺虫剤、農薬、アレルギー物質など)、物理的危険要因(注射針、金属片、ガラス片、プラスチック破片、毛、爪など)の3つがあります。

【生物的危険要因】

- ▶ 細菌：感染型～カンピロバクター、サルモネラ属菌、病原性大腸菌
(腸管出血性大腸菌 O-157 を除く)、リステリア等
毒素型～黄色ブドウ球菌、ボツリヌス菌等(以上「食品内毒素型」と呼称される)、腸管出血性大腸菌 O-157、ウエルシュ菌等
(以上「生体内毒素型」と呼称される)

- ▶ ウイルス：ノロウイルス、A 型・E 型肝炎ウイルス等

【化学的危険要因】

- ▶ 自然毒：植物性～毒キノコ(アマニタトキシン等)、馬鈴薯の芽
(ソラニン)キョウチクトウ(オレアンドリン)等
動物性～フグ毒(テトロドキシン)、貝毒(テトラミン)等
- ▶ 化学物質：残留動物用医薬品、残留農薬、洗浄剤、アレルギー物質等

【物理的危険要因】

- ▶ 石、木片、ガラス、金属片、注射針、プラスチック、放射性物質等

これらの危険要因の混入を徹底して管理することが必要ですが、そのために農場段階では次の8つの項目について管理するとともに、加工場や消費者に証明できる状況にしておくことが重要です。

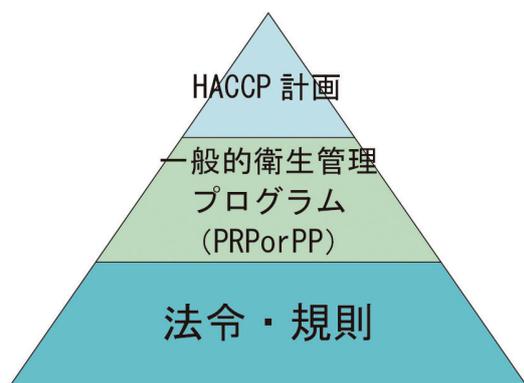
- ① 原材料、飲用水が安全である
- ② 衛生的な施設、設備で飼育されている
- ③ 農薬や薬剤が厳重に管理されている
- ④ 飼育されている家畜や家禽が健康である
- ⑤ 出荷の際は、安全に搬送している
- ⑥ 従業員の衛生管理が非常に行きとどいている
- ⑦ 家畜に対しての、飼育状況や薬剤投与などの情報を提供している
- ⑧ 伝染病の発生や、天災、飼料の腐敗など緊急時にも備えができています

これらのことを管理し、証明していくための衛生管理システムとして HACCP 方式があります。つまり、生産者にとって HACCP 方式とは、消費者のニーズに応えるための工程管理の証明であり、PL 法(製造物責任法)による賠償等のリスク回避、更には生産性を上げる目的を含んだ安全な畜産物の生産システムとなります。

4. 農場 HACCP とその導入手順

HACCP は、Hazard Analysis Critical Control Point の頭文字をとったもので、危険要因分析必須管理点と訳されます。Hazard Analysis(危険要因分析)は人の健康に悪影響を及ぼす可能性のある生物的、化学的及び物理的要因、あるいは状態を挙げて評価することを意味し、Critical Control Point とは、必須管理点を設定して、そこを重点的に管理することによって、安全性を担保することを意味しています。つまり、HACCP とは、危険要因を分析し、これに基づいて必須管理点を定めることにより管理する手法です。

一方、農場 HACCP では、必須管理点以外にも飼養管理上重視しなければならない点が多くあります。具体的には安全な飼料や素畜、畜舎環境、外部からの汚染などで、多くは一般的な衛生管理の取り組みによって制御できる危険要因です。そのような一般的に管理する部分を一般的衛生管理プログラムといい、HACCP システムで管理する前提条件(Prerequisite Program: PP あるいは PRP: 前提条件プログラム)としています。



その HACCP システムとは、畜産物の安全性のために危害要因を分析、評価し、それぞれの危害要因に対し、1つ1つ予防手段を組み立てて管理することで、最終的な家畜・畜産物の消費者に与える危害を防止しようとするシステムです。

また、一般的衛生管理プログラムの確立にあたっては、全ての法令や規則を遵守することが求められます。法令や規則とは、飼養衛生管理基準を含む家畜伝染病予防法やポジティブリスト制を含む「食品衛生法」、「と畜場法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(旧薬事法)、「動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令」、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進に関する法令」、「飼料及飼料添加物の成分規格等に関する省令」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」など、農場を取り巻く全ての法令や規則のことで、一般的衛生管理プログラムは、法律を遵守した上で管理プログラムを決定することが原則です。

農場 HACCP システムを導入する基本的な手順は、下表の中の7原則12手順で進めていきます。この原則・手順そのものは、コーデックス (Codex) 委員会のガイドラインに示されているものであり、農場 HACCP 認証基準もこれに準拠しています。農場 HACCP システム構築のためには、特に7原則のうちの原則1である危害要因分析が重要です。ここで危害要因分析を行うと同時に、その管理手段も危害要因ごとに決めていきます。また、原則6では検証の方式を設定しておき、システムが構築され、その後、システムを運用してからも定期的にシステムの検証を行うことで、継続的なシステムの見直しと、改善を行い、さらなる安全な畜産物供給に有効な HACCP システムに更新されていきます。農場 HACCP 認証基準には、HACCP の7原則12手順のみならず、運用する HACCP システムを継続的に検証、改善するシステムも盛り込まれています。

【参考】Codex の HACCP システムとその適用に関する指針について

—7原則12手順—

- 手順1 HACCP チームの編成
- 手順2 製品についての記述 (製品説明書の作成)
- 手順3 意図する用途の特定
- 手順4 工程一覧図 (フローダイアグラム) の作成
- 手順5 工程一覧図 (フローダイアグラム) の現場確認
- 手順6 [原則1] 危害要因分析 (HA)
- 手順7 [原則2] 必須管理点 (CCP) の決定
- 手順8 [原則3] 許容限界の決定
- 手順9 [原則4] 監視 (モニタリング) 方法の確立
- 手順10 [原則5] 是正措置の確立
- 手順11 [原則6] 検証方法の決定
- 手順12 [原則7] 文書化及び記録方法の確立

農場 HACCP は安全な畜産物供給のための継続的改善システムですが、それに伴い生産性が向上し、事故率の低減、衛生費削減などの実例も報告されています。また、農場側の各記録によりクレームに対しての原因追求や供給先に対して信頼性の向上等にも有効に機能します。

(参考：「認証農場における農場 HACCP の活用状況」)

<https://jlia-farm-haccp.jp/document.html>

5. 我が国における農場 HACCP の取り組みの歩み

平成8年度から、畜産現場へ HACCP の考え方を導入するため、家畜保健衛生所等による生産衛生の実態（食中毒細菌等の状況）が調査され、平成14年度にはそれらの調査結果をもとに、HACCP の考え方を取り入れた「家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」が作成されました。平成15年度には各都道府県でモデル地域・農場の取り組みが推進されるとともに、「家畜伝染病予防法にもとづく飼養衛生管理基準」が策定され、畜産農場において遵守すべき衛生管理規定が定められました。このような取り組みが進む中で、自らの取り組みを認めてほしいとの農場側からの要望や、農場 HACCP 普及にあたっては消費者等第三者からの信頼が不可欠であることなどから、平成19年度から2年間にわたり認証基準の検討が行われ、平成21年8月14日付で農林水産省から「畜産農場における飼養衛生管理取組認証基準（農場 HACCP 認証基準）」が公表され、統一された基準の下で農場 HACCP が推進されることになりました。

また、近隣諸国及び国内での特定家畜伝染病等の発生状況を踏まえ、令和3年に飼養衛生管理基準が改正されました。また、令和4年7月には、農場 HACCP 認証基準（第I部：認証基準、第II部：畜種別衛生管理規範）も改正されました。

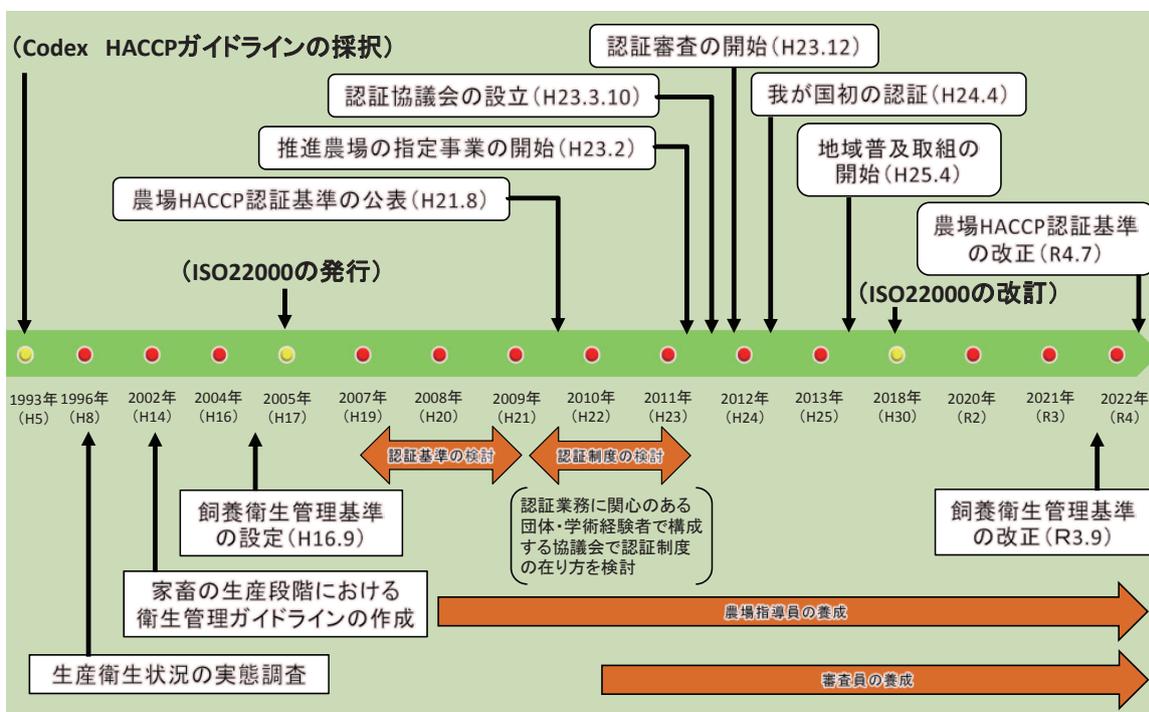


図3：農場 HACCP 認証基準の取り組みの経緯

6. 食品の安全性を確保するための国際的な動向

HACCP システムは前述のように1960年代、米国航空宇宙局（NASA）で宇宙食の安全性を確保するために開発されました。HACCP システムは、すべての製造工程から食中毒などの危害要因（ハザード）を洗い出し、それらを排除・低減するシステムです。それまでの抜き取り検査では抜き取り対象以外の安全性を確保することが出来ませんでした。HACCP システムを導入することですべての製品の安全性を確保する仕組みができるようになりました。その後、コーデックス委員会により「HACCP システムとその適用に関する指針（HACCP ガイドライン）」が採択され（1993年）、HACCP は国際的な食品安全の手法として認知されるようになりました。

しかし、HACCP はマネジメントシステムを持たないため、PDCA サイクルに基づく改善が図りづらく、さまざまな問題点が指摘されるようになりました。そこで、国際標準化機構（ISO）

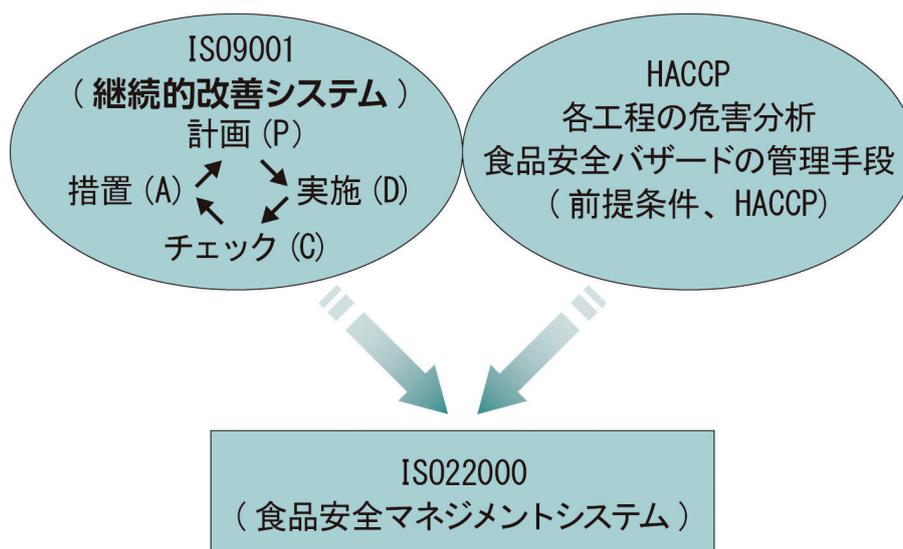
International Organization for Standardization) は、2005 年、HACCP と ISO9001 マネジメントシステムを融合させた「ISO22000 食品安全マネジメントシステム (ISO22000:2005)」を発行し、食品安全の国際規格として広く普及しました。2018 年には、建物、設備、洗浄・消毒などの食品安全のための前提条件プログラムの特定と、いくつかの用語の定義の修正及び追加を伴った改訂が行われ、ISO22000 : 2018 が発行されています。

—HACCP システムの歴史—

- 1960 : アポロ宇宙計画で宇宙食の微生物危害の防止のため考案
- 1993 : コーデックス委員会により「HACCP システムとその適用に関する指針 (HACCP ガイドライン) が採択 ; 「食品衛生の一般原則」の付属文書
- 1997 : 改定
- 2003 : 改定 外部専門家の利用、小規模/未発達企業への適用が考慮された
(国内) 1992 (平4) : 「食鳥処理場における HACCP 方式による衛生管理指針」
(国内) 1995 (平7) : 「総合衛生管理製造過程承認制度」
- 2005 : ISO22000(食品安全マネジメントシステム—フードチェーンの組織に対する要求事項) が発行
- 2007 : ISO22003 (食品安全マネジメントシステム—審査および認証を提供する機関に対する要求事項) が発行
- 2010 : FSSC22000=ISO22000+ISO/TS22002-1 (PAS220) が開発され、GFSI に認定される
- 2018 : ISO22000 が改訂され、ISO22000 : 2018 が発行

ISO22000 は HACCP と ISO9001 を融合したもので、従来の HACCP と比べて、経営者の関与、内部監査(検証)、不適合製品の管理、是正措置などが強く求められています。

<ISO22000 の成り立ち>

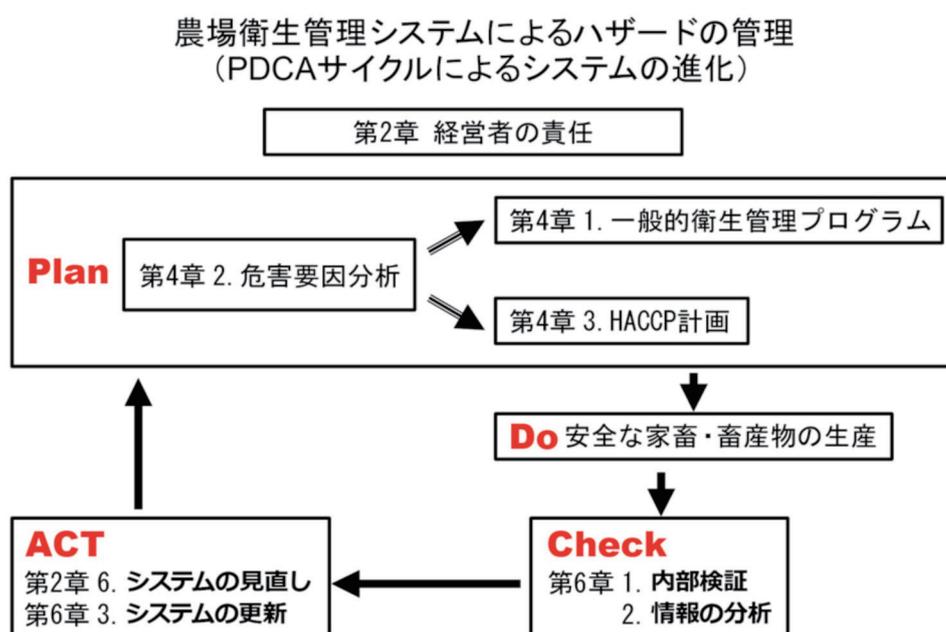


7. 農場 HACCP 認証基準の構築

畜産の衛生管理システムの構築にあたっては、家畜と糞尿との分離が難しいなどの食品工場とは違う畜産の特性を理解した上で、HACCP 計画や一般的衛生管理プログラムを作成し、それらの継続的改善を図ることが重要となります。それによって、家畜の健康増進と安全な畜産物の生産が可能となり、より高い社会的信用を獲得することができます。

農場 HACCP 認証基準には、従来一般的な食品製造分野における HACCP と比べ、よりマネジメントシステムの要素が多く取り入れられており、下図のように PDCA サイクル (Plan→Do→Check→Act) に基づく継続的改善が図られるようになっています。

このようにして HACCP とマネジメントシステムを組み合わせることにより、P9 の図のように HACCP システムが常に更新 (改善) されていくこととなります。農場の規模・特性を考慮して、最初は基礎的なシステムから始めても、次第により精度の高いものに進化させ、生産性向上や食の安全を実現することが可能となります。



8. 農場 HACCP 認証基準の特徴

畜産農場での衛生管理は、食品加工施設の衛生管理とは大きく異なります。そこで、農場 HACCP 認証基準では、畜産農場の特殊性を認識したうえで、安全な家畜・畜産物の生産に活用できる衛生管理システムの構築と継続的改善を実行するための規格が示されています。

以下に、農場 HACCP 認証基準の特徴をまとめました。

1. 相互コミュニケーションにより農場での役割を果たします

食品の安全は、「農場から食卓まで」と言われているように、フードチェーンにおける各段階の事業者が相互に連携を取ることで自らの事業の立場を認識し、食品の安全に対する責務を果たすことによって確保されます。本基準では、農場がフードチェーンの川上に位置することを意識したうえで、相互コミュニケーションを確実に実施することを強調しています。

2. 一般的衛生管理と HACCP 計画により家畜・畜産物の安全を確保します

農場 HACCP は、生産に関わる原材料、作業手順などのすべてについて危害要因分析 (HA) を実施し、その結果に基づいて必須管理点 (CCP) を決めて、管理を集中させる手法です。畜産物の生産作業

の流れを主軸にして作業手順書等の中に法規制や一般的衛生管理などの事項を集約させていく方法を取り、衛生管理システムを簡素化することを推奨しています。本基準に基づいてシステムを構築することにより、一般的衛生管理と HACCP 計画による、家畜・畜産物の安全性を確保するシステムを構築することを可能としています。

3. 継続的改善の仕組みで家畜・畜産物の安全と生産性の向上を図ります

農場 HACCP の特徴は、危害要因分析、制御手段の策定、結果に対する評価、検証、改善・更新へと連続的に進める手法で、衛生管理の継続的改善システムともいえます。畜産分野での HACCP 手法の活用は、家畜の疾病を引き起す要因を分析し、排除または管理するための方策を構築することも可能で、家畜の健康を維持するためにも役立つ手法です。畜産分野における HACCP 手法の活用は、家畜・畜産物の安全性の確保と生産性の向上を図ることを可能とするものです。

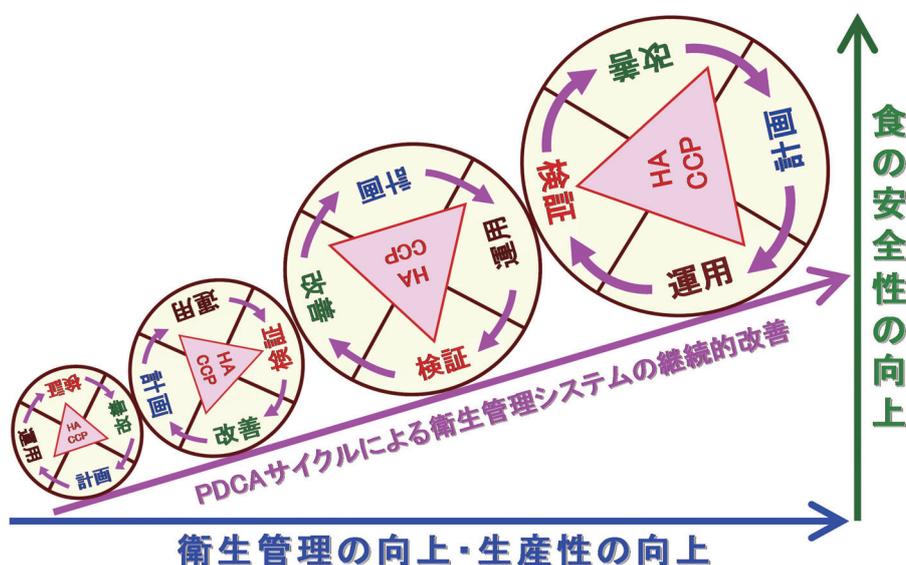
4. 全ての農場において HACCP システムの構築が可能です

農場 HACCP 認証基準は、規模の大小に関係なくすべての畜産農場を対象としています。家畜・畜産物を生産している農場では、農場独自の衛生管理を行っています。これまで実施してきた衛生管理を、より具体的で総合的なシステムへと築きあげることが「農場 HACCP 認証基準」の意図するところです。家族経営規模の農場においても、外部の HACCP 専門家や獣医師あるいは関係機関・団体などの協力を得ることにより、認証基準を満たす衛生管理システムを構築することが出来ます。飼養衛生管理基準等で定められたものを除けば、特別な施設、設備が求められているわけではなく、基本的には仕事の手順を見直すなどのソフト面の拡充で家畜・畜産物の安全性を確保するのが本基準の考え方です。

5. 飼養衛生管理基準に効率的に対応することができます

「牛、水牛、鹿、めん羊、山羊」、「豚、いのしし」及び「鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥」の飼養衛生管理基準はそれぞれ改正され、令和3年9月24日に公布されました。今回の改正では、家畜伝染病の予防等を目的とした様々なマニュアルの作成、交差汚染防止のための人、家畜、物等の動線の確認、記録の整備と保管などが義務付けられています。これらに対応するためには、すでに書式等の枠組みが確立されている農場 HACCP の構築に取り組むことで同基準をより確実に遵守することが可能となります。

農場HACCP衛生管理システムの継続的改善



Ⅱ 畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準 (農場 HACCP 認証基準) の解説

Ⅱ 畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証 基準（農場 HACCP 認証基準）の解説

平成 21 年 8 月に農林水産省消費・安全局から公表された「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準（農場 HACCP 認証基準）」の内容について、生産農場での構築の取組を推進するため、認証基準における留意すべき事項、生産農場での具体的な取組の参考例、畜種別の事例などを逐次以下に紹介します。

国内外の家畜伝染病の発生状況を受けて飼養衛生管理基準が改正され、令和 3 年 9 月 24 日に公布されました（一部猶予期間あり）。さらに、農場 HACCP 認証基準につきましても令和 4 年 7 月 12 日に改正され公布されました（第Ⅰ部：認証基準、第Ⅱ部：畜種別衛生管理規範（乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー編））。

これらのことから、本書の解説はこうした改正に基づいた内容となっております。（事例はあくまで例であり、畜種、農場の規模、周囲の環境等によって詳細は異なりますので、各農場に適したものを設定する必要があります。）

なお、本書では巻末に認証基準Ⅰ部のみを参考資料として添付していますが、第 4 章の 1 の一般的衛生管理プログラムを作成するに当たり、第Ⅱ部の畜種別衛生管理規範が参考となりますので、農水省 HP で検索して確認しておくことが望まれます。

(https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_haccp/)

第 1 章 範囲、引用文書、用語

1. 範囲

本認証基準は、家畜生産農場（組織）を適用の対象とする。家畜生産農場は、認証の対象となる農場の所在場所、農場の経営者、従事者、組織員数、飼養頭羽数（概数）及び生産物の範囲を、文書によって明確にしなければならない。

2. 引用文書

認証を受けるための文書化及び記録付けに当たっては、本認証基準、「家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」（平成 14 年 9 月 30 日付け 14 生畜第 2738 号農林水産省生産局長通知）以外の文書（「食品衛生の一般原則に関わる規則」等）を引用する場合は、引用する文書を明記しなければならない。

3. 用語

認証を受けるための文書化及び記録付けに当たっては、コーデックス委員会による「危害要因分析必須管理点（HACCP）システム及びその適用のためのガイドライン」及び「食品衛生の一般原則に関わる規則」並びに本認証基準で用いられた用語を原則として使用すること。

【解説】

第1章 1. 認証の範囲では、以下の内容について記載します。

① 家畜生産農場の範囲

農場の所在場所（大臣指定地域^注か）、経営者、家畜管理の従事者（農場長、飼養衛生管理者等）、組織員数（従業員、臨時雇用者、研修生等）、飼養頭羽数（概数）を簡潔に記載します。

② 生産・出荷する家畜・畜産物の範囲

生乳、肥育牛、肥育豚、生食用殻付卵、肉用鶏などの主な生産物だけでなく、食肉処理される廃用畜、廃鶏や、肥育素牛として出荷されるホル雄子牛、F₁子牛、ET和牛子牛及び素豚、素ひななど、フードチェーンを経て食品の原材料となるものは農場の「生産物」として扱います。生産物については、第3章によりそれぞれの製品説明書等を作成します。

③ 仕事の範囲

素畜、飼料などの主な原材料はどこから供給を受け、どのような飼育方法で何を生産し、主な生産物及び従たる生産物はそれぞれどこに出荷するかを分かりやすく記述します。

注：農林水産省ホームページには、大臣指定地域等について以下の記載があります。

大臣指定地域とは

家畜伝染病の病原体が野生動物に感染したことが確認された場合に、確認された家畜伝染病の性質及び同病に感染する動物の分布状況を総合的に検討し、家畜での発生リスクが高まっていると判断した場合、農林水産省告示で示す地域であり、当該地域に所在する農場はそのリスクの高まりに応じて追加的に防疫措置を講じる必要がある。

対象疾病

伝播力が強く、飼養衛生管理の取組強化により、野生動物からの発生リスクをより低減させる必要のある口蹄疫、CSF及びASFを対象疾病とする。

なお、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザは、野鳥が感染源として想定されるが、野鳥の飛来範囲は日本全土に及ぶことから、対象疾病にはせず、平時からの対策を基本とし、追加的に防疫措置を講じる仕組みは設定しない。

豚熱（CSF）について大臣指定地域が設定されていることから、豚の農場においては管轄の家畜保健衛生所に問い合わせてください。牛でも、口蹄疫のリスクが高まった場合には大臣指定地域の設定される可能性があります。鶏では、現在のところ大臣指定地域は設定されていません。

〔記載事例〕

- (1) 農場名：〇〇農場
- (2) 所在地（対象農場）：〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇番地 電話番号
(大臣指定地域である・ない)。
- (3) 経営者（家畜の所有者）の氏名と連絡先
- (4) 従事者：家畜の所有者以外に飼養衛生管理者（畜舎・鶏舎ごとの管理者を含む）がある場合は、飼養衛生管理者の氏名と連絡先
- (5) 組織員数：従業員〇名、臨時雇用者〇名、外国人技能実習生〇名等
- (6) 主な生産物と飼養規模：乳用牛（搾乳牛）〇頭、肉用牛（繁殖）〇頭、肉用牛（肥育）〇頭、豚（繁殖）〇頭、豚（肥育）〇頭（年間出荷〇頭）、採卵鶏（成鶏）〇羽、

肉用鶏○羽（年間出荷○羽）等を概数で記載します。

- (7) 生産物の範囲※：生産原材料の受け入れ、家畜・畜産物の生産、家畜・畜産物の出荷等について簡潔に記入します。品種等が限定されている場合は、併せて記載します。

(※生産物の範囲の記入例)

- 1) 乳用雌牛は主に自家生産、一部は家畜市場から導入し、生乳を○○酪農協に出荷する。ホル雄子牛、F₁子牛は、肥育素牛として2か月齢未満で○○家畜市場へ、廃用牛はと畜場へそれぞれ家畜商を通じて出荷する。
 - 2) ○○家畜市場から10か月齢の和牛肥育素牛を受け入れ、肥育牛を生産し、○○と畜場へ出荷する。
 - 3) ○○畜産より繁殖候補豚(LW)種雄豚(D)を導入、肥育素豚を自家生産し肥育出荷豚を○○食肉センターに出荷する。繁殖を終了した母豚は、大貫として○○食肉センターに出荷する。
 - 4) ○○育雛場より採卵鶏(ボリスブラウン)の大雛を受け入れ、生食用殻付卵、規格外卵とも自社GPセンターにインライン出荷する。廃鶏は処理業者(○○)に出荷する。
 - 5) ○○育雛センターから地鶏の大雛を受け入れ、○○地鶏の肉用鶏を生産し、○○食鳥処理場へ出荷する。
- (8) 出荷先：○○酪農協、○○家畜市場、○○と畜場、○○食肉センター、○○GPセンター、○○食鳥処理場 等、「(7) 生産の範囲」で記入しきれなかった出荷先についても明記します。

2. 農場 HACCP 認証基準では、以下の引用文書が紹介されています。

- 1) Recommended International Code of Practice General Principles of Food Hygiene CAC/PCP1-1969, Rev.5 (2020) THE CODEX ALIMENTARIUS COMMISSION (食品衛生の一般原則国際的に推奨される実施規格 CAC/RCP 1969年、第5改訂2020年 Codex 委員会)
- 2) Hazard Analysis And Critical Control Point (HACCP) system Guidelines for Its Application (ANNEX) THE CODEX ALIMENTARIUS COMMISSION (危害要因分析必須管理点(HACCP)システムおよびその適用のためのガイドライン付属文書) Codex 委員会
- 3) 家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン 平成14年農林水産省監修
- 4) 家畜の衛生管理ガイドライン解説書 平成14年農林水産省監修

注：3)については、農林水産省ホームページで検索できます。

URL： https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_haccp/

また、4)に関連して「乳用牛における一般的衛生管理マニュアル」「肉用牛における一般的衛生管理マニュアル」「豚における一般的衛生管理マニュアル」「採卵鶏における一般的衛生管理マニュアル」「ブロイラーにおける一般的衛生管理マニュアル」が同じページで紹介されていますので、これを参考にします。(それぞれのマニュアル名で検索できます。)

上記以外の引用文書としては、以下の文書等が挙げられます。

- 5) 畜産農場における飼養衛生管理向上の取り組み認証基準（農場 HACCP 認証基準）の理解と普及に向けて（令和5年7月（毎年更新されます））

- 6) 飼養衛生管理基準（令和3年9月24日公布）
 - 7) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）等
 - 8) 「HACCP システムとその適用に関する指針」(HACCP SYSTEM AND GUIDELINES FOR ITS APPLICATION, Annex to CAC/RCP1-1969, Rev. 4-2003)
 - 9) その他の引用文書
3. 用語では、指定されている文献以外の用語を使う場合は明記する必要があります。農場独自の用語、とくに器具機械や飼料名等を略語等の通称名で書類を作成している場合などは審査員等の第三者には通じません。そのような場合は、用語集を作成します。農場 HACCP 認証基準では、以下の用語及び定義が紹介されています。

HACCP：家畜・畜産物の安全性にとって重大な危害要因（ハザード）を特定し、評価し、コントロールする重要な管理点。

HACCP 計画：家畜・畜産物の安全性に重大なハザードのコントロールを確保するために HACCP の原則に従って作成した文書。

逸脱：許容限界が守られないこと。

衛生管理区域：飼養衛生管理基準で定められている、病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる区域。

危害要因（ハザード）：健康への悪影響を引き起こす可能性をもつ、家畜・畜産物中の生物的、化学的又は物理的な要因、あるいは状態。

危害要因（ハザード）分析：危害要因（ハザード）及び危害が存在する条件に関する情報を収集して、その中のどれが家畜・畜産物の安全性に重要であり、HACCP 計画に記述されるべきかを定めるために評価するプロセス。

許容限界：必須管理点において、家畜・畜産物の安全性に対する危害が起きるのを予防、排除あるいは許容できる範囲内にするためにコントロールしなければならない最高値あるいは最低値。

更新：把握した最新情報をシステムや文書などに反映させること。

工程一覧図（フローダイアグラム）：家畜・畜産物の生産過程における一連のステップや作業（オペレーション）を系統的に表現したもの。

工程内作業：家畜・畜産物の主な生産工程で行われる作業。

コントロールする（動詞）：決定した基準を確実に保持するために、必要とするすべての作業を行うこと。

コントロール（名詞）：正しい手順に従っており、その中で基準が満たされている状態。

施設：家畜・畜産物が取り扱われるあらゆる建物、又はエリア及びその周辺。

清浄：汚れや埃、土、飼料の残渣、油分、その他の好ましくない物質の除去。

是正措置：必須管理点におけるモニタリングの結果が、コントロールが失われた状態になったことを示す時にとられるべき措置。

組織員：家畜生産農場において、家畜・畜産物の生産に関わる全職員。

定期作業：家畜・畜産物の生産工程で行われる工程内作業以外の作業のうち、当該農場

において定期的に実施するもの。

日常作業：家畜・畜産物の生産工程で行われる工程内作業以外の作業のうち、当該農場において毎日実施するもの。

必須管理点（CCP）：家畜・畜産物の安全性に対するハザードを、防ぐ、取り除く、又は許容レベルまで引き下げるための必須のステップ。

不定期作業：家畜・畜産物の生産工程で行われる工程内作業以外の作業のうち、当該農場において必要に応じて不定期に実施するもの。

モニタリング：必須管理点がコントロール下にあるか否か、一般的衛生管理プログラムが適正に運用されているかを評価するために行う、観察・測定の手順・方法、又は行動。

第2章 経営者の責任

家畜生産農場において、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を導入するに当たり、当該農場の経営者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

1. 経営者のコミットメント（誓約）

経営者は、安全な家畜・畜産物を継続的に供給するために、次により、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を導入し、これを確実に実施することを明らかにし、家畜生産農場の全組織員、供給者及び出荷先に周知すること。

(1) 衛生管理方針の明確化とその周知

経営者は、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の導入及び法的規制の遵守並びに実施に関する方針（以下「衛生管理方針」という）を作成するとともに、家畜・畜産物の生産に関わる全組織員、供給者及び出荷先に周知すること。なお、衛生管理方針は文書によること。

(2) 衛生管理目標の設定

経営者は、衛生管理方針に基づき、具体的な衛生管理に関する目標（以下「衛生管理目標」という）を設定すること。

衛生管理目標は、第6章2.の分析結果に基づき、定期的に見直さなければならない。ただし、経営者が必要と認める場合には、随時見直すことができる。

(3) 組織及び組織の役割と権限

経営者は、組織（経営者、HACCP チーム、内部監査員、農場内の全職員等）の全体像を組織図等を用いて明確にし、それぞれの組織の役割と権限を文書化すること

【解説】

第2章

1. 「衛生管理方針」は中長期の方針を示すものです。社是、社訓などを入れてもよいですが、それらのみを記入するものではありません。この文書には、飼養衛生管理基準の1に準拠することを念頭に、以下の内容を含めることが望まれます。なお、社会情勢の変化などに対応していることを確認するために、必要に応じて見直し（更新）をします。

- 1) 健康な家畜及び安全な畜産物の生産が組織の事業目的の一つであること。
- 2) 健康な家畜及び安全な畜産物の生産に HACCP 方式による衛生管理システムを導入し、防疫体制を構築すること。
- 3) 法令・規則を遵守することにより、家畜伝染病の発生予防・まん延防止に努めること。
- 4) 供給者・出荷先及び地域の畜産関係者との協力により、衛生管理の向上を図ること*。
- 5) 衛生管理の重要性を全従業員が認識し、農場衛生管理システムの継続的改善及び更新を図ること。
- 6) 資源の有効活用に努めること
- 7) フードチェーン内における組織の役割が適切であること。
- 8) その他（地域の雇用、町おこしなどに貢献するなど）

注：*4) は、飼養衛生管理基準1.で求められている事項です。

【例：衛生管理方針・養豚農場】

衛生管理方針

当農場は、経営理念に従い養豚に係る全ての生産活動において、下記の事項について優先的かつ継続的に飼養衛生管理の向上に努めます。

1. 私たちは、養豚農場として、お客様に「安全」な豚肉をお届けし、「安心」して食していただくことで社会に貢献いたします。
2. 私たちは、生産する豚肉の安全性を確保するために、農場 HACCP 認証基準に基づいた衛生管理システム及び防疫体制を構築し、維持し、継続的改善を行い、必要に応じて更新することに努めます。
3. 私たちは、衛生管理方針、家畜衛生及び食品衛生に係る法令、条例、規則及びお客様が求める要求事項を遵守し、家畜伝染病の発生予防、まん延防止に努めます。
4. 私たちは、地域の畜産関係者と協力して、衛生管理の向上に努めます。
5. 私たちは、豚肉の安全性を確保するため、全従業員に衛生管理方針を周知徹底し、衛生管理の重要性を認識させ、食品安全に関する知識の向上に努めます。また、健康な豚を飼育するために飼養衛生管理向上の目標を定め、衛生管理システムを運用し、実績を検証し、システムの改善を行います。
6. 私たちは、持続可能な社会を創ることに貢献するため、資源の有効活用に努めます。
7. 私たちは、関連するフードチェーンのほか、お客様にもご理解いただけるように、開設しているホームページを通じて「衛生管理方針」やその他の情報を公開いたします。

〇〇年〇月〇日

代表取締役社長 〇〇 〇〇

2. 衛生管理目標の設定

- ・衛生管理目標には、具体的な衛生管理に関する目標を設定することが求められていますので、まず、可能であれば数値で表わせる目標を2～3項目設定します。
- ・衛生管理に関する目標であることを基礎としますが、農場で設定される数値目標の多くは広い意味での飼養衛生管理に関係していますので、農場の生産性に関係することが説明できる項目であれば問題ありません。
- ・衛生管理目標に定めた数値目標は、年1回程度は HACCP チームが第6章2.の「情報の分析」によりその達成度を確認します。十分な達成度が得られなかったと判定した場合は、その原因を究明し、衛生管理システムの更新を検討します。達成できた場合は、さらに高い目標の設定が可能であるか又は設定項目を変更・追加するかなど、数値目標の更新を検討します。
- ・達成できなかった場合のシステムの見直しや、達成できた場合の数値目標の更新などを上手に活用することで、生産性の向上に結び付けます。
- ・「畜舎の清掃」「場内の整理整頓」など、計測による数値化ができない項目を衛生管理目標に設定することもできますが、その場合は評価の方法（点数化など）を検討する必要があります。

【衛生管理目標の例】

乳用牛：衛生的乳質（生乳の細菌数、体細胞数など）
成分的乳質（乳脂肪、乳蛋白、無脂乳固形分など）
繁殖成績（空胎日数、初回授精日数、年間分娩頭数、平均産次数、E.T.受胎率など）
事故率（疾病別事故率、周産期事故率、子牛事故率など）

肉用牛：枝肉成績（枝肉重量、日齢枝肉重量、ロース芯面積、BMS、格付けなど）
繁殖成績（空胎日数、初回授精日数、未経産初回授精日数、妊娠期間、
供用年数／生涯産次、精液別成績など）
事故率（疾病別事故率、子牛事故率など）

養 豚：平均生存産子数、年間1母豚当たり離乳頭数、母豚1頭当たり販売額、
母豚1頭当たり飼料費
平均出荷時日齢、平均出荷時枝肉重量、上物率など
事故率（離乳まで、子豚舎・子豚豚房事故率、肥育舎・肥育豚房事故率など）

採卵鶏：ヘンディ産卵率、ピーク産卵率、不正常卵率、生存率など

肉用鶏：年間総生産量、飼料要求率、出荷ロット別育成率（出荷率）・出荷体重など

その他：畜舎（鶏舎）の清掃、場内の整理整頓など
目標値を計測数値で表せない目標については、点数化（5段階評価など）をすることにより客観的評価が可能となる。

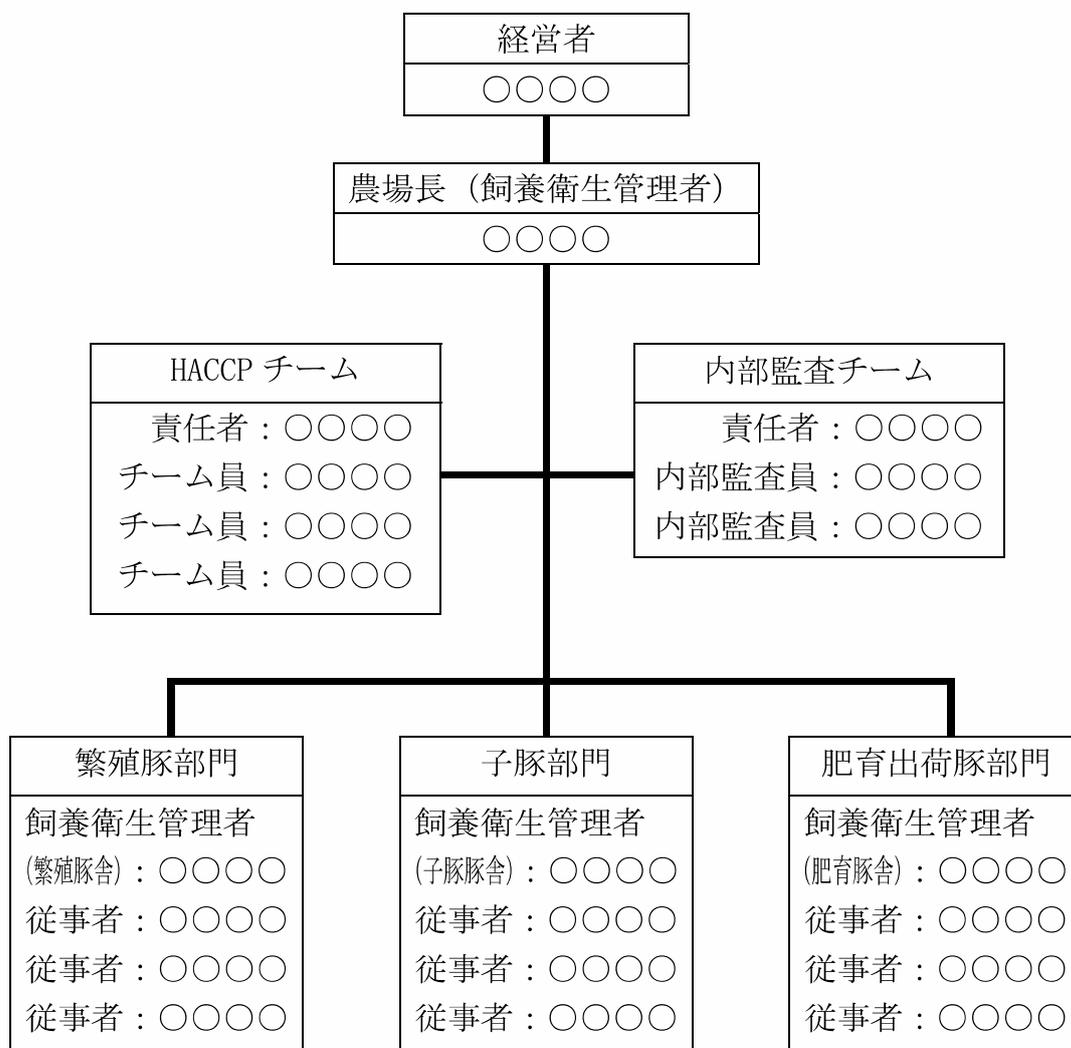
3. 組織及び組織の役割と権限では、組織図や業務分掌表などにより、経営者、飼養衛生管理者、HACCP チーム、内部監査員、農場内の各部門等について記載します。

会社（企業グループ）に農場が所属し、会社の経営者とは別に農場長などの飼養衛生管理者がいる場合は、権限の委譲等が明確にされていれば飼養衛生管理者を「経営者を代行する者」とし、現地審査の際のトップインタビューの対応をすることが可能となります。

また、令和3年度の飼養衛生管理基準の改正により、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置することが明記されました。ただし、畜舎構造や頭羽数規模により条件が異なりますので、配置に当たっては必ず管轄の家畜保健衛生所の指導を受けてください。

組織図にすべての職員名が書き込める規模であれば、下記の例を参考にします。大規模農場で職員名等が組織図内に書き込めない場合は、各部門等の名簿を別途作成します。

【例】組織図



<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】農場における役割と権限

農場における役割と権限			文書番号	2-1-3-2
			製品名	
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	Ⓔ	
承認日	年 月 日	責任者 (経営者)	Ⓔ	

部門	職位	責任と権限
全体	経営者	<p>農場における最高責任者であり、衛生管理方針の設定、及び組織体制などの経営資源の提供、配分に関する意思決定権限を有し、総括的に管理統制を行う。主な責任と権限は次のとおりである。</p> <p>注：経営者（家畜の所有者）以外の飼養衛生管理者がある場合には、任命と権限委譲の範囲を明らかにし、常時連絡を可能とすること（飼養衛生管理基準の1参照）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「衛生管理方針」決定及び法規制の周知徹底 ② 「衛生管理目標」を設定させる ③ 組織における責任と権限の決定 ④ HACCP チーム責任者および HACCP チーム員の任命 ⑤ 衛生管理システムの見直し
	農場長	<p>衛生管理システムに於いて、経営者が業務を遂行出来ない場合の代行業務、及び経営者を補佐する責任と権限を有する。主な責任と権限は次のとおりである。</p> <p>注：飼養衛生管理者の任命の有無により、経営者、農場長などの責任と権限の範囲に違いが生じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「衛生管理方針」の作成、実施、評価、更新 ② 「衛生管理目標」の作成、実施、評価、更新 ③ 内部監査の結果の評価と承認 ④ 「衛生管理システム見直し」の評価と承認
	HACCP チーム責任者	<p>衛生管理システムに必要なプロセスの確立、実施及び維持についての責任と権限を有する。主な責任と権限は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「衛生管理システム」の確立、実施、評価、更新 ② 「衛生管理システム」に関する教育・訓練の実施 ③ 「衛生管理システム」に関する外部機関との折衝 ④ 「衛生管理方針」の周知徹底 ⑤ 「衛生管理システム」の更新について検討し、経営者に報告する ⑦ 内部監査の計画、及び実施の責任者
生産部門	生産部長	<p>衛生管理システムに於いて担当する飼育部門に於ける飼育管理の責任と権限を有する。主な責任と権限は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 家畜の取扱及び飼育管理 ② 「飼育管理計画書」の作成及び「飼育管理計画書」に基づく家畜の飼育管理 ③ 生産環境の整備
飼料部門	飼料生産部長	<p>衛生管理システムに於いて担当する飼料部門に於ける飼料生産管理の責任と権限を有する。主な責任と権限は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 飼料の取扱及び保管管理 ② 生産部門からの飼料発注管理 ③ 飼料作物の生産・管理

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】業務分掌表

業務分掌表			文書番号	2-1-3-3
			製品名	
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	◎	
承認日	年 月 日	責任者 (経営者)	◎	

認証基準の項目		経営者 飼養衛生 管理者	HACCP チーム責任者	従業員 () 部門
第2章 経営者の責任				
1	経営者のコミットメント			
2	HACCP チーム責任者及びチーム員の 任命と責任・権限			
3	外部コミュニケーション			
4	内部コミュニケーション			
5	特定事項への備え			
6	衛生管理システムの見直し			
7	人、設備等の資源の提供と管理			
第3章 危害要因分析の準備				
1	素畜等の原材料及び資材			
2	家畜・畜産物の特性			
3	意図する用途			
4	工程一覧図(フローチャート)及び現状作業、生 産環境の明確化と現場での確認			
第4章 一般的衛生管理プログラムの確立とHACCP計画の作成				
1	一般的衛生管理プログラムの確立			
2	危害要因分析			
3	HACCP 計画の作成			
第5章 教育・訓練				
1	教育・訓練			
2	教育・訓練プログラム			
第6章 評価・改善及び衛生管理システムの更新				
1	内部監査			
2	情報の分析			
3	衛生管理システムの更新			
第7章 衛生管理文書リスト及び文書・記録に関する要求事項				
1	衛生管理文書リスト			
2	文書、記録に関する要求事項			

注：◎印は主管部門、○印は関係部門

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

2. HACCP チーム責任者及びチーム員の任命と責任・権限

経営者は、HACCP の考え方を取り入れた家畜生産農場の衛生管理システム（以下「衛生管理システム」という）を確立し、実施し、維持するために、次の HACCP チーム責任者及び HACCP チーム員を任命し、それぞれの責任と権限を文書化すること。

(1) HACCP チーム責任者

- ① HACCP チーム責任者は、HACCP 責任者及び HACCP チーム員からなる HACCP チームを統率し、衛生管理システムの確立、実施、評価、更新を確実に実行するものとする。
- ② HACCP チーム責任者は、衛生管理システムが効果的に運用できるように、全従事者の衛生管理システムに対する認識の向上に努めるものとする。
- ③ HACCP チーム責任者は、定期的に、かつ、必要と認める場合には、経営者に衛生管理システムの有効性及び適切性に関して報告しなければならない。
- ④ HACCP チーム責任者は、家畜生産農場の衛生管理及び HACCP について十分な知識、経験、能力を有する者から任命するものとする。

(2) HACCP チーム員

- ① 経営者は、農場の規模に応じた人数の HACCP チーム員を任命しなければならない。なお、HACCP チーム員には、家畜生産農場の組織員以外で、農場の衛生管理及び HACCP についての知識、能力を有する者を任命することができる。
- ② HACCP チーム員は、与えられた役割と責任・権限において、衛生管理システムの確立、実施、評価、更新を実現しなければならない。
- ③ HACCP チーム員は、農場の衛生管理及び HACCP についての知識、能力を有するものでなければならない。

【解説】

HACCP チームの編成

1. HACCP チームの編成は、農場の衛生管理システムを構築するための最初のステップで、経営者が HACCP チーム責任者及び HACCP チーム員を任命し、さらに任命したことを文書等で確認できるようにしなければなりません。
2. HACCP チーム責任者は、農場の衛生管理に関して経営者の任務を代行する責任があることから、責任と権限を役割分担表などの文書により明確にしておかねばなりません。
3. HACCP チーム責任者の責任と権限は（1）の①～④に、HACCP チーム員の任務は（2）②及び③に規定されています。
4. HACCP チーム員は、経営規模に応じた人数を任命します。現場の従事者がいくつかの部門に分かれている場合は、できるだけ各部門から1名は任命するようにします。HACCP チームに農場 HACCP 指導員、管理獣医師など外部機関の専門家の参加を求められています。中小規模の農場では、経営者自らが HACCP チーム責任者に就く場合もあります。

【例】HACCP チーム員の役割分担

HACCP チーム員 氏名	主な役割
HACCP チーム責任者 ○ ○ ○ ○ (農場指導員養成研修会・農場 HACCP 審査員研修会修了)	①HACCP チームを管理、運営する ②衛生管理システムの構築、実施、評価、更新を図る ③全従業員の衛生管理システムに関する教育・訓練を運営する ④衛生パトロールの実施 ⑤衛生管理システム運用の有効性及び改善に関して社長に報告 ⑥ (具体的な役割の記載) ⑦
HACCP チーム員 品質管理担当 ○ ○ ○ ○ (農場指導員養成研修会修了・農場指導員力量向上研修会修了)	①衛生管理システムの構築、実施、評価、更新を推進する ② (具体的な役割の記載) ③
HACCP チーム員 ○○部門担当 ○ ○ ○ ○	①衛生管理システムの構築、実施、評価、更新を推進する ② (具体的な役割の記載) ③
HACCP チーム員 ○○部門担当 ○ ○ ○ ○	①衛生管理システムの構築、実施、評価、更新を推進する ② (具体的な役割の記載) ③
外部 HACCP 専門家 (株)○○○○ ○ ○ ○ ○ (農場 HACCP 審査員)	①衛生管理システムの構築、実施、評価、更新を支援する ②家畜衛生教育の外部講師 ③ (具体的な役割の記載) ④

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

3. 外部コミュニケーション

経営者は、家畜・畜産物の安全に係る情報を確実に利用可能とするために、次の関係者のリストを作成した上で、これらの者と効果的なコミュニケーションを行い、得られた情報を記録するとともに、その情報の活用の手順及び方法を確立し文書化すること。

- (1) 供給者
- (2) 家畜・畜産物の出荷先、消費者
- (3) 法令・規制当局
- (4) 家畜・畜産物の安全に係るその他の組織

4. 内部コミュニケーション

経営者は、組織内のコミュニケーションが効果的に実施できるように、コミュニケーションの手段及び方法を文書化し、実施すること。

【解説】

認証基準では、外部コミュニケーションに関するリストを作成することが求められています。また、飼養衛生管理基準では、家畜衛生に関する情報の収集や家畜保健衛生所及び管理獣医師による指導の記録、さらには入場者等への入退場の際の消毒及び詳細な記録など、外部・内部コミュニケーションに関して以下の様な遵守事項が求められています。

これらについて、手順を確立し、実践し、記録するには外部・内部コミュニケーション規定等の文書により規定し、記録簿などを予め作成する必要があります。

1. 外部コミュニケーション

- 1) 地域の同業者、関係者との協力による衛生管理の向上（飼養衛生管理基準の1参照）
- 2) 家畜保健衛生所からの情報収集、指導遵守、講習会出席等（基準の2・4・6参照）
- 3) 農林水産省ウェブサイトの閲覧（推奨）（基準の2参照）
- 4) 外部事業者への印刷物・看板等による、入場者ルール等家畜伝染病予防の周知
（牛：基準の3・13・14・15・16・17・18・19・34・35 豚：基準の3・13・14・15・16・17・18・19・36・37 鶏：基準の3・11・12・13・14・15・16・17・31・32参照）
- 5) 詳細な入場者記録（牛・豚：基準の4・14 鶏：基準の4・12参照）
- 6) 観光牧場等（含、幼稚園・学校等の見学）の入場者管理
（牛・豚：基準の4・13・14 鶏：基準の4・11・12参照）
- 7) 家畜保健衛生所、管理獣医師等による検査・指導記録
（牛：基準の2・4・6・21 豚：基準の2・4・6・22 鶏：基準の2・4・6参照）
- 8) 供給者・出荷先、その他外部からの衛生情報、問い合わせ、クレーム等の有無と記録

2. 内部コミュニケーション

- 1) 家畜保健衛生所からの情報・指導内容、農林水産省ウェブサイト情報等の従事者に対する伝達（基準の2・6参照）
- 2) 原料・資材（飼料・薬品等）、施設・機材等、衛生管理システムに関する変更の伝達
- 3) 施設・器具機械等の不具合を従事者が発見した場合の報告
- 4) 上記についての伝達方法（朝礼、掲示、回覧、会議等）

3. 外部・内部コミュニケーションの手段及び方法は、衛生管理規定書等（農場内部の衛生管理に関する様々な規定）により文書化する必要があります。

【例示】外部・内部コミュニケーション規定			文書番号	
			製品名	
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	⑩	
承認日	年 月 日	責任者 (経営者)	⑩	

<p>1. 外部・内部コミュニケーションは、下記により対応するものとする。</p> <p>① 経営者は、衛生管理方針を原材料・資材の供給者、製品の出荷先等には文書で、一般消費者、その他の関係者にはインターネットのホームページ等を活用して周知すること。</p> <p>② 経営者は、生産者組合等の活動等を通じて地域の同業者と家畜衛生管理を中心とした協力体制をとること。</p> <p>③ 経営者は、家畜保健衛生所からの情報を収集し、指導を遵守し、講習会等へ自らが参加又は担当者を出席させ、これらにより入手した情報は速やかにHACCPチームを通じて全従業員に伝達すること。また、これらを記録するものとする。</p> <p>④ 経営者は、管理獣医師等からの指導について、速やかにHACCPチームを通じて全従業員に伝達すること。また、これらを記録するものとする。</p> <p>⑤ 経営者は、農林水産省ホームページの情報を積極的に収集するよう努めること。</p> <p>⑥ 経営者は、日常的に入場する外部業者に対しては文書によって入場者ルール等家畜伝染病予防対策について周知すること。また、農場出入り口に入場者ルールを掲示するとともに入場者記録簿を準備し、入場者に記載を依頼すること。</p> <p>⑦ 経営者は、幼稚園、小学校等から農場見学の依頼があった場合は、事前に入場者ルールを送付し、入場者管理を徹底すること。</p> <p>⑧ 経営者は、外部からの問い合わせ、クレーム等の事例があった場合は、その内容及びどのように対応したかを記録するものとする。</p> <p>⑨ HACCPチームは、外部コミュニケーションリストを作成し定期的に更新すること。</p> <p>2. 内部コミュニケーションの手段は、次のとおりとする。</p> <p>①朝 礼：毎日（農場従業員全員）</p> <p>②口頭伝達：随時</p> <p>③掲示板：随時</p> <p>④HACCP会議： 回／年、出席者：経営者、HACCPチーム責任者、HACCPチーム員、外部専門家</p> <p>⑤その他：衛生管理システム見直し会議等（※第2章6、第6章2.3に関連する会議）</p> <p>3. 家畜・畜産物の安全に係る情報及び指示事項は、その内容に応じて上記2. に掲げる手段により速やかに周知徹底するものとする。</p> <p>4. 原材料・資材、生産施設、使用機材等、衛生管理システムに関わる変更が生じた場合、担当者は、変更事項等必要な事項を速やかにHACCPチーム責任者に伝達するものとする。</p> <p>5. 内部コミュニケーションを実施したときは、担当者は、コミュニケーションの内容、対応等を「外部・内部コミュニケーション記録」に記録するものとする。</p> <p>6. HACCPチーム責任者は、HACCP会議の都度、「HACCP会議録」を作成するものとする。</p>	
関係する 文書・記録	外部コミュニケーションリスト、緊急連絡網、外部・内部コミュニケーション記録、HACCP会議録

【例】外部コミュニケーションリスト

分類	会社名等	連絡先と担当者	農場 担当者	情報交 換頻度
原料・材料 供給者				
運搬業者				
出荷先				
法令・規制当局 (行政機関)				
施設・設備関係者				
緊急時連絡先				
その他 (関係団体、管理獣医師等)				

【例】外部 内部 情報連絡票

項目	変更事項等	対応
1. 原材料など		
2. 器具・器材、装置など		
3. 作業手順など		
4. 衛生管理システムなど		
5. 家畜の健康状態など		
6. その他		
	報告年月日： 報告者：	発行年月日： HACCP 責任者：

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

5. 特定事項への備え

- (1) HACCP チームは、発生時に速やかに対応できるように、次に掲げる特定の事項（以下「特定事項」という）への対応について、手順を確立し、保持しなければならない。
- ①家畜又は畜産物出荷後に、当該家畜又は畜産物の重大な事故が発生した場合
 - ②第3章の2.の事項に関して不適切な事例が発生した場合
 - ③家畜伝染病の発生、又は疑いが生じた場合
 - ④飼料、添加物等に危害の混入が発生した場合
 - ⑤自然災害、又は家畜の飼養管理のための設備の故障等衛生管理システムが機能しない重大な事態が発生した場合
- (2) 経営者は、特定事項が発生した場合に備えて、対応を判断する権限を持つ要員を任命しなければならない。
- (3) HACCP チームは、特定事項が発生した場合には、発生の原因や状況を分析し、適切な改善の措置をとらなければならない。これらの一連の措置は、記録して行わなければならない。

【解説】

1. 経営者は、家畜伝染病の疑いが生じた場合や家畜・畜産物の回収・廃棄が必要とされる場合などに備えて、対応を判断する権限を持つ要員を可能な限り複数名任命しておかなければなりません。また、特定事項の種類別に連絡網や対応の手順を衛生管理規定書等に定めておくことが必要です。

2. ②では、第3章2.で作成する製品説明書の「家畜・畜産物の特徴・特性」に関して不適切な事例（誤った情報提供、表示等）が発生した場合を想定します。

製品説明書は農場の主な製品だけでなく、第1章で述べたように、フードチェーンを経て食品の原材料となるすべての製品について作成します。

3. ③では、家畜伝染病の発生、又は疑いが生じた場合に対応するためには、通報ルールを作成することが求められます。

飼養衛生管理基準5(1)では、「大規模所有者は、飼養する家畜（家きん）が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。」とされています。「特定症状」については、口蹄疫、豚熱（CSF）、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ等について防疫指針が示されています（農林水産省ホームページ：特定家畜伝染病防疫指針について）。

これらの疾病は必ずしも明瞭な症状を示すとは限りませんが、まん延防止の観点から、「疑わしきは通報する。」という心構えが必要となります。

特定症状と確定できない場合でも、家畜（家きん）がどのような状態を示した場合に通報するかを定め、責任者が不在の場合にも確実に通報が実施されるルールを作成しま

す。さらに、通報ルールの作成に当たっては、飼養衛生管理基準で定められた「特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止」「特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止」「毎日の健康観察」及び、大規模所有者に関する追加措置「通報ルールの作成等」などに準拠した内容にする必要があります（牛：基準の5・6・37・38 豚：5・6・39・40 鶏：5・6・34・35 参照）。このため、通報に関する取り決めに留まらず、家畜・畜産物の出荷及び糞尿等の場外への持出の停止、家畜防疫員来場までの準備及び対応責任者、農場従事者の帰宅時の着替え・消毒に関するルール等も併せて作成する必要があります。

これらの通報ルール等の作成に当たっては、管轄の家畜保健衛生所の指導を受けること、また、家畜保健衛生所又は管理獣医師の指導によりすべての従業員に特定症状及び通報ルール等についての教育・訓練を充分に実施すること（第5章と関連）が求められます。

また、農場 HACCP 認証農場にはより高い家畜衛生への意識が求められていることから、大規模農場の基準（成乳牛・和牛 200 頭以上、育成牛・肥育牛・豚 3,000 頭以上、鶏 10 万羽以上等）に達していなくても、通報ルールは積極的に作成します。

4. ⑤では、自然災害以外にも家畜の飼養管理のための設備の故障等により衛生管理システムが機能しなくなるような重大な事態にも対応できるように準備します。
5. ISO22000 : 2005 では、7.10.4 項「回収」で製品の回収について詳細に規定されています。農場では製品（家畜・畜産物）の回収が困難なケースもあるため、認証基準には回収について規定されていませんが、出荷先との取り決めで製品回収の可能性があれば特定事項の備えに加える必要があります。

【例】衛生管理規定書

特定事項への備え-3			文書番号	
			製品名	肥育出荷豚
作成日	年 月 日	作成者	(印)	
承認日	年 月 日	責任者	(印)	

対象事項	家畜伝染病の発生、又は疑いが生じた場合
対応手順	<p>1. 対応責任者：HACCP チーム責任者・〇〇〇〇（不在時は〇〇〇〇）</p> <p>2. 対象となる事例：</p> <p>(1) 特定症状を呈している場合</p> <p>(2) 特定症状以外の症状を呈している場合（へい死率の急激な上昇等）</p> <p>3. 農場における対応：</p> <p>(1) 特定症状を呈している場合の対応</p> <p>① 特定症状と思われる家畜を発見した担当者は、ただちに家畜保健衛生所に第一報を通報し、HACCP チーム責任者（不在時は代わる者）と共に症状を確認する。</p> <p>② その後は、HACCP チーム責任者（不在時は代わる者）が家畜保健衛生所と連絡を取り、検査等の受入れ体制を整える。</p> <p>③ HACCP チーム責任者は、家畜、敷料、糞尿、資器材等の移動禁止措置をとる。</p> <p>④ HACCP チーム責任者（不在時は代わる者）は、経営者に連絡する。</p> <p>⑤ 経営者は、出荷先等への対応をする。</p> <p>⑥ 経営者は、従事者の帰宅等への手順を検討する。（家畜伝染病等発生時の帰宅マニュアル）</p> <p>(2) 特定症状以外の異状が確認された場合の対応</p> <p>① 突然死又は多頭（羽）数の臨床症状を呈す家畜等の特定症状以外の異状を発見した担当者は、ただちに HACCP チーム責任者（不在時は代わる者）と共に症状を確認する。</p> <p>② 獣医師の診療を受け、対応の判断を獣医師に求める。</p> <p>③ 獣医師の指示に基づき、家畜保健衛生所に連絡するか、又は家畜の健康回復のための措置を講じる。</p> <p>④ 監視伝染病等の疑いで家畜保健衛生所に届けた場合は、家畜保健衛生所の指示・指導に従う。</p> <p>4. 連絡先：緊急連絡網及び外部コミュニケーションリストに記載のとおり</p>
関連する文書・記録	<p>※家畜伝染病の発生に対応して特定症状又は監視伝染病の疑いで家畜保健衛生所に届け出る場合に準備しておくべき記録の参考としては、以下のようなものがあります。</p> <p>① 導入畜受入記録 ②飼料・敷料等の受入記録 ③畜舎移動記録 ④投薬記録</p> <p>⑤ワクチン接種記録 ⑥病畜治療記録 ⑦製品出荷記録（乳・卵）</p> <p>⑧家畜（家きん）出荷記録 ⑨死亡畜処理記録 ⑩コンポスト出荷記録 ⑪作業日誌</p> <p>⑫水質検査記録 ⑬外来者入出場記録 ⑭海外渡航者記録</p> <p>⑮洗浄・消毒プログラム実施記録 ⑯農場平面図（排水の処理状況等）</p>

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

特定事項への備え-4			文書番号	
			製品名	肥育出荷豚
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	Ⓜ	
承認日	年 月 日	責任者 (経営者)	Ⓜ	

対象事項	飼料に異物の混入が発生した場合
対応手順	<p>1. 対応責任者： HACCP チーム責任者・〇〇〇〇（不在時は〇〇〇〇）</p> <p>2. 異物の種類： ①生物的異物：病原微生物 ②化学的異物：抗菌剤、農薬、カビ、毒素等 ③物理的異物：石、金属、ガラス、木片等</p> <p>（注：飼料中への異物の混入は、飼料会社や飼料運搬会社からの連絡によることが想定される。）</p> <p>3. 農場における対応： (1) 異物が混入した飼料を給餌した豚を識別し、記録する。 (2) 上記(1)の豚の異常の有無を確認し、異常が認められた場合は、当該豚の出荷を中止する。 (3) 関係者（飼料会社、飼料運搬会社等）と対応策を協議する。 (4) 農場では、次により異物の除去作業を行う。 ①タンクからの汚染飼料の除去 ②タンクの洗浄（必要に応じて消毒） ③餌箱、給餌機、配送剤の洗浄（必要に応じて消毒）</p> <p>4. 連絡先： 外部コミュニケーションリスト及び緊急連絡網に記載のとおり</p>
関連する文書・記録	特定事項対応記録、外部コミュニケーションリスト、緊急連絡網、原材料・資材受入記録

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

6. 衛生管理システムの見直し

経営者は、第6章により、HACCP チーム責任者に、衛生管理システムを運用させ、保持させ、定期的に見直させるとともに、必要に応じ、随時見直させなければならない。

見直しの結果、改善を必要とする事項があった場合は、文書によって改善の内容を具体的に指示するとともに、改善を実施し、その改善内容を記録しなければならない。

【解説】

1. 第2章6.では、「衛生管理システムの見直し」の最終責任者が「経営者」であることを明確に規定しています。「文書による具体的な指示、改善内容の記録」等が求められていることから、要求事項を円滑に実施するために例示 (P33)のような「衛生管理システム見直し規定」を作成することが推奨されます。
2. 実際の「見直し作業」は、衛生管理システムや HACCP システムを構築し運用を開始した後に、第6章1.内部監査、2.情報の分析の結果を受けて、3.衛生管理システムの更新と関連して実施します。
3. 衛生管理システム見直しのための情報源には、次のような事項があります。
 - ①衛生管理方針の適切性及び衛生管理目標の達成度 (第2章1.)
 - ②供給者からの情報、出荷先からのクレーム、法令・規制当局からの情報・指導事項等の外部コミュニケーション活動の分析・評価 (第2章3.)
 - ③従業員からの報告・提案等の内部コミュニケーション活動の分析・評価 (第2章4.)
 - ④特定事項が発生した場合における発生原因の分析・評価 (第2章5.)
 - ⑤前回までの衛生管理システム見直しの結果 (第2章6.)
 - ⑥人的資源の確保状況及び設備・機器の整備状況 (第2章7.)
 - ⑦一般的衛生管理プログラムの検証の分析・評価 (第4章1.(2))
 - ⑧HACCP 計画に基づく個々の検証活動 (CCP のモニタリングの検証、修正・是正措置の検証、危害要因分析における入力情報更新の検証) の分析・評価 (第4章3.)
 - ⑨教育・訓練の有効性 (第5章)
 - ⑩内部監査の結果 (第6章)
 - ⑪前回までの農場 HACCP 認証審査結果及びその他の関連情報
4. 家族経営規模等で経営者と HACCP チーム責任者が同一である場合などでは、第6章で作成する「内部監査報告書」「情報分析結果のまとめ」等に経営者のコメントを詳述することで第2章6.の実践 (経営者の指示と承認) に代えることもできますが、その場合は衛生管理システム見直し規定等にその旨を明らかにしておきます。

【例】衛生管理システムの見直し会議議事録

会議開催日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
会議開催場所	農場事務所会議室
会議出席者	○○○○（経営者） ○○○○（HACCP チーム責任者・議事録作成担当） ○○○○（内部監査責任者） ○○○○（出荷担当責任者）
検討事項 (議論のあった項目に チェック☑を入れる)	<input type="checkbox"/> 衛生管理方針及び目標の適切性及び衛生管理目標の達成状況 <input type="checkbox"/> 外部コミュニケーションの適切性 <input checked="" type="checkbox"/> 内部コミュニケーションの適切性 <input type="checkbox"/> 特定事項への備え～発生の有無及び対応の適切性 <input type="checkbox"/> 前回の「衛生管理システムの見直し（経営者に指示）」に関する 対応の適切性 <input type="checkbox"/> 人、設備等の資源の提供・管理の適切性 <input type="checkbox"/> 一般的衛生管理プログラム運用の適切性 <input type="checkbox"/> HACCP 計画の適切性 <input type="checkbox"/> 検証活動の適切性 <input type="checkbox"/> 教育・訓練の有効性 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査の適切性 <input type="checkbox"/> 衛生管理システムの更新活動の適切性 <input type="checkbox"/> 文書・記録の管理状況の適切性
検討内容	①出荷禁止牛が出荷牛と同時にパーラーに入ってしまった問題では、出荷禁止牛エリアの清掃が、1人では時間的に困難であったことがチームに共有されていなかったことが問題であった。 ②各部門ともに内部監査に慣れてきたが、平成○○年度の内部監査（年2回）の結果を見ると、2回とも質問事項がほぼ同じで、内部監査活動のマンネリ化が懸念される。内部監査員の力量向上が今後の課題である。
対応策 (決定事項)	①「他部門での再発防止のための類似事項の確認」で、他の部門に人員不足がないかは確認した。今後は、朝礼や HACCP チーム員会議で若い職員が発言しやすい環境を作ることが必要である。 ②内部監査員の力量向上のための教育・訓練を当面年2回（5月及び11月）実施する。来年度の本見直し会議では、内部監査が適切に実施されたかどうかを評価するとともに、教育・訓練の効果を確認するものとする。
経営者の総括	①出荷禁止牛の件では、「他部門での再発防止のための類似事項の確認」で他の部門の人員不足もチェックしたことは評価できる。若い職員の発言しやすい環境づくりは、今後も意識して継続してほしい。 ②農場 HACCP 認証を取得して1年が経過し、HACCP システムが定着してきたことは評価できる。 今回、内部監査員の力量を更に高めることで、より有効な内部監査を確立し、継続的改善を図るよう努めてほしい。

衛生管理システム見直し規定			文書番号	
			製品名	
作成日	年 月 日	作成者	Ⓔ	
承認日	年 月 日	責任者	Ⓔ	

1. 目的

この規定は、「畜産農場における飼養衛生管理向上のための取組認証基準（農場 HACCP 認証基準）」及び〇〇〇〇農場が定める関係規定（以下「認証基準等」という。）に基づき、経営者による衛生管理システムの見直し・更新の手順を明確にすることによって衛生管理システムの円滑な運用を図ることを目的として定めるものである。

2. 責任

経営者は、認証基準等に基づく衛生管理システムについて、その見直し・更新を行う責任を有する。

3. 見直し・更新の時期

衛生管理システムの見直し・更新は、年2回（原則として4月及び10月）、内部監査の後やHACCP会議等の場を活用して実施するものとする。ただし、経営者が特に必要と認めたとき、または HACCP チーム責任者から見直し・更新の提案があったときは、その都度、衛生管理システムの見直し・更新を実施するものとする。

4. 見直し事項

衛生管理システムの見直し・更新は、次の事項について実施するものとする。

- ①衛生管理方針並びに衛生管理目標の適切性及び衛生管理目標の達成状況
- ②外部コミュニケーション情報等（供給者からの情報、出荷先からのクレーム、法令・規制当局からの情報・指導事項等）に関する対応の適切性
- ③内部コミュニケーション情報等（HACCP チーム責任者や従業員からの報告・提案事項等）に関する対応の適切性
- ④特定事項の発生の有無及び対応の適切性
- ⑤人、設備等の資源の提供・管理の適切性
- ⑥一般的衛生管理プログラム運用の適切性
- ⑦危害要因分析及び HACCP 計画の適切性
- ⑧教育・訓練の有効性
- ⑨内部監査の適切性
- ⑩前回の衛生管理システムの見直し・更新に関する対応の適切性
- ⑪文書・記録の管理状況の適切性

5. 見直し・更新の手順等

- (1) 衛生管理システムの見直し・更新は、経営者及び HACCP チーム員のほか、必要に応じて外部専門家の参加を得て実施するものとする。
- (2) 衛生管理システムの見直し・更新は、衛生管理システム検討課題分析書を用いて実施するものとする。
- (3) 衛生管理システムの見直し・更新の実施状況については、HACCP チーム責任者が衛生管理システム見直し・更新書を作成し、経営者の承認・指示を受けるものとする。

関連する文書・記録	衛生管理システム検討課題分析表、衛生管理システム見直し・更新書
-----------	---------------------------------

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

7. 人、設備等の資源の提供と管理

経営者は、衛生管理システムを効果的、かつ、効率的に実施及び維持するために、次に掲げる資源を提供しなければならない。

(1) 人的資源

経営者は、業務の質・量に見合った人的資源を確保し、管理しなければならない。

(2) 従事者の知識と能力

経営者は、従事者に求められる知識及び業務遂行能力を把握しなければならない。

経営者は、従事者の知識及び業務遂行能力の保持、向上を図るため、第5章の教育及び訓練をHACCPチーム責任者に行わせなければならない。

(3) 設備・機器の提供と管理

経営者は、必要な設備・機器を提供し、意図された機能が効果的に発揮されるように保持し、管理しなければならない

【解説】

1. 経営者は、衛生管理システムの構築、維持、更新に必要な人材、設備、資金を提供しなければならないという規定です。
 2. 衛生管理システムを構築していくと、設備や人材の不足に気が付く場合があります。ソフト面の工夫で解決できず、資金がかかる場合は経営者の判断が必要です。
 3. 従事者の知識と能力の保持、向上は、第5章により実施します。
 4. 認証基準にはこの項目に関する規定を作成することについて明示されてはいませんが、要求事項を円滑に実施していることを示すためには、例示(P35)のような規定を作成することが推奨されます。
 5. 飼養衛生管理基準には、下記の設備等についての保持・管理・記録が明記されました。(畜種により、内容には差異があります。)
- ① 衛生管理区域を示す柵・ロープ・カラーコーン及び看板等
 - ② 当日に他の畜産関係施設・大臣指定地域を訪問した者及び一週間以内の海外入国者が入場する際のシャワー等施設(当該農場関係者を除く)
 - ③ 入退場者用手指等洗浄消毒設備
 - ④ 衛生管理区域専用の衣服・靴
 - ⑤ 車両消毒施設
 - ⑥ 物品持込・持出時の消毒設備
 - ⑦ 畜舎(家きん舎)出入り口付近の消毒設備
 - ⑧ 畜舎ごとの専用の靴又は靴の消毒設備：牛
 - ⑨ 畜舎(家きん舎)ごとの専用の衣服(豚では大臣指定地域に限る)と靴の設置と着用、着脱前後の衣服・靴等を離して保管するためのすのこ、分離板等：豚・鶏
 - ⑩ 場内で使用する衣服、靴、物品、車両及び施設の洗浄・消毒のための機材及び洗剤・消毒薬等
 - ⑪ 死体の保管場所
 - ⑫ 不要な資材機材の整理整頓
 - ⑬ 野生いのしし生息地域における侵入防止の防護柵(野外飼育では二重柵)：豚

人、設備等の資源の提供と管理に関する規定			文書番号	2-7
			製品名	
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	⑩	
承認日	年 月 日	責任者 (経営者)	⑩	

<p>1. 人的資源</p> <p>経営者は、農場長・HACCP チーム責任者に諮り、農場の業務を円滑に遂行するために十分な人員と力量を確保し、配置するものとする。</p> <p>2. 従業員の専門知識・技術及び業務遂行能力</p> <p>経営者は、従業員の担当する部署に関する専門知識及び技術習得に必要な教育・訓練の機会を与えるため、時間及び資金を提供するものとする。経営者は、教育・訓練に関する業務を HACCP チーム責任者に実施させる。</p> <p>(1) HACCP チーム責任者は、第 5 章の規定に従い従業員に対する教育・訓練プログラムを作成し実施する。</p> <p>(2) HACCP チーム責任者は、第 5 章の規定に従い従業員の力量評価を実施し、必要に応じて再教育を実施する。</p> <p>3. 設備・機器の提供と管理</p> <p>(1) 経営者は、飼養衛生管理基準に示された設備・機器等を設置し、保持・管理し記録する。</p> <p>(2) 経営者は、農場長・HACCP チーム責任者に諮り、農場の業務を円滑に遂行するための器具・機材及びこれを点検・補修するための資金を提供する。</p> <p>(3) 作業担当者は、各作業分析シートの後作業手順に従い器具・機材を所定の位置に戻す際に確認し、異常を発見した場合は直ちに HACCP チーム員又は HACCP チーム責任者に報告する。報告を受けた HACCP チーム責任者は、直ちに異常を確認し、修理等必要に応じた措置を取る。</p> <p>(4) HACCP チーム責任者及び HACCP チームは、施設・設備点検記録を作成し、定期的に点検を実施する。</p> <p>(5) 農場長及び経営者は、これらの報告をもとに修理・修繕を実施する。</p>	
関連する 文書・記録	教育・訓練規定、教育・訓練実施計画書、力量判定評価表（第 5 章） HACCP 会議録、施設・設備点検記録

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

第3章 危害要因分析の準備

HACCP チームは、第4章で記述される危害要因分析の準備作業として、次に掲げる事項を実施しなければならない。

1. 素畜等の原材料及び資材

HACCP チームは、次について文書化し、保持し、更新しなければならない。

- (1) 原材料・資材の特徴
- (2) 原材料・資材の予測される危害
- (3) 予測される危害の予防措置
- (4) 原材料・資材の供給者

2. 家畜・畜産物の特性

HACCP チームは、次について文書化し、保持し、更新しなければならない。

- (1) 家畜・畜産物の特徴・特性
性状、安全性や安定性に関わる情報
- (2) 家畜・畜産物の出荷形態
生体、コンテナ、専用容器、包装形態等
- (3) 家畜・畜産物の保証期限及びその条件
法規制や出荷先の規定がある場合は、それに従っていること
- (4) 家畜・畜産物の出荷先
出荷先の名称、可能であれば最終消費者までの流通経路及びそれぞれの経路における取扱い
- (5) 家畜・畜産物の出荷先への情報
ワクチン接種、薬剤投与歴、出荷日、出荷量等
- (6) 家畜・畜産物の流通上の特別な管理
温度・湿度管理、取扱い等特別な管理を必要とする事項

3. 意図する用途

HACCP チームは、以下について文書化し、保持し、更新しなければならない。

- (1) 家畜・畜産物の用途
- (2) 予測される取り扱い
加工の方法、最終調理法等
- (3) 予測される誤った取扱いや使用
- (4) 最終消費者の特定
乳幼児・高齢者・病人等ハイリスク者が最終消費者である場合はその特定

【解説】

1. 原材料及び資材は、例示のような原材料・資材リストにまとめておくことが必要です。
ISO22000 では、使用される原材料（産地、製造方法、特性等）、添加物、製品に接触する材料（包装容器等）などを明確にすることが要求されています。

農場 HACCP では、素畜、精液、受精卵、飼料、飼料添加剤、飲用水、医薬品、消毒薬、敷料などが該当します。さらに、飼養衛生管理基準では「手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等（基準の 3）参照」に関するマニュアルの作成と従事者等への周知が求められていることから、農場内で使用するすべての消毒薬について原材料・資材リストに記載します。上記以外の作業で使用する資器材等は、原材料・資材リストへの記載は求められていません。

2. これらの外部から導入するものについては、供給者に安全性を求める必要があります。飼料等は品質保証書、薬品・ワクチンなどは説明書や使用期限を示すもの、水は水質検査結果などが具体的な保証書類となります。敷料として稲わらを使用する場合のように、品質保証書等の入手が困難な場合は受入時の目視確認の徹底などが危害の予防措置となります。
3. 飼養衛生管理基準に検査又は記録することが指定されている原材料については、この時点で危害の予防措置の中にこれらを明記する必要があります。
 - ① 飲用水が適切であることを示す水質検査記録
(牛・豚：基準の 20 鶏：基準の 18 参照)
 - ② 飼料、敷料の安全性を確認する記録
(牛・豚では大臣指定地域における措置、豚では処理済み飼料の記録を含む 牛：基準の 2・7・21 豚：基準の 2・7・21・22 鶏：基準の 2 参照)
 - ③ 導入畜(家きん)の種類、頭羽数、健康状態、導入元、導入年月日の記録
(牛：基準の 4・22 豚：基準の 4・24 鶏：基準の 4・19 参照)
4. 上記以外の原材料の予測される危害要因に対する予防措置は、実際に実施している措置を記載しておきます。最終的な危害要因の予防措置は後述の危害要因分析（第 4 章 2.）で検討します。危害要因分析により予防措置が修正された場合は、原材料・資材リストに戻ってこちらも修正します。
5. 家畜・畜産物の特性及び意図する用途については、例示のような製品説明書にまとめておくことが推奨されます。
6. 飼養衛生管理基準では、出荷先の名称、出荷畜（家きん）への薬剤投与歴、出荷時の健康状態等を記録しておくことが求められています。（基準の 4 参照）
7. 製品説明書は、製品の供給先からは品質保証書（遵守保証書）と受け取られます。このため、特に製品の特徴・特性は慎重に記載します。
例えば、「バルク乳体細胞数 30 万個/ml 以下」と記載すると、それを超えた場合は生乳の廃棄や用途変更等にまで影響しますので、出荷先の規定等を参照し慎重に決定すべきです。
8. 農場 HACCP 認証農場は、フードチェーンの川上に位置することを強く意識し、乳幼児・高齢者・病人等ハイリスク者が最終消費者に含まれる前提で文書を作成します。

【例】 乳用牛農場における『原材料及び資材リスト』

原材料・資材リスト		
製品名：生乳		
原材料 及び資材名	内 容	
乾草 (チモシー、オーツ アルファルファ イタリアン)	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	自給飼料（コントラクターに委託生産） 農薬、重金属、異物混入、カビ毒 委託先との契約、カビ毒吸着剤の飼料添加 県内コントラクター組合
グラスサイレージ	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	自給飼料（自家生産） 異物、重金属や農薬、病原微生物、二次発酵（変敗） カビ毒 危害分析、堆肥等の投入記録、サイレージ管理手順、 カビ毒吸着剤の飼料添加 自農場
配合飼料(A社)	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	調製済み市販飼料 農薬、重金属、異物の混入、病原微生物、カビ毒 牛用飼料（A飼料）の確認、カビ毒吸着剤の飼料添加 A社（指定）
大豆粕 圧ペントウモロコ シ	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	加工済み飼料 農薬、重金属、異物、病原微生物、カビ毒 牛用飼料（A飼料）の確認、カビ毒吸着剤の飼料添加 飼料販売許可メーカー（B社）
乳房炎軟膏	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	要指示医薬品（抗生物質）休薬期間あり 使用期限切れ等による薬効低下 冷暗所保存、使用期限の確認 獣医師（指示書添付）
整腸剤 ルーメン健胃薬	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	動物用医薬品（休薬期間なし） 変性（品質劣化）、異物混入等の不良品 供給者の特定（動物用医薬品販売業許可を確認） 保管期限の遵守（従事者教育） 医薬品販売業許可メーカー（C社、D社、E社）
水（井戸水）	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	自農場敷地から汲み上げ・貯水 異物、化学物質、病原微生物 定期的な水質検査（許可証を確認） 自農場
酸・アルカリ・ 酸性洗剤	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	酪農用指定製品 変性（品質劣化） 酪農用指定品、有効期限の確認 酪農用製品の販売業者（F社）

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 乳用牛農場における『製品説明書』

製 品 説 明 書	
製品名：生乳	
1. 家畜・畜産物の特徴・特性	1. 生物的特性 1) 体細胞数〇〇万個/ml 以下 2) 細菌数〇〇万個/ml 以下 (注：乳等省令、出荷先の出荷基準及び自農場の衛生管理目標などを勘案して決定します。) 2. 化学的特性 1) 酸度(乳酸%)0.18 以下 2) 動物用医薬品＝残留基準遵守 (食品衛生法) 3) PCB・農薬・洗剤・殺菌剤・防虫防そ剤 ＝ポジティブリスト制度の安全基準遵守 3. 物理的特性 1) 比重(15℃)1.028～1.034 2) 異物の混入防止 以上を逸脱した場合は、出荷先の規定に従う
2. 家畜・畜産物の出荷形態	生乳 100%
3. 家畜・畜産物の保証期限及びその条件	1. 毎日、出荷(5℃以下)→保冷配送 逸脱した場合は出荷先の規定に従う 2. 乳業メーカーの規定に従って保証期限を決定
4. 家畜・畜産物の 出荷先	指定運送業者 (〇〇ミルク搬送会社) →〇〇農協クーラーステーション →契約メーカー (〇〇乳業)
5. 家畜・畜産物の 出荷先への情報	1. 出荷時の乳温 2. 出荷時のアルコール凝集検査(陰性) 3. 月3回の成分検査成績 4. (出荷禁止措置がとられた場合) 理由書
6. 家畜・畜産物の流通上の特別な管理	1. 保冷(4℃)して流通 2. " 店頭陳列 3. 賞味期限の明確表示
7. 家畜・畜産物の用途	牛乳へ加工して販売 (飲用または加工乳用)
8. 予測される取り扱い	牛乳への加工 (UHT 殺菌)
9. 予測される誤った取扱や使用	1. 規定以外の殺菌方法 (無殺菌、UHT 以外の殺菌) 2. 規定以外の保管方法 (常温保管、冷却不足) 3. 規定以外の加工方法 (異物、化学物質混入)
10. 最終消費者の特定	1. 健康な成人/子供 2. 乳幼児/老人/病人 (ハイリスク者)

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 肉用牛農場における『原材料及び資材リスト』

原材料・資材リスト		
製品名：肉用牛		
原材料 及び資材名	内 容	
素牛	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	7～8 ヲ月齡 ホルスタインのメスと和牛の交雜種 病原微生物の汚染、注射針の残留 ワクチン接種証明書 〇〇市場
井戸水	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	自家井戸水 病原微生物、重金属類等の混入 水質検査実施（年2回） 自家
配合飼料	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	配合飼料 材質： マッシュアンドフレーク カビ、異物の混入 品質保証書 〇〇飼料
アルファベール	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	輸入飼料（アメリカ） 材質：乾草 カビ、異物の混入 品質保証書、受け入れ検査（目視検査） 〇〇農協
チモシー	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	輸入飼料（アメリカ） 材質：乾草 カビ、異物の混入 品質保証書、受け入れ検査（目視検査） 〇〇農協
二混特号	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	配合飼料 材質： オールマッシュ カビ、異物の混入 品質保証書、受け入れ検査（目視検査） 〇〇農協
おから	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	食品製造副産物 材質： 豆腐粕 カビ、異物の混入、腐敗 受け入れ検査（目視、臭気検査） 〇〇食品
ビール粕	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	食品製造副産物 材質： ビール粕 カビ、異物の混入、腐敗 受け入れ検査（目視、臭気検査） 〇〇産業
アクレモ	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	乳酸菌 材質： 粉末 カビ、腐敗、異物の混入 受け入れ検査（目視検査） 〇〇〇〇

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 肉用牛農場における『製品説明書』

製品説明書	
製品：肉用牛	
1. 家畜・畜産物の特徴・特性	1. 動物用医薬品残留基準遵守製品 2. 注射針混入に対して農場管理規範遵守製品 3. 24～28ヵ月齢の黒毛和牛（父牛）とホルスタイン（母牛）の交雑種の健康な肉用牛
2. 家畜・畜産物の出荷形態	1. 生体出荷：4t車で5頭、10tで12頭乗せ 2. 繋ぎ及びバラで出荷
3. 家畜・畜産物の保証期限及びその条件	1. 農場内で出荷トラックに積み込み後、輸送し、と畜場到着後までの間
4. 家畜・畜産物の 出荷先	1. ○○食肉センター 2. 緊急出荷は地元○○食肉処理場
5. 家畜・畜産物の 出荷先への情報	1. 品種 2. 出荷頭数 3. 素牛導入年月日 4. 個体識別番号 5. 生年月日 6. 性別 7. 健康状態 8. 医薬品使用歴 9. ワクチン歴 10. 餌切り時間（半日） 11. 水質検査結果 12. 飼料給与記録 血統
6. 家畜・畜産物の流通上の特別な管理	1. 輸送中は制限速度内で、横揺れに十分注意する 2. 夏場は出荷を1時間早める（9時を8時に変更）
7. 家畜・畜産物の用途	1. テーブルミート用 2. 加工用
8. 予測される取り扱い	1. 加熱後の喫食
9. 予測される誤った取扱いや使用	1. 生食での喫食
10. 最終消費者の特定	1. 健康な成人 2. 乳幼児・老人・病人等ハイリスク者

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】養豚農場における『原材料及び資材リスト』

原材料・資材リスト		
製品名：肥育出荷豚		
原材料 及び資材名	内 容	
母豚 (購入母豚)	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	母豚 (LW雌豚) 病原微生物の汚染 ワクチン接種証明書、検査証明書 〇〇種豚会社
精液 (自家採精)	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	自家採精したD精液 病原微生物の汚染 自農場における一般的衛生管理の遵守 自家採精
有薬飼料	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	配合飼料 (有薬飼料) 材質：マッシュ 供給元からのサルモネラ汚染、カビ毒、腐敗 供給者品質保証 〇〇飼料会社
無薬飼料	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	配合飼料 (無薬飼料) 材質：マッシュ 供給元からのサルモネラ汚染、カビ毒、腐敗。 抗生物質の混入 供給者品質保証 〇〇飼料会社
水	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	地下水 病原微生物の汚染 水質検査 (年1回) 自農場
薬品	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	動物用医薬品 材質：抗生物質、駆虫剤、消毒薬、ホルモン製剤、 解熱消炎鎮痛剤、外用薬、鉄剤など 品質劣化 医薬品添付文書 (説明書) 各薬品については「薬品一覧表」に別途記載
ワクチン	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	動物用医薬品 品質劣化 国家検定済 各ワクチンについては「ワクチン一覧表」に別途記載
混合飼料	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	混合飼料 材質：生菌剤、有機酸、酵素剤、ビタミン剤、アミノ酸 など 品質劣化 供給者品質保証 〇〇薬品

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】養豚農場における『製品説明書』

製 品 説 明 書	
製品名：肥育出荷豚	
1. 家畜・畜産物の特徴・特性	1. 三元交雑（LWD）の肥育豚 2. 約6ヵ月齢、115kgの肥育豚 3. ポジティブリスト制度の安全基準遵守 4. 注射針における農場内管理基準遵守
2. 家畜・畜産物の出荷形態	1. 生体で出荷 2. 出荷トラックへの積み込みにより出荷
3. 家畜・畜産物の保証期限及びその条件	1. 農場内で出荷トラックへの積み込み後に輸送し、と畜場到着まで
4. 家畜・畜産物の 出荷先	1. ○○と畜場→○○ミートグループ
5. 家畜・畜産物の 出荷先への情報	1. 出荷記録（出荷日、頭数、豚舎番号） 2. 注射針残留の有無 3. 健康状態 4. 薬品使用記録 5. ワクチン履歴
6. 家畜・畜産物の流通上の特別な管理	1. 出荷豚運搬器材の洗浄と消毒 2. 出荷台の洗浄と消毒 3. 出荷トラックとタイヤの洗浄と消毒 4. 農場入場前の車両の消毒(入場マニュアルの遵守) 5. アニマルウェルフェアに配慮した適正な輸送
7. 家畜・畜産物の用途	1. 加工用 2. テーブルミート用
8. 予測される取り扱い	1. 加熱調理
9. 予測される誤った取扱いや使用	1. 消費者の購入後の誤った保存方法 2. 消費者の購入後の消費期限の超過 3. 生食及び不十分な加熱
10. 最終消費者の特定	出荷先の食肉加工会社が用途に応じて特定する (健康な成人、乳幼児、老人、病人等ハイリスク者)

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】採卵鶏農場における『原材料及び資材リスト』

原材料・資材リスト		
製品名：生食用殻付卵		
原材料 及び資材名	内 容	
大雛	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	生体（品種：〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇） 病原微生物の持込 ①サルモネラ検査証明書 ②ワクチン接種証明書 〇〇〇
飲用水	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	地下水 大腸菌、重金属類等の汚染 水質検査（1回/年） 自家農場
飼料 成鶏前期用	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	主原料；とうもろこし、大豆粕等 材質：マッシュ サルモネラの混入 ①成分表 ②サルモネラ検査証明書 〇〇〇飼料㈱
飼料 成鶏中期用	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	主原料；とうもろこし、大豆粕等 材質：マッシュ サルモネラの混入 ①成分表 ②サルモネラ検査証明書 〇〇〇飼料㈱
飼料 成鶏後期用	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	主原料；とうもろこし、大豆粕等 材質：マッシュ サルモネラの混入 ①成分表 ②サルモネラ検査証明書 〇〇〇飼料㈱
IB 生ワクチン	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	生物学的製剤、国家検定合格済 使用期限切れによる効果の低減 国家検定済 〇〇〇薬品㈱

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】採卵鶏農場における『製品説明書』

製 品 説 明 書	
製品名：生食用殻付卵	
1. 家畜・畜産物の特徴・特性	1. 生食用殻付卵 2. 非遺伝子組み換え飼料での飼育
2. 家畜・畜産物の出荷形態	1. 原卵出荷（インライン）
3. 家畜・畜産物の保証期限 及びその条件	1. 集卵日当日出荷
4. 家畜・畜産物の 出荷先	1. 自社G Pセンター
5. 家畜・畜産物の 出荷先への情報	1. 採卵鶏の情報（日齢、給与飼料、ワクチン接種歴） 2. 鶏舎・鶏糞サルモネラ検査報告書（1回/月）
6. 家畜・畜産物の流通上の特別な管理	1. インラインによる出荷
7. 家畜・畜産物の用途	1. 生食用 2. 加工用
8. 予測される取り扱い	1. 生食卵として喫食 2. 温度管理された流通
9. 予測される誤った取扱いや使用	1. 消費者の保存の不適切（室温保存）
10. 最終消費者の特定	1. 一般消費者

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】肉用鶏農場における『原材料及び資材リスト』

原材料・資材リスト		
製品名：肉用鶏		
原材料 及び資材名	内 容	
初生雛	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	伝染性気管支炎、マレック病ワクチン接種済み 病原微生物の持ち込み ①サルモネラ検査証明書 ②ワクチン接種証明書 〇〇種鶏場
水	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	自家井戸水 大腸菌、有害物質の混入 水質検査実施（年2回） 自家地下水
前期飼料	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	抗コクジウム剤、飼料添加物入り カビ、腐敗、サルモネラ汚染 供給者の遵守証明書 〇〇飼料 材質：クランブル
中期飼料	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	抗生物質、ビタミン添加物入り カビ、腐敗、異物、サルモネラの混入 ①供給者の遵守証明書 ②サルモネラ検査証明書 〇〇飼料 材質：マッシュ
後期飼料	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	抗生物質、ビタミン添加物入り カビ、腐敗、異物、サルモネラの混入 ①供給者の遵守証明書 ②サルモネラ検査証明書 〇〇飼料 材質：マッシュ
仕上げ飼料	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	無薬飼料 品質劣化、サルモネラ汚染 ①供給者の遵守証明書 ②サルモネラ検査証明書 〇〇飼料 材質：マッシュ
精製水	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	局方品 品質劣化 供給者品質保証書 〇〇薬品 材質：液体
伝染性ファブリ キウス囊病（IB D）ワクチン	特 徴 予測される危害 予 防 措 置 供 給 者	生ワクチン 品質劣化 国家検定済、薬品会社遵守証明書 〇〇薬品 材質：凍結品

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】肉用鶏農場における『製品説明書』

製 品 説 明 書	
製品名：肉用鶏（生鳥）	
1. 家畜・畜産物の特徴・特性	1. 動物用医薬品残留基準遵守製品 2. 非遺伝子組み換え飼料での飼育
2. 家畜・畜産物の出荷形態	1. 通常期8羽、夏季7羽／コンテナ 2. 8,000羽／回（4tトラック4台）
3. 家畜・畜産物の保証期限及びその条件	1. 農場内の斃死は農場の責任 2. 輸送中の斃死は運送会社の責任
4. 家畜・畜産物の 出荷先	1. ○○食鳥処理場
5. 家畜・畜産物の 出荷先への情報	1. 飼育舎の構造 2. 種鶏業者名 3. 品種及び系統 4. 素雛導入年月日及び飼育期間 5. 出荷数 6. 疾病及び事故履歴 7. 薬剤投与履歴 8. 餌切り時刻
6. 家畜・畜産物の流通上の特別な管理	1. 夏期は7羽詰めで輸送する 2. 輸送中は制限速度内で、横揺れに十分注意する
7. 家畜・畜産物の用途	1. 加工用 2. テーブルミート用
8. 予測される取り扱い	1. 加熱後の喫食 2. 温度管理された流通
9. 予測される誤った取扱いや使用	1. 消費者の保存の不適切（室温保存） 2. 生食での喫食
10. 最終消費者の特定	一般消費者

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

4. 工程一覧図(フローダイアグラム)及び現状作業、生産環境の明確化と現場での確認

HACCP チームは、以下に従い、工程一覧図並びに現状の工程内作業、日常作業及び生産環境を明確にし、文書化し、現場で確認し、必要に応じて更新し、保持しなければならない。

(1) 工程一覧図の作成

HACCP チームは、すべての作業工程の順序及び相互関係並びに原材料・資材が使用される工程の段階を図式化した工程一覧図を作成しなければならない。

(2) 現状作業（工程内及び日常定期・不定期作業）の明確化

① 工程内現状作業の明確化

HACCP チームは、すべての工程内作業の現状について、作業の目的、目的を阻害する可能性のある要因、それを防ぐ注意点、使用する資機材及び作業の手順・方法を明確にしなければならない。作業の手順・方法は、準備作業、実施する作業、実施後の作業に分けて記述しなければならない。

② 現状の日常作業及び定期・不定期作業の文書化

HACCP チームは、工程内作業以外で、日常的及び定期・不定期に実施しているすべての作業について、作業を実施する時期（間隔）・頻度及び作業の目的、目的を阻害する可能性のある要因、それを防ぐ注意点、使用する資機材、作業の手順・方法を明確にしなければならない。作業の手順・方法は、準備作業、実施する作業、実施後の作業に分けて記述しなければならない。

(3) 生産環境の文書化

① 敷地、畜舎等の施設、主な設備及び道路等周囲の状況を明確にしなければならない。

② 農場内の交差汚染の予防を考慮した、清浄度区分（ゾーニング）及び人、家畜、物の流れ（動線）を検討しなければならない。

③ 敷地、道路、施設、主な設備等の配置を示した平面図上に、清浄度区分を明示し、人、家畜、物、生産物等の流れをトレースし、各種動線図を作成しなければならない。

(4) 工程一覧図及び現状作業、生産環境の現場確認

HACCP チームは、工程一覧図及び工程内現状作業、現状の日常作業及び定期・不定期作業、並びに生産環境は正しく現状を反映したものであることを現場で確認し、必要であれば修正しなければならない。

【解説】

1. 家畜・畜産物の生産に関わる原料、資材等の受入・保管から作業工程の順序及び相互関係を図式化した工程一覧図(フローダイアグラム)を作成します。
2. 乳用牛や養豚一貫経営の場合などは、作業工程が多岐にわたるため1枚のフローダイアグラムにすべての工程を書き込むことは困難です。その場合には、全体を表す図を作成した上で部門別のフローダイアグラムを作成します。(P51 参照)

3. フローダイアグラムとあわせて、農場における現状作業を文書化して明確にします。便宜上、主な生産工程に関わる作業を「工程内作業」とし、時間軸に基づいて記載します。時間軸につながりにくい作業は、「日常作業」、「定期作業」および「不定期作業」に分類します。「日常・定期・不定期作業」については、フローダイアグラムの図の中に示す（P51 参照）、あるいは別途整理表等を作成するなどにより明確化します（P58 参照）。
4. 「工程内作業」と「日常・定期・不定期作業」について、それぞれの作業目的、作業頻度、作業を阻害する要因やそれを防ぐ注意点などをその関連性に留意しながら記述し、文書化した作業分析シートを作成します。この時、フローダイアグラムの各作業工程とそれに対応する分析シートの整理番号を整合します。作業分析シートの内容は、従事者の教育・訓練や飼養衛生管理基準に定められた衛生管理マニュアルとして使用できるものを目指します。
5. 飼養衛生管理基準に準拠するため、以下の項目について作業分析シート、マニュアル又は規定等が作成されているかを確認します。
 - ① 導入家畜の健康状態の確認・管理
 - ② 農場に立ち入る者の制限、更衣・履き替え・消毒（畜種によって異なります。）
 - ③ 農場に持ち込む物品や車両の制限・処理・管理
 - ④ 給与水、飼料、敷料等の処理・管理
 - ⑤ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒
 - ⑥ 衛生管理区域内への野生動物及び愛玩動物の侵入防止
6. 実際の文書構築作業では、作業分析シートの作成過程でフローダイアグラムの修正の必要が判明することがあり、これらの文書の構築は並行して実施することが重要です。フローダイアグラムの完成度70%程度で作業分析シートの作成に移ることをお勧めします。
7. 飼養衛生管理基準では、衛生管理区域の設定とこれを示す表示、「衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。」と定められており、まずこれに基づいて農場外からの汚染を防止します。さらに、農場内の清浄度区分と交差汚染予防を考慮した、人、家畜、飼料、水、糞尿、死亡畜等の動線、消毒設備等衛生対策設備の設置箇所を平面図等に示すこと、併せて野生動物の防護柵や除草・石灰散布の範囲を明確にすること及び埋却用地の準備が求められています。
8. 農場内を生産環境に応じて区域分けし、それぞれの清浄度区分を決定します。農場の平面図等に清浄度区分を色分けするなど解り易いように表示します。

清浄度区分区域（例）

 - 区分 1：搾乳室、分娩室、子豚舎 等
 - 区分 2：牛舎、肥育施設、鶏舎、飼料保管庫 等
 - 区分 3：更衣室、事務所 等
 - 区分 4：堆肥舎、浄化槽、畜舎内道路、動力機械室、配電室等

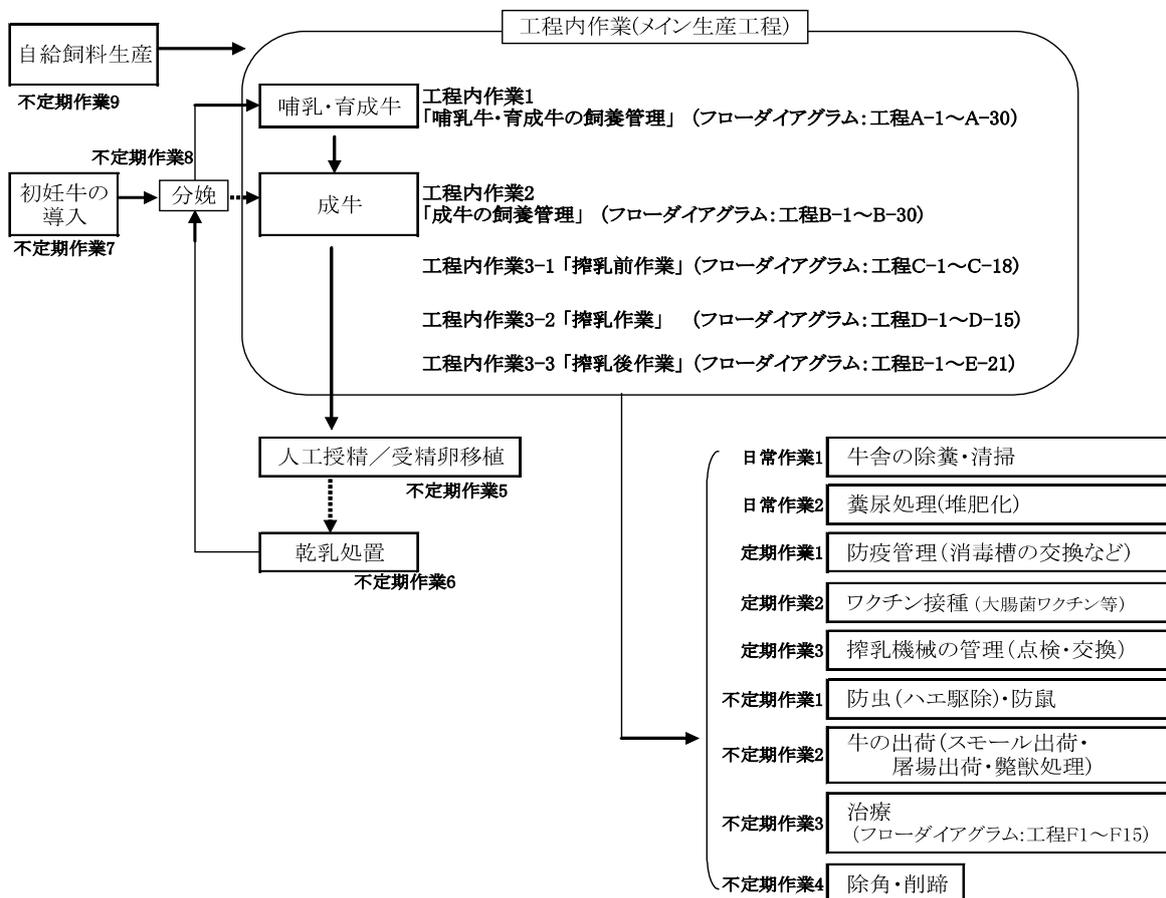
9. 清浄度区分を示した平面図を基に、危害要因の清浄区への混入、交差汚染の防止に配慮して、家畜、死亡家畜、飼料、水、糞尿、人、製品（卵、牛乳、家畜）等の動きの方向を矢印などで表示した「動線図」を作成し、文書化していきます。
人工授精時の精液、ワクチン接種時のワクチンの動線は、それらの作業をする人の動線として考えます。

10. 文書化したフローダイアグラム及び作成した作業分析シート、平面図（清浄度区分）・動線図等の生産環境の内容が現状を正しく反映しているかを現場で確認し、記録します。
ある程度文書化が進んだ時点で、現場確認を実施します。現場確認をしてみると、机上で作成した文書と実際の現場の動きの違いが感じられることが多々あります。現場確認の経験は、その後の文書構築に参考になります。
現場確認は、文書作成から概ね3か月以内に実施します。この期間が開きすぎている場合は、信頼度が低いと判定されます。
現場確認は、文書の作成者と作成者以外の確認者（指導員等）が立ち会って実施します。確認者及び承認者（責任者）の署名又は押印が必要となります。
フローダイアグラム、作業分析シート、平面図、動線図を作成することで、家畜・畜産物の生産工程や生産環境を明確にし、次のステップである危害要因分析(第4章)へと進みます。

乳用牛農場における文書化例

【例】 1. 乳牛管理全体のフローダイアグラム

製品名：生乳

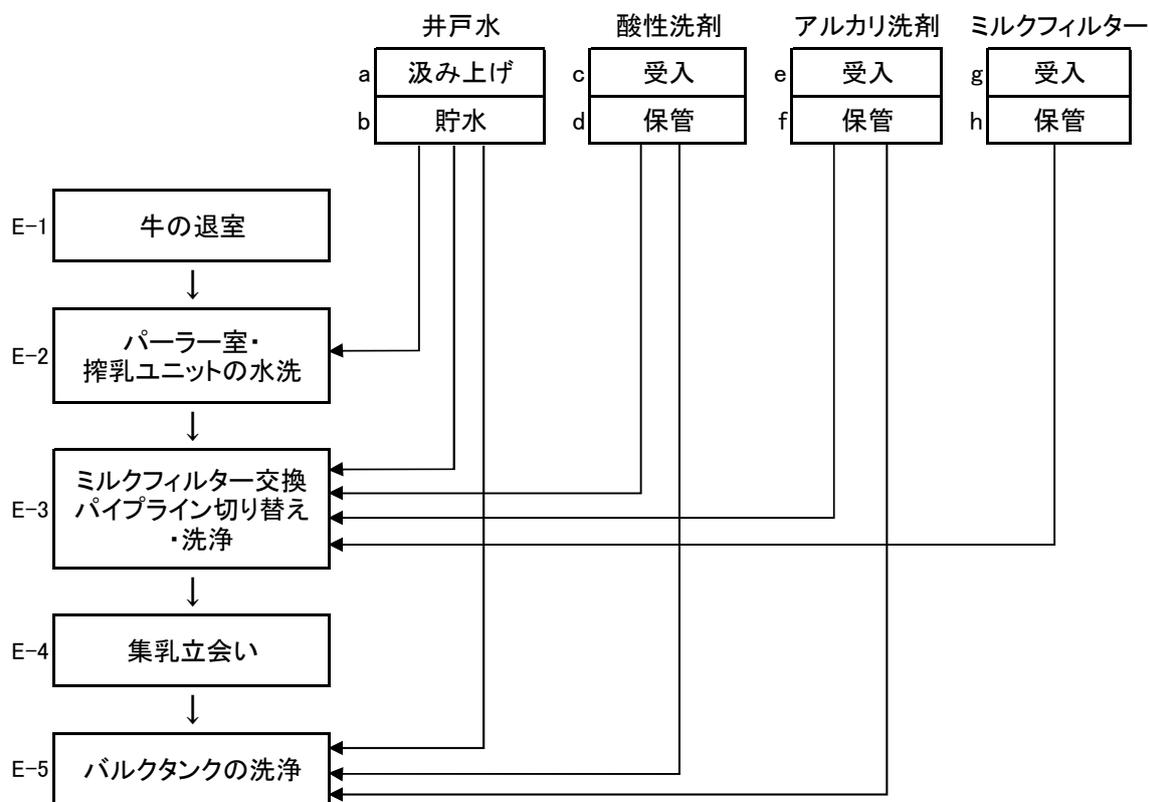


【説明】

- 上記の例では、すべての作業工程の相互関係を示した、全体的なフローダイアグラムを作成しています。乳用牛農場では生産工程が多岐にわたるため、1枚の工程一覧図(フローダイアグラム)に作業工程の詳細を表すことができません。このような場合は、上記例のように全体を表す工程一覧図を作成し、「搾乳」「飼料給与」「哺乳・育成」など部門別に詳細な工程一覧図を作成します。養豚一貫経営等の場合も、必要に応じて「繁殖」「肥育」などの部門別に工程一覧図を作成します。
- すべての作業は、工程内・日常・定期・不定期作業に分類します。主たる生産工程(乳用牛農場では、飼養管理・搾乳など)を「工程内作業」と規定します。それ以外の作業の内「牛舎の除糞・清掃」のように毎日実施する作業は「日常作業」、「搾乳機械の管理(点検・部品交換)」のように定期的を実施することが明らかな作業は「定期作業」、「治療」のように定期的ではない作業は「不定期作業」に分類します。日常・定期・不定期の分類は、農場の事情によって異なります。
- 「日常作業」「定期作業」「不定期作業」は多くの場合、線図(ダイアグラム)で表すことができませんが、上記の例のように全体的なフローダイアグラムの中に記入するか、あるいは作業整理表等に記載してすべてが一覧できるようにします。また、すべての作業にNo.を付し、後に作成する作業分析シート、危害要因分析表等と整合するようにします。

【例】2. フローダイアグラム 「3-3 搾乳後作業」

製品名：生乳



作成日：	作成者：
<hr/>	
現場確認日：	確認者：
<hr/>	
承認日：	責任者：
<hr/>	

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 3. 工程内作業分析シート			整理 No.	E-3
			製品名	生乳
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	(印)	
現場確認日	年 月 日	確認者	(印)	
承認日	年 月 日	責任者	(印)	

対象工程	ミルクフィルター交換・パイプライン切り替え・洗浄			
工程の内容	工程の目的	搾乳後のパイプライン汚染除去		
	目的阻害要因	1. 洗剤の不足による洗浄効果低減 2. 洗浄水の温度不適による洗浄効果低減		
	注 意 点	1. パイプライン切り替え忘れによるバルクへの洗剤混入 2. 洗剤の補充、洗浄水の温度管理		
	使用資器材	① ミルクフィルター ② 自動洗浄装置 ③ 酸性洗剤 ④ アルカリ洗剤		
現状実施手順	準備作業 ⇨ 本作業 ⇨ 後作業			
	【準備作業】 ① 自動洗浄装置の酸性洗剤、アルカリ洗剤の残量を確認する。 ② ミルクフィルターの在庫を確認する。			
	【本作業】 ③ フィルターパイプの周辺を水洗する。 ④ ミルクフィルターを交換し、使用済みフィルターを廃棄する。 ⑤ フィルター交換をチェックシートに記載する。 ⑥ パイプライン切り替えを2名で実施する。1名が切り替え、他の1名がチェックシートに記録する。 ⑦ 自動洗浄装置の表示を確認し、自動洗浄を開始する。 ⑧ 洗浄水の温度に異常のないことを確認する。 ⑨ 洗浄終了後エアを圧送し、ミルクラインに残った洗浄水を排出する。			
	【後作業】 ⑩ ミルクホース内の洗剤残留の有無を確認する。 ⑪ 洗浄完了をチェックシートに記録する。			
関連する文書・記録	チェックシート			

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

【例】 4. 日常作業分析シート			整理 No.	日常作業-2
			製品名	生乳
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	(印)	
現場確認日	年 月 日	確認者	(印)	
承認日	年 月 日	責任者	(印)	

対象工程	糞尿処理(たい肥化)			
工程の内容	工程の目的	糞尿の適切な処理(戻し堆肥、販売用堆肥)		
	目的阻害要因	水分調節、温度管理等の不備による堆肥の不十分な発酵		
	注意点	朝の搾乳時に実施する		
	使用資器材	① スクレーパー ② バケットローダー ③ 堆肥発酵施設 ④ 廃白土 ⑤ 戻し堆肥		
現状実施手順	準備作業 ⇨ 本作業 ⇨ 後作業			
	【準備作業】 ① 廃白土の在庫を確認する。 ② フリーストール牛舎の牛糞がスクレーパーによって集められていることを確認する。			
	【本作業】 ③ バケットローダーを使って、牛糞を発酵施設へ運ぶ。 ④ 牛糞に廃白土と発酵済みの戻し堆肥を適度に混ぜ、水分調節をする。 ⑤ 発酵施設で発酵を促す。 ⑥ 発酵の進んだ堆肥を堆肥舎へ移動する。 ⑦ 冬季、梅雨期などは状態によって切り返しを実施し、さらに発酵を促す。			
	【後作業】 ⑧ バケットローダーを洗浄する。 ⑨ 発酵施設の温度など発酵の状態を観察する。			
関連する文書・記録	作業日誌			

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

【例】 5. 定期作業分析シート			整理 No.	定期作業 3-②
			製品名	生乳
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	(印)	
現場確認日	年 月 日	確認者	(印)	
承認日	年 月 日	責任者	(印)	

対象工程	ライナーゴム・パッキン類の交換			
工程の内容	工程の目的	1. ライナーゴム劣化による乳房炎発生の防止 2. パッキン劣化による真空圧不足の防止		
	目的阻害要因	1. 交換間隔の延長による部品類の劣化 2. ライナーゴムの装着不備（ねじれ等）による乳房炎の発生		
	注意点	1. 規定の頻度（3か月毎）で交換する。 2. 廃棄乳用バケットミルクカーのライナーゴムも同時に交換する。		
	使用資器材	① ライナーゴム ② パッキン類 ③ 工具		
現状実施手順	準備作業 ⇨ 本作業 ⇨ 後作業			
	【準備作業】 ① ライナーゴムを定期的に発注する。 ② ミルクラインに沿ってパッキン類の劣化がないかを確認する。必要に応じて、継ぎ目を外し確認する。			
	【本作業】 ③ ライナーゴムは手順書に従って一斉交換する。 ④ 劣化したパッキン類を交換する。			
	【後作業】 ⑤ 工具等を片付け、古いライナーゴム等を適切に廃棄する。 ⑥ ライナーゴムの交換及びパッキン類の交換箇所名を作業日誌に記録する。 ⑦ 交換後1週間は、真空圧の変動・乳房炎の発生状況等に注意する。			
関連する文書・記録	ライナーゴム交換手順書、作業日誌			

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

【例】 6. 不定期作業分析シート			整理 No.	定期作業 1-②
			製品名	生乳
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	(印)	
現場確認日	年 月 日	確認者	(印)	
承認日	年 月 日	責任者	(印)	

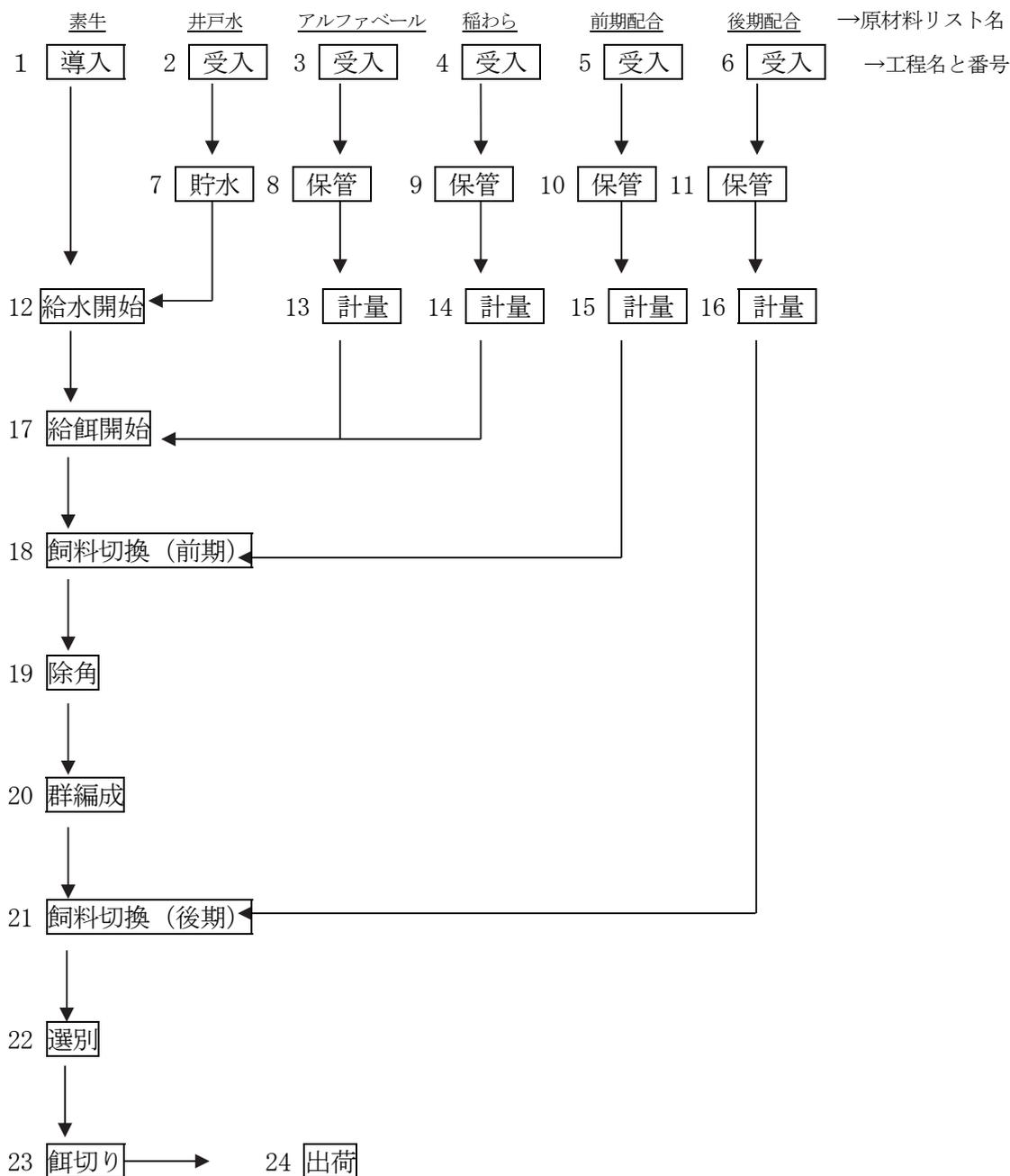
対象工程	防鼠（ネズミの駆除）			
工程の内容	工程の目的	農場内の防鼠による衛生管理（感染症の防止）と施設の保全		
	目的阻害要因	<ol style="list-style-type: none"> 1. 不十分な防鼠による感染症の発生、配線ケーブル等の破損 2. 殺鼠剤による生乳、飼料の汚染 		
	注意点	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生乳、飼料への混入がなく、作業者の安全を確保した正しい殺鼠剤の取扱いをする。 2. 定期的実施する。 		
	使用資器材	<ol style="list-style-type: none"> ① 殺鼠剤 ② 殺鼠剤を混ぜるための油脂、魚肉、種子など ③ 作業着、マスク、ゴム手袋等 		
現状実施手順	準備作業 ⇨ 本作業 ⇨ 後作業			
	【準備作業】 <ol style="list-style-type: none"> ① 作業着、マスク、ゴム手袋を装着する。 ② 殺鼠剤の説明書を参考に、油脂、魚肉等に混ぜた毒餌を作る。 			
	【本作業】 <ol style="list-style-type: none"> ③ 過去に鼠又はラットサインを発見した個所を中心に、毒餌を設置する。 ④ 毒餌の設置個所以外の場所は整理整頓し、他の餌になるものや隠れやすい場所のないようにする。 ⑤ 設置後 1 週間は設置場所を観察し、毒餌を食べた跡がある場合は再度設置する。 ⑥ 場内を巡回し、鼠の死体を回収する。 			
	【後作業】 <ol style="list-style-type: none"> ⑦ 毒餌の設置個所を作業日誌に記録する。 ⑧ 1 週間後に設置した毒餌を回収する。 ⑨ 毒餌を食べた痕跡、その後の鼠の生存状況などから殺鼠剤の効果を推測し、適宜殺鼠剤の種類を変更する。 			
関連する文書・記録	殺鼠剤の説明書、作業日誌			

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

肉用牛農場における文書化例

【例】 1. フローダイアグラム

製品名： 肉用牛



<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 2. 日常作業及び定期・不定期作業整理表

製品名：肉用牛			
日常作業項目	実施頻度	定期・不定期作業項目	実施頻度
25. 給餌管理	2回/日	31. 牛舎消毒	週1回
26. 給水管理	2回/日	32. ハエ駆除	不定期
27. 牛・飼槽の見回り	2回/日	33. 除糞・敷料交換	週1回
28. 消毒槽の清掃	1回/日	34. 除草	不定期
29. ワラ切り	1回/日	35. 排水溝掃除	不定期
30. カッター整備	1回/日	37. 牛舎の大掃除	不定期
		38. 踏込み消毒槽	1回/日
		39. ビタミン剤投与	ビタミン欠乏時
		40. 除角	導入後
		41. ネズミの駆除	不定期

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 3. 工程内作業分析シート			整理 No.	1
			製品名	肉用牛
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	(印)	
現場確認日	年 月 日	確認者	(印)	
承認日	年 月 日	責任者	(印)	

対象工程	導入		
工程の内容	工程の目的	健康な素牛の安全な導入	
	目的阻害要因	1. 搬入時の素牛・従業員の怪我 2. 素牛による感染症の持ち込み 3. 導入牛の逃走	
	注 意 点	1. 人員等を十分に準備して実施する。 2. 滑走防止のため、敷料（おが屑）を準備する。	
	使用資器材	① ホイールローダー ② スコップ、箒、ブラシ、ロープ ③ 敷料（おが屑）	④ 導入牛チェックリスト ⑤ 導入台 ⑥ フォークリフト
現状実施手順	準備作業 ⇨ 本作業 ⇨ 後作業		
	【準備作業】 ① ホイールローダー、スコップ、箒、ブラシを使用して、導入するパドックの床、飼槽、ウォーターカップを清掃し、敷料を入れ替える。 ② セリ名簿を基に導入牛チェックリストを作成する。 ③ 導入台、ロープを準備し、通路にも敷料を撒いておく。		
	【本作業】 ④ 家畜車が到着したらフォークリフトで導入台を家畜車の後方に設置し、脱出防止柵を固定する。 ⑤ 個体識別番号と健康状態を確認し導入牛チェックリストに記入しながら1頭ずつ移動してパドック内に係留する。 ⑥ 元気低下、鼻汁、歩行異常等に該当する牛は、病畜パドックへ移動する。 ⑦ 全頭移動後、すべての牛が落ち着いていることを確認したら、パドックの扉を固定し1頭ずつ頭絡を外す。		
	【後作業】 ⑧ 脱出防止柵を外し、フォークリフトで導入台を撤収する。 ⑨ 家畜車周辺、通路等をスコップ、箒などで清掃する。 ⑩ 個体識別番号の届け出をする。		
関連する文書・記録	導入牛チェックリスト、個体識別番号記録		

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

【例】 4. 工程内作業分析シート			整理 No.	22
			製品名	肉用牛
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	(印)	
現場確認日	年 月 日	確認者	(印)	
承認日	年 月 日	責任者	(印)	

対象工程	選別			
工程の内容	工程の目的	薬剤・注射針残留のない健康な牛を相場に合わせて適切に市場に出荷する。		
	目的阻害要因	1. 治療記録の見落としによる薬剤・注射針残留牛の出荷 2. 健康状態等の確認不足による販売価格の低下		
	注意点	1. 出荷の前日までに実施する。 2. 薬剤・注射針残留記録を確認する。 3. 月齢、健康状態から出荷順を考慮する。		
	使用資器材	① 飼養管理記録簿 ② 治療記録簿 ③ 出荷判定表 ④ 出荷送り状		
現状実施手順	準備作業 ⇨ 本作業 ⇨ 後作業			
	【準備作業】 ① 最近の家畜市場状況を確認する。 ② 飼養管理記録簿により月齢、健康状態を確認して出荷候補牛を選抜し、さらに治療記録簿から休薬期間中でないこと、残留針のないことを確認して出荷判定表を作成する。			
	【本作業】 ③ 出荷判定表に従って出荷候補牛の個体識別番号を確認し、健康状態（歩様、被毛光沢）に異常のないことを観察する。 ④ 出荷判定表を基に出荷送り状を作成する。 ⑤ 出荷送り状を出荷先に FAX する。			
	【後作業】 ⑥ 飼養管理記録簿、治療記録簿、出荷判定表を所定の位置に戻し、出荷送り状をファイルする。			
関連する文書・記録	飼養管理記録簿、治療記録簿、出荷判定表、出荷送り状			

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

【例】 5. 日常作業分析シート			整理 No.	25
			製品名	肉用牛
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	(印)	
現場確認日	年 月 日	確認者	(印)	
承認日	年 月 日	責任者	(印)	

対象工程	給餌管理		
工程の内容	工程の目的	牛の月齢、肥育ステージに応じた飼料給与	
	目的阻害要因	1. ミキサーフィーダーの攪拌過剰による粗飼料の切断長 2. 高温、カビなどによる変敗	
	注意点	飼料の品質を確認しながら給与する。	
	使用資器材	① ホイールローダー ② スコップ、箒 ③ ミキサーフィーダー	④ 飼料設計表 ⑤ 作業日誌
現状実施手順	準備作業 ⇨ 本作業 ⇨ 後作業		
	【準備作業】 ① 飼槽の残飼量を確認し、作業日誌に記録する。 ② スコップ、箒、ホイールローダーで残飼を廃棄し、飼槽を掃除する。 ③ 飼料設計表に従い配合飼料をミキサーフィーダーに投入する。 ④ フォークリフトで粗飼料をミキサーフィーダーに投入し、攪拌を開始する。 ⑤ 適切な切断長になる前に攪拌を止める。		
	【本作業】 ⑥ フォークリフトで粗飼料を給与する。 ⑦ 粗飼料を一定程度食べたことを確認した後、ミキサーフィーダーで TMR を給与する。		
	【後作業】 ⑧ 粗飼料、及び TMR のパドック毎の給与量を作業日誌に記録する。 ⑨ フォークリフトを所定の位置に戻す。 ⑩ ミキサーフィーダーの内部を清掃し、所定の位置に戻す。		
関連する文書・記録	飼料設計表、作業日誌		

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

【例】 6. 定期作業分析シート			整理 No.	31
			製品名	肉用牛
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	(印)	
現場確認日	年 月 日	確認者	(印)	
承認日	年 月 日	責任者	(印)	

対象工程	牛舎消毒			
工程の内容	工程の目的	場内の消毒による疾病の予防		
	目的阻害要因	消毒薬希釈濃度の誤りによる消毒効果の低減		
	注意点	1. 消毒薬希釈濃度を確認する。 2. パドックが空房の状態を実施する。		
	使用資器材	① 合羽、長靴、ゴム手袋、マスク、ゴーグル ② 消毒薬 ③ 散布機 ④ 作業日誌		
現状実施手順	準備作業 ⇨ 本作業 ⇨ 後作業			
	【準備作業】 ① パドック、飼槽、通路、壁が充分清掃されていることを目視確認する。 ② 消毒時の合羽、ゴム手袋、マスク、ゴーグルを着用する。 ③ 消毒薬調整マニュアルに従って散布機に水を定量入れ、計量カップで消毒薬を軽量・充填し、充分に攪拌する。			
	【本作業】 ④ 散布機で牛床、通路、壁、柱に消毒薬を充分に散布する。 ⑤ 風通しの良い状態を保ち、乾燥する。			
	【後作業】 ⑥ 散布機を水洗し、水切りをする。 ⑦ 合羽、長靴、ゴム手袋等を片付ける。 ⑧ 作業日誌に消毒したパドック等を記録する。 ⑨ 消毒薬の在庫を確認し、少量の場合は発注する。			
関連する文書・記録	消毒薬調整マニュアル、作業日誌			

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

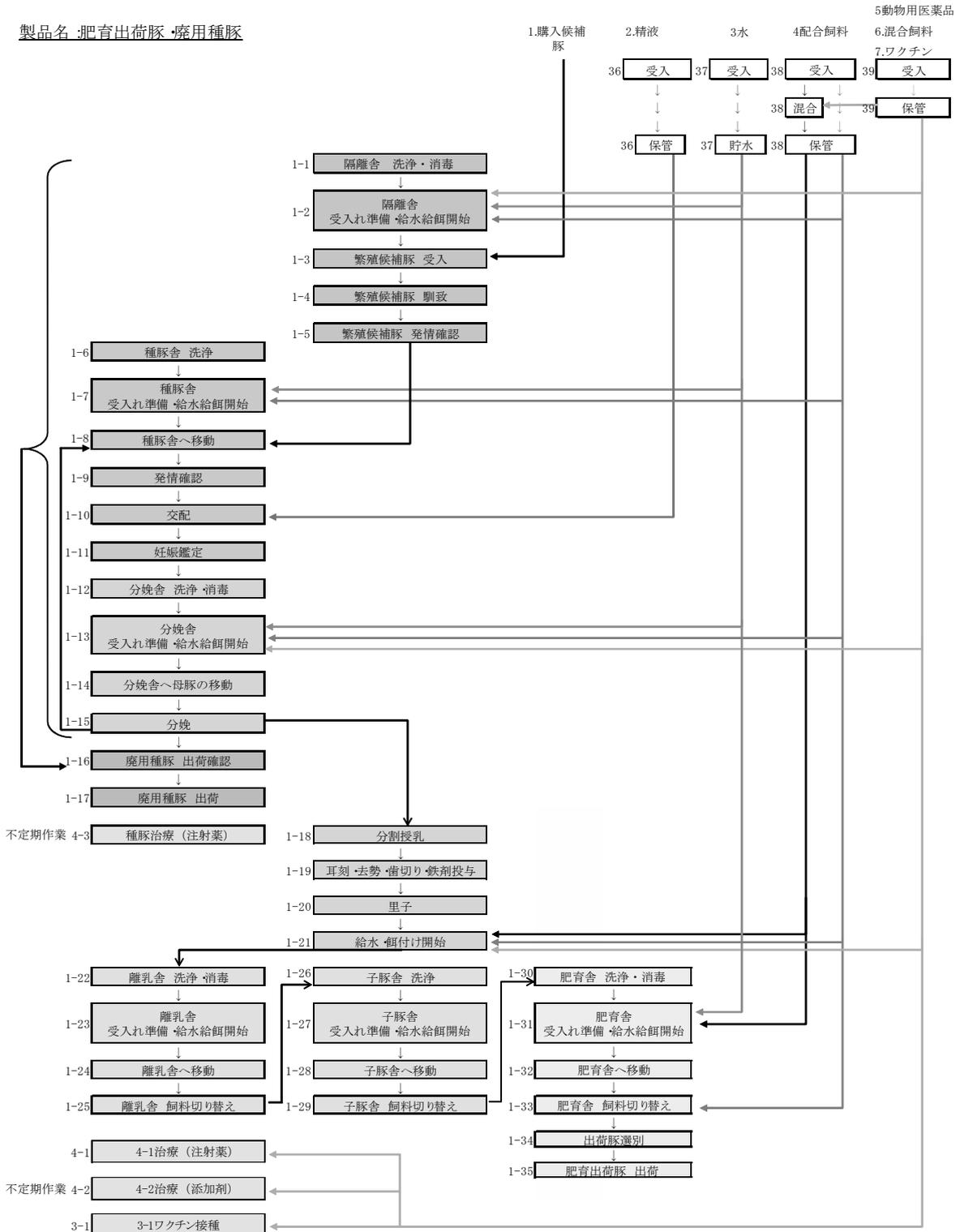
【例】 7. 不定期作業分析シート			整理 No.	4 1
			製品名	肉用牛
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	(印)	
現場確認日	年 月 日	確認者	(印)	
承認日	年 月 日	責任者	(印)	

対象工程	防鼠 (ネズミの駆除)			
工程の内容	工程の目的	農場内の防鼠による衛生管理 (感染症の防止) と施設の保全		
	目的阻害要因	1. 不十分な防鼠による感染症の発生、配線ケーブル等の破損 2. 殺鼠剤による生乳、飼料の汚染		
	注 意 点	1. 飼料への混入がなく、作業者の安全を確保した正しい殺鼠剤の取扱いをする。 2. 日常の巡回時にラットサインを見逃さない。		
	使用資器材	① 殺鼠剤 ② 殺鼠剤を混ぜるための油脂、魚肉、種子など ③ 作業着、マスク、ゴム手袋等		
現状実施手順	準備作業 ⇨ 本作業 ⇨ 後作業			
	【準備作業】 ① 作業着、マスク、ゴム手袋を装着する。 ② 殺鼠剤の説明書を参考に、油脂、魚肉等に混ぜた毒餌を作る。			
	【本作業】 ③ 過去に鼠又はラットサインを発見した個所を中心に、毒餌を設置する。 ④ 毒餌の設置個所以外の場所は整理整頓し、他の餌になるものや隠れやすい場所のないようにする。 ⑤ 設置後1週間は設置場所を観察し、毒餌を食べた跡がある場合は再度設置する。 ⑥ 場内を巡回し、鼠の死体を回収する。			
	【後作業】 ⑦ 毒餌の設置個所を作業日誌に記録する。 ⑧ 1週間後に設置した毒餌を回収する。 ⑨ 毒餌を食べた痕跡、その後の鼠の生存状況などから殺鼠剤の効果を推測し、適宜殺鼠剤の種類を変更する。			
関連する文書・記録	殺鼠剤の説明書、作業日誌			

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

養豚農場における文書化例

【例】 1. フローダイアグラム



<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 2. 日常作業及び定期・不定期作業整理表

製品名：肥育出荷豚・廃用種豚			
日常作業項目	実施頻度	定期・不定期作業項目	実施頻度
2-1 従業員の農場入場	毎日	3-1 ワクチン接種	2回/週
2-2 給餌管理（人工乳給与）	2回/日	3-2 豚舎内空間消毒	1回/週
2-3 給餌管理（自動給餌ライン）	2回/日	3-3 注射針の廃棄	1回/月
2-4 給水管理	2回/日	4-1 仔豚治療（注射薬）	不定期
2-5 豚舎の見回り	2回/日	4-2 仔豚治療（添加剤）	不定期
2-6 踏み込み消毒槽交換	1回/日	4-3 種豚治療（注射薬）	不定期
		4-4 虚弱豚の隔離	不定期
		4-5 ハエ駆除	不定期
		4-6 ネズミ駆除業者依頼	不定期

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 3. 工程内作業分析シート			整理 No.	1 - 1 2
			製品名	肥育出荷豚・廃用豚
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	(印)	
現場確認日	年 月 日	確認者	(印)	
承認日	年 月 日	責任者	(印)	

対象工程	分娩舎の洗浄・消毒			
工程の内容	工程の目的	分娩舎と機器材の衛生状態を保つ		
	目的阻害要因	1. 不十分な洗浄・消毒による有機物、病原微生物の残存 2. 消毒薬希釈濃度の誤りによる消毒効果の低減		
	注意点	1. 徹底した洗浄・消毒・乾燥 2. 消毒薬希釈濃度を確認する。		
	使用資器材	① 高圧洗浄機 ⑤ 散布機 ② 一輪車 ⑥ 計量カップ ③ スコップ ⑦ 消毒薬 ④ 消毒時の合羽、長靴、ゴム手袋、マスク、ゴーグル		
現状実施手順	準備作業 ⇨ 本作業 ⇨ 後作業			
	【準備作業】 ① 高圧洗浄機を点検し、準備する。 ② 一輪車を使用して、給餌機内の残滓を除去する。 ③ スコップでストール内と通路の除糞をする。 ④ 消毒時の合羽、ゴム手袋、マスク、ゴーグルを着用する。 ⑤ 分娩舎の洗浄・消毒マニュアルに従って散布機に水を定量入れ、計量カップで消毒薬を計量・充填し、十分に攪拌する。(消毒時)			
	【本作業】 ⑥ 高圧洗浄機で天井、壁、柵、床、フィーダーを温水洗浄する。 ⑦ 有機物の残存がないことを目視確認する。 ⑧ 約1日、室内を乾燥する。 ⑨ 散布機で天井、壁、柵、床、フィーダーを消毒する。 ⑩ 約1日、乾燥する。(温水洗浄の温度、消毒薬の種類・濃度は、分娩舎の洗浄・消毒マニュアルに準ずる。)			
	【後作業】 ⑪ 高圧洗浄機は使用后十分に水抜き等のメンテナンスをする。 ⑫ 散布機は水洗し、水切りをする。 ⑬ 合羽、長靴、ゴム手袋等を片付ける。 ⑭ 作業日誌に高圧洗浄・消毒を記録する。 ⑮ 消毒薬の在庫を確認し、少量の場合は発注する。			
関連する文書・記録	分娩舎の洗浄・消毒マニュアル、作業日誌			

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

【例】 4. 工程内作業分析シート			整理 No.	1 - 1 4
			製品名	肥育出荷豚・廃用豚
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	(印)	
現場確認日	年 月 日	確認者	(印)	
承認日	年 月 日	責任者	(印)	

対象工程	分娩舎への母豚の移動			
工程の内容	工程の目的	分娩舎へ母豚を安全に受け入れる		
	目的阻害要因	1. 病原微生物の汚染 2. 母豚、作業員の怪我		
	注 意 点	1. 衛生的で安全な移動をする。 2. 分娩予定日の1週間前までに移動する。		
	使用資器材	① 繁殖豚台帳 ② 母豚カード ③ コントロールパネル ④ 仕切り板 ⑤ 作業日誌		
現状実施手順	準備作業 ⇨ 本作業 ⇨ 後作業			
	【準備作業】 ① 繁殖豚台帳の情報から分娩豚カードを作成し、移動日を決定する。 ② 妊娠豚舎から分娩豚舎への移動通路を清掃する。 ③ コントロールパネルで分娩舎の室温が適正であることを確認する。 ④ 移動先の分娩豚房の給餌機、ピッカーに異常のないことを確認する。			
	【本作業】 ⑤ 移動予定の母豚の健康状態を確認する。 ⑥ 仕切り板等を使用して、妊娠豚舎から分娩豚舎へ母豚を移動する。 ⑦ 各分娩房に母豚を導入後、尻止めを設置する。 ⑧ 分娩房ごとに分娩豚カードを設置する。			
関連する文書・記録	【後作業】 ⑨ 仕切り板を片付ける。 ⑩ 移動通路を除糞、清掃する。 ⑪ 作業日誌に移動を記録する。			
	繁殖豚台帳、分娩豚カード、作業日誌			

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

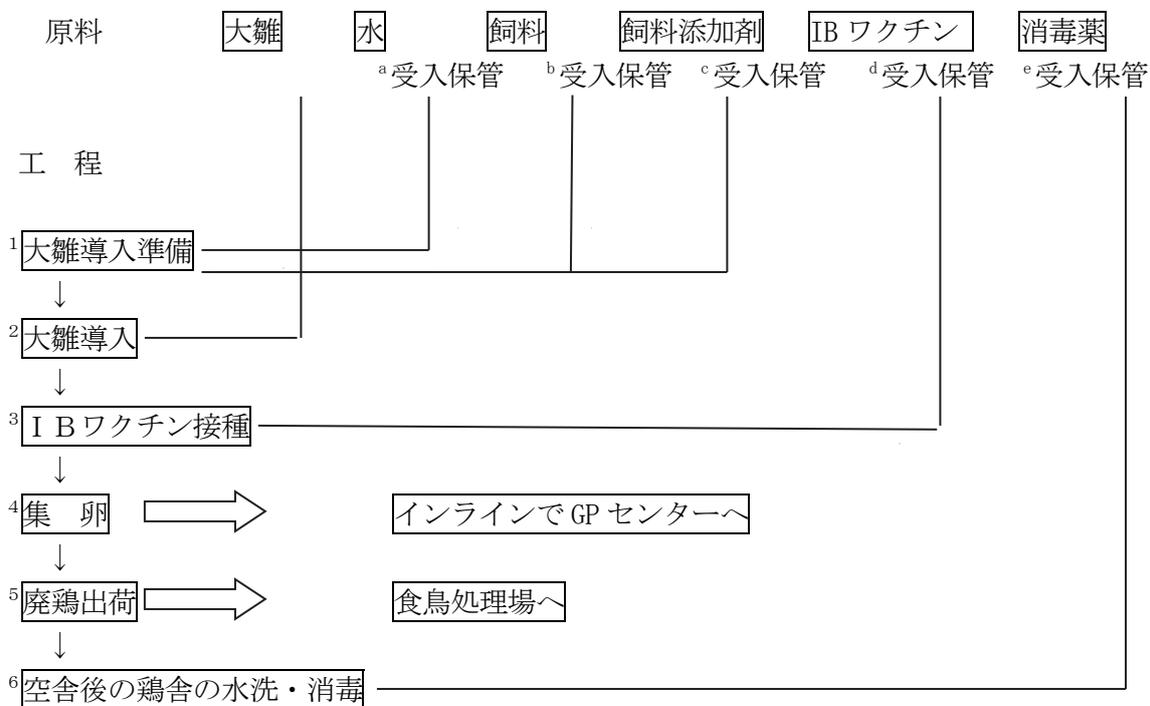
【例】 5. 不定期作業分析シート			整理 No.	4 - 1
			製品名	肥育出荷豚・廃用豚
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	(印)	
現場確認日	年 月 日	確認者	(印)	
承認日	年 月 日	責任者	(印)	

対象工程	子豚治療			
工程の内容	工程の目的	疾病子豚の治療		
	目的阻害要因	1. 病原微生物の蔓延 2. 注射針の残留		
	注 意 点	1. 衛生的な器具の取り扱いをする。 2. 注射針の取り扱いに注意する。		
	使用資器材	① 注射器、注射針 ② 薬剤 ③ アルコール綿 ④ ツールボックス	⑤ カラースプレー ⑥ 治療記録簿 ⑦ 注射針在庫管理表 ⑧ 薬剤管理表	
現状実施手順	準備作業 ⇨ 本作業 ⇨ 後作業			
	【準備作業】			
	① 事務所保管庫から注射器、注射針、アルコール綿、獣医師の指示書に従った治療薬を準備する。 ② 注射針の持ち出し本数を機材担当者と治療担当者と確認する。 ③ 各器具と薬剤をツールボックスにセットする。			
	【本作業】			
④ 体調不良豚を確認する。 ⑤ 獣医師の指示に従った用量・用法で投薬し、治療豚はカラースプレーでマークする。 ⑥ 1頭ごとに注射針を交換する。 ⑦ 治療記録簿に治療歴を記録する。 ⑧ 注射針が豚体内に残留した場合は可能な限り除去する。除去不能な場合はイヤータグを装着して治療記録簿に記載する。残留豚が不明な場合は、同居豚すべてにイヤータグを装着する。注射針紛失の場合も残留と同じ扱いとする。				
【後作業】				
⑨ 治療子豚の状態を観察する。 ⑩ 注射針の本数を機材担当者の下で確認し、廃棄本数を注射針在庫管理表に記録して使用済み針は医療廃棄物管理ボックスに廃棄する。 ⑪ 注射器は洗浄、煮沸滅菌、乾燥後保管庫に返却する。 ⑫ 治療薬は使用量を薬剤管理表に記録し、残りを薬品保管庫に返却する。				
関連する文書・記録	繁殖豚台帳、分娩豚カード、作業日誌			

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

採卵鶏農場における文書化例

【例】 1. フローダイアグラム (インライン方式)



<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 2. 工程内作業分析シート			整理 No.	6
			製品名	生食用殻付卵
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	(印)	
現場確認日	年 月 日	確認者	(印)	
承認日	年 月 日	責任者	(印)	

対象工程	鶏舎の清掃・水洗・消毒			
工程の内容	工程の目的	鶏舎の清浄化（空舎時）		
	目的阻害要因	1. 病原微生物の残留 2. 煙霧作業時の薬剤吸引事故		
	注意点	1. 徹底した有機物の除去と消毒 2. 作業時のマスク等着用と安全な換気の徹底		
	使用資器材	① 作業用衣類、箒、スコップ、デッキブラシ、ゴムベラ、一輪車 ② 動力噴霧器 ③ 煙霧機 ④ 消毒薬 ⑤ グルタルアルデヒド製剤 ⑥ ふき取り検査キット、検査マニュアル		
現状実施手順	準備作業 ⇨ 本作業 ⇨ 後作業			
	【準備作業】	① 作業用衣類、箒、スコップ、デッキブラシ、動力噴霧器、煙霧機を準備する。 ② 消毒薬、煙霧用グルタルアルデヒドを準備する。		
	【本作業】	③ スコップと一輪車で除糞作業を実施する。 ④ 箒で清掃する。 ⑤ 動力噴霧器とデッキブラシで水洗し、ゴムベラで水切りを行う。 ⑥ 汚れが残っていないことを目視確認し1日乾燥する。 (汚れが残っている場合は再度水洗を実施) ⑦ 動力噴霧器で消毒し1日乾燥する。 ⑧ 鶏舎内の施設修理を行う。 ⑨ グルタルアルデヒドの煙霧を実施し180分以上待つて換気する。 ⑩ ふき取り検査の採材をする。		
	【後作業】	⑪ 作業実施毎に作業日誌（参考1）に記録する。 ⑫ 作業実施毎に使用機材を水洗・乾燥し片付ける。 ⑬ ふき取り検査でサルモネラ陰性を確認し、検査記録簿（参考2）に記録する。		
関連する文書・記録	作業日誌、ふき取り検査マニュアル、ふき取り検査記録簿			

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

(参考1) <鶏舎の清掃・水洗・消毒> 作業実施記録

鶏舎名： 号鶏舎 期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

作業日程	作業項目	実施月日	作業者	確認者
1～5日目	フード室・ラック下の掃除			
6～8日目	天井・ラック上の掃除			
9日目	水洗準備			
10～16日目	水洗			
17日目	天井スリット・集卵ベルト出入口・その他封鎖 ホルマリン薫蒸			
18日目	ガス抜き (換気)			
19日目	消毒 (除糞ベルト、壁、床)			
20日目	乾燥・舎内修理			
21日目	消毒 (餌樋、フード室、床)			
22日目	乾燥 ・ 舎内修理			
23日目	消毒 (ケージ、舎内全体)			
24日目	乾燥 ・ 拭取り検査採材			
25日目	大雛導入			

消毒薬使用量：

洗浄消毒終了確認者：

確認年月日：

(参考2) <鶏舎の清掃・水洗・消毒> 検査記録

1) 目視検査	適 不適	日付： 責任者：
2) サルモネラ検査	陰性 陽性 検査報告書： 年 月 日 受	責任者：
処置記録	日付： 責任者：	

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 3. 工程内作業分析シート			整理 No.	2
			製品名	生食用殻付卵
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	(印)	
現場確認日	年 月 日	確認者	(印)	
承認日	年 月 日	責任者	(印)	

対象工程	大雛の導入		
工程の内容	工程の目的	安全で衛生的な大雛の導入	
	目的阻害要因	1. 病原微生物の侵入 2. 大雛、従業員の怪我	
	注意点	1. ワクチン接種済み大雛の導入 2. 作業時の安全確認	
	使用資器材	① 照明装置コントロールパネル ② フォークリフト ③ 鶏コンテナ ④ コンパネ	⑤ 捕獲網 ⑥ 箒・スコップ・台車 ⑦ 大雛導入記録表
現状実施手順	準備作業 ⇨ 本作業 ⇨ 後作業		
	【準備作業】 ① 鶏舎及び通路の衛生状態を確認する。 ② 照明装置の照度 (5-10 ルクス)、照明時間 (10 時間以上) を確認する。 ③ 室温を確認する。 ④ ウォーターピックの作動を確認する。 ⑤ 給餌機の作動を確認する。		
	【本作業】 ⑥ 大雛運搬車からフォークリフトで鶏コンテナを降ろす。 ⑦ 鶏コンテナをケージ前に配置する。 ⑧ 大雛をケージに入れる。 ⑨ 脱走した大雛を安全に捕獲する。(コンパネ、捕獲網使用) ⑩ 導入済ケージを運搬車に戻す。 ⑪ 導入羽数を確認し、同時に健康状態を確認する。		
	【後作業】 ⑫ 大雛導入記録表 (参考) に羽数、健康状態等を記録する。 ⑬ 鶏舎内、通路を清掃する。(箒、スコップ、台車使用) ⑭ 出荷元からのワクチン接種済証明書、サルモネラ陰性証明書、伝票をファイルする。		
関連する文書・記録	大雛導入記録表、出荷元からのワクチン接種済証明書・サルモネラ陰性証明書・伝票、		

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

(参考) 導入記録表

大雛の導入記録表	
1. 導入準備点検	
1) 導入鶏舎消毒の終了月日：平成	年 月 日
2) 導入使用器材消毒の確認	： <input type="checkbox"/> (チェック)
3) 給水確認	： <input type="checkbox"/> (チェック)
4) 給餌機の作動等の確認	： <input type="checkbox"/> (チェック)
5) 空調機の作動等の確認	： <input type="checkbox"/> (チェック)
6) 電球点灯の確認	： <input type="checkbox"/> (チェック)
7) 飼料(銘柄)確認	： <input type="checkbox"/> (チェック)
確認年月日：	確認者：
2. 大雛の導入実施記録	
導入年月日：平成	年 月 日 ~ 年 月 日
鶏舎番号：	
1日目： 月 日 天候	気温 作業従事者(約 名)
鶏種：	
羽数：	
日齢：	
収容後の健康状態：	元気 元気なし
事故死羽数：	
事故原因：	外傷 圧死 熱死
2日目： 月 日 天候	気温 作業従事者(約 名)
鶏種：	
羽数：	
日齢：	
収容後の健康状態：	元気 元気なし
事故死羽数：	
事故原因：	外傷 圧死 熱死
3日目： 月 日 天候	気温 作業従事者(約 名)
鶏種：	
羽数：	
日齢：	
収容後の健康状態：	元気 元気なし
事故死羽数：	
事故原因：	外傷 圧死 熱死
作業リーダー：	確認者：
3. 使用資器材の洗浄消毒記録	
実施年月日：	
実施者：	
対象資器材： コンパネ	
その他	
作業リーダー：	
確認者：	

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 4. 工程内作業分析シート			整理 No.	3
			製品名	生食用殻付卵
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	(印)	
現場確認日	年 月 日	確認者	(印)	
承認日	年 月 日	責任者	(印)	

対象工程	IB ワクチン接種			
工程の内容	工程の目的	IB 抗体の付与		
	目的阻害要因	1. ワクチンの劣化による免疫付与の低下 2. 血清型の選択ミス		
	注 意 点	1. ワクチン接種マニュアルに従い正しく実施する。 2. 管理獣医師のワクチネーションプログラムに従い、異なる血清型で2回以上実施する。		
	使用資器材	① IB ワクチン ② 薬液自動混入機 ③ 専用容器	④ スキムミルク ⑤ ハイポ ⑥ 煮沸消毒器	
現状実施手順	準備作業 ⇨ 本作業 ⇨ 後作業			
	【準備作業】 ① 薬液自動混入機を準備する。 ② 投与前2時間、大雛への給水を中止する。 ③ マニュアルに従い専用容器で水・スキムミルク・ハイポを調整する。 ④ ワクチンを加え、溶液を作る。			
	【本作業】 ⑤ 薬液自動混入機にワクチン溶液をセットする。 ⑥ 薬液自動混入機経由の水道バルブを開ける。 ⑦ ワクチン溶液がなくなったら水道バルブを閉める。 ⑧ 1時間後に通常の給水を開始する。			
	【後作業】 ⑨ ワクチン接種記録簿に記録する。 ⑩ ワクチンの容器を医療廃棄物処理する。 ⑪ 専用容器を煮沸消毒する。 ⑫ 薬液自動混入機の内部を洗浄・消毒する。 ⑬ 給水の状態を確認する。			
関連する文書・記録	ワクチン接種マニュアル、ワクチネーションプログラム、ワクチン接種記録簿、廃棄物処理記録簿			

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

【例】 5. 工程内作業分析シート			整理 No.	5
			製品名	生食用殻付卵
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	(印)	
現場確認日	年 月 日	確認者	(印)	
承認日	年 月 日	責任者	(印)	

対象工程	廃鶏出荷 (業者委託)		
工程の内容	工程の目的	廃鶏の出荷	
	目的阻害要因	病虫害・病原微生物の侵入	
	注意点	病虫害・病原微生物の侵入を防止する。	
	使用資器材	① 廃鶏業者の運搬車	
現状実施手順	準備作業 ⇨ 本作業 ⇨ 後作業		
	【準備作業】 ① 700日齢前後で日程を調整し、廃鶏業者に依頼する。 ② 出荷カゴの消毒 ③ 出荷業者の入場手順書の遵守		
	【本作業】 ④ 廃鶏業者の作業により廃鶏を食鳥処理場へ搬出する。 ⑤ 出荷伝票にサインする。 ⑥ 死鶏があった場合は、死鶏処理マニュアルに従って処理する。		
関連する文書・記録	【後作業】 ⑦ 廃鶏出荷を記録し、出荷伝票写しをファイルする。		
	廃鶏出荷記録簿、死鶏処理マニュアル		

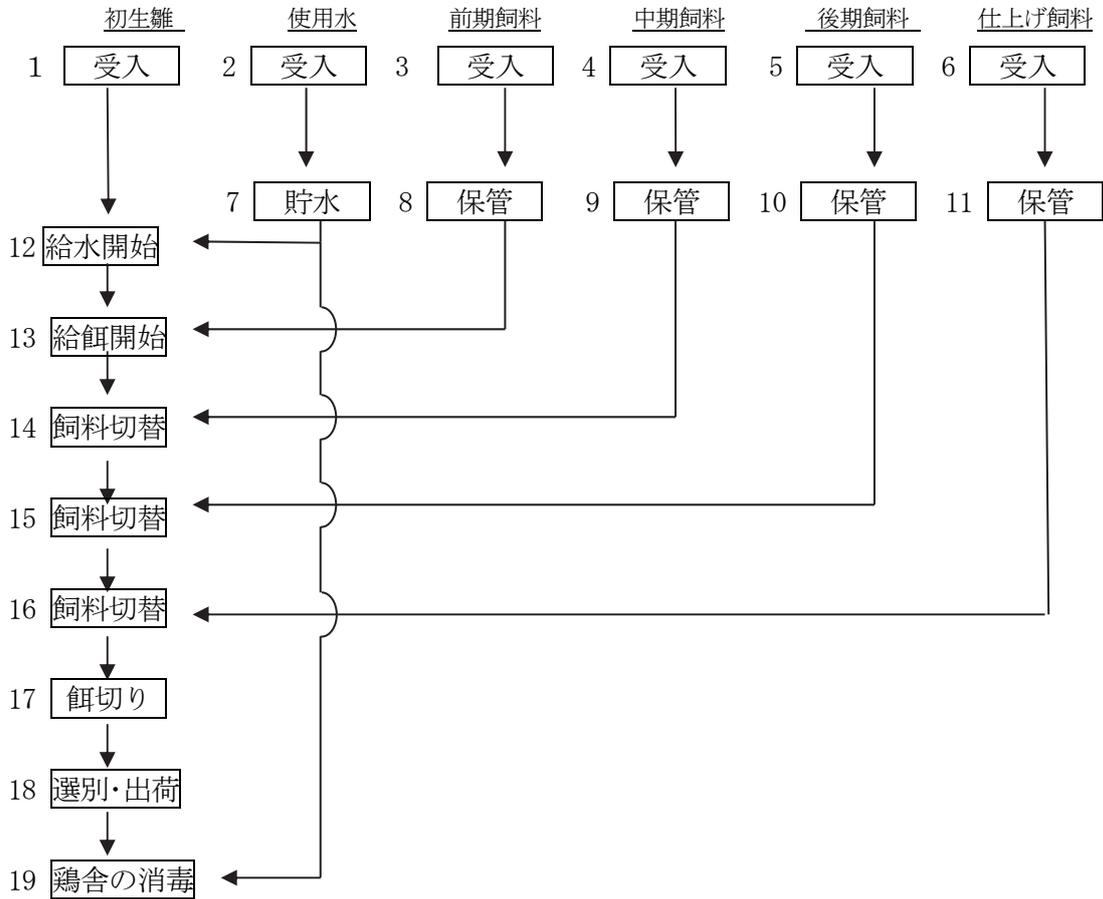
<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

肉用鶏農場における文書化例

【例】 1. フローダイアグラム

製品工程図

製品名：肉用鶏



<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 2. 日常作業及び定期・不定期作業整理表

製品名:肉用鶏			
日常作業項目	実施頻度	定期・不定期作業項目	実施頻度
20. 見回り	都度	26. 除糞	アウト後
21. 踏み込み消毒槽の薬液交換	1回/日	27. 水洗	アウト後
22. 事務所の清掃	1回/日	28. 消毒(1回目)	アウト後
23. 温・湿度、換気管理	都度	29. 消毒(2回目)	アウト後
24. 手指消毒槽の薬液交換	1回/日	30. 煙霧消毒	アウト後
25. 死亡・淘汰鶏の除去	1回/日	31. 鶏舎周辺の清掃	都度
		32. 除草	都度
		33. ネズミ駆除	都度
		34. 害虫駆除	都度
		35. BDワクチン接種	3週齢時
		36. NDワクチン接種	1週齢時と3週齢時

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

【例】 3. 工程内作業分析シート			整理 No.	1
			製品名	ブロイラー
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	(印)	
現場確認日	年 月 日	確認者	(印)	
承認日	年 月 日	責任者	(印)	

対象工程	初生雛の受け入れ		
工程の内容	工程の目的	健康な初生雛の受け入れと適切な飼育開始	
	目的阻害要因	農場内への疾病の持ち込み	
	注意点	初生雛到着時の状態確認を確実に行う。	
	使用資器材	① ブルーダー ② 給水ダルマ ③ 給水ニップル ④ チックガード ⑤ チックマット	⑥ 餌 ⑦ 餌付け箱 ⑧ ヒナコンテナ ⑨ 台車
現状実施手順	準備作業 ⇨ 本作業 ⇨ 後作業		
	【準備作業】 ① ブルーダーを設置し、導入前日より給温を開始する。(季節による温度調整に注する。) ② 給水ダルマを設置する。 ③ 給水ニップルをセットする。 ④ チックガードとチップマットを設置し、撒き餌を行う。 ⑤ 餌付け箱に餌を入れる。		
	【本作業】 ⑥ 到着前にガード内の温度を確認する。 ⑦ チックバンが農場に到着したら、ヒナコンテナを降ろし台車を使用して鶏舎内に搬入する。 ⑧ 羽数(箱数)を飼育管理記録簿に記録しながら雛をガード内に解放する。		
関連する文書・記録	【後作業】 ⑨ ヒナコンテナを搬出する。 ⑩ 雛の状態と鶏舎内温度・湿度を観察し、飼育管理記録簿に記録する。 ⑪ 羽数(箱数)を雛受け入れ伝票と照合し、写しをファイルする。		
	雛受け入れマニュアル、飼育管理記録簿、雛受け入れ伝票		

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

【例】 4. 工程内作業分析シート			整理 No.	18
			製品名	ブロイラー
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	(印)	
現場確認日	年 月 日	確認者	(印)	
承認日	年 月 日	責任者	(印)	

対象工程	選別・出荷			
工程の内容	工程の目的	薬剤残留のない健康な鶏の出荷		
	目的阻害要因	1. 薬剤残留 2. 伝染性疾患の外部への蔓延		
	注 意 点	1. 無薬飼料への切り替え確認実施 2. 出荷時の鶏の状態確認実施		
	使用資器材	① ホッパー ② レール ③ コンテナ		
現状実施手順	準備作業 ⇨ 本作業 ⇨ 後作業			
	【準備作業】			
	① 食鳥処理場、出荷業者と定めた出荷計画を確認する。 ② 出荷前日と出荷当日の朝に鶏の健康状態を観察し、飼養管理記録簿に記録する。 ③ 食鳥処理予定時間の12時間前までに餌モーターの電源を切りホッパーを上げて、飼料給与を終了する。			
	【本作業】			
④ 出荷業者が到着したら、レール・コンテナを鶏舎内に入れる。 ⑤ 業者が鶏をコンテナに入れ、レールに乗せて出荷用運搬車に運ぶ。 ⑥ 出荷羽数（箱数）を確認し、出荷伝票を受け取る。 ⑦ 業者が運搬車で食鳥処理場へ運搬する。				
【後作業】				
⑧ 鶏舎から出荷用レールを撤去する。 ⑨ 死鶏が残された場合は、死鶏処理マニュアルに従って処理する。				
関連する文書・記録	飼育管理記録簿、出荷伝票、死鶏処理マニュアル			

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

【例】 5. 日常作業分析シート			整理 No.	25
			製品名	ブロイラー
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	(印)	
現場確認日	年 月 日	確認者	(印)	
承認日	年 月 日	責任者	(印)	

対象工程	死鶏、虚弱鶏の除去			
工程の内容	工程の目的	死鶏、虚弱鶏からの感染症伝播を防ぐ。		
	目的阻害要因	死鶏、虚弱鶏の見逃しによる感染症の伝播		
	注 意 点	① 死鶏が多い場合や局所に集中している場合は、通報ルールに従う。 ② 必要に応じ懐中電灯を使用し点検する。		
	使用資器材	① 紙袋 ② 一輪車		
現状実施手順	準備作業 ⇨ 本作業 ⇨ 後作業			
	【準備作業】 ① 紙袋、一輪車を準備する。			
	【本作業】 ② 紙袋を持ち鶏舎内に入り、死鶏及び元気がなく生育の悪い虚弱鶏を袋に回収する。 ③ 一輪車で、それぞれの処理施設に搬出する。 ④ 死鶏は死鶏処理マニュアル、虚弱鶏は虚弱鶏淘汰マニュアルに従って処分する。 ⑤ 死鶏、虚弱鶏の羽数を飼育管理記録簿に記録する。			
	【後作業】 ⑥ 虚弱鶏の羽数が通常より多い場合は、管理獣医師に連絡する。 ⑦ 死鶏の羽数が通常の数又は局所に集中している場合は、通報ルールに従い、場長、管理獣医師、家畜保健衛生所に連絡する。			
関連する文書・記録	死鶏処理マニュアル、虚弱鶏淘汰マニュアル、飼育管理記録簿、通報ルール			

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

【例】 6. 定期作業分析シート			整理 No.	28
			製品名	ブロイラー
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	(印)	
現場確認日	年 月 日	確認者	(印)	
承認日	年 月 日	責任者	(印)	

対象工程	消毒 (1回目)	
工程の内容	工程の目的	出荷後の鶏舎内の有害微生物の消毒
	目的阻害要因	不十分な消毒による有害微生物の残存
	注意点	薬剤濃度の遵守
	使用資器材	① 作業着、マスク、ゴーグル ② 動力噴霧器 ③ 発泡ノズル ④ カチオン系動物用殺菌消毒薬
現状実施手順	準備作業 ⇨ 本作業 ⇨ 後作業	
	【準備作業】 ① 除糞、水洗、乾燥が充分であることを目視確認する。不十分な場合はやり直す。 ② 消毒時の作業着、マスク、ゴーグルを着用する。 ③ 動力噴霧器のホースに発泡ノズルを取り付ける。 ④ 貯水タンクに水500Lを貯水し計量カップで殺菌消毒薬10Lを正確に計量してタンク内に入れ、攪拌する。	
	【本作業】 ⑤ 動力噴霧器のスイッチを入れ発泡ノズルを開き、泡状の消毒薬が出ることを確認する。 ⑥ 鶏舎の天井→壁→床面の順で消毒薬を満遍なく散布する。	
関連する文書・記録	【後作業】 ⑦ 作業日報に記録する。 ⑧ 一昼夜乾燥する。 ⑨ 検査記録簿に記入する。	
	洗浄消毒管理手順書 (SSOP-3)、作業日報	

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

【例】 7. 不定期作業分析シート			整理 No.	33
			製品名	ブロイラー
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	(印)	
現場確認日	年 月 日	確認者	(印)	
承認日	年 月 日	責任者	(印)	

対象工程	防鼠（ネズミの駆除）			
工程の内容	工程の目的	鶏舎内の防鼠による衛生管理（感染症の防止）と施設の保全		
	目的阻害要因	1. 不十分な防鼠による感染症の発生、配線ケーブル等の破損 2. 殺鼠剤による飼料の汚染		
	注意点	1. 飼料への混入がなく、作業者の安全を確保した正しい殺鼠剤の取扱いをする。 2. 日常の巡回時にラットサインを見逃さない。		
	使用資器材	① 殺鼠剤 ② 殺鼠剤を混ぜるための油脂、魚肉、種子など ③ 作業着、マスク、ゴム手袋等		
現状実施手順	準備作業 ⇨ 本作業 ⇨ 後作業			
	【準備作業】 ① 作業着、マスク、ゴム手袋を装着する。 ② 殺鼠剤の説明書を参考に、油脂、魚肉等に混ぜた毒餌を作る。			
	【本作業】 ③ 過去に鼠又はラットサインを発見した個所を中心に、毒餌を設置する。 ④ 毒餌の設置個所以外の場所は整理整頓し、他の餌になるものや隠れやすい場所のないようにする。 ⑤ 設置後1週間は設置場所を観察し、毒餌を食べた跡がある場合は再度設置する。 ⑥ 場内を巡回し、鼠の死体を回収する。			
	【後作業】 ⑦ 毒餌の設置個所を作業日誌に記録する。 ⑧ 1週間後に設置した毒餌を回収する。 ⑨ 毒餌を食べた痕跡、その後の鼠の生存状況などから殺鼠剤の効果を推測し、適宜殺鼠剤の種類を変更する。 ⑩ 鼠の侵入経路を予測し、穴、隙間などがあれば侵入を防ぐよう補修する。			
関連する文書・記録	殺鼠剤の説明書、作業日報			

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

第4章 一般的衛生管理プログラムの確立と HACCP 計画の作成

HACCP チームは、次の手順により定める衛生管理システムの基礎となる一般的な衛生管理プログラム（以下「一般的衛生管理プログラム」という）を確立するとともに HACCP 計画を作成し、それに基づく活動を実施し、運用し、その有効性を確実にしなければならない。

1. 一般的衛生管理プログラムの確立

HACCP チームは、安全な家畜又は畜産物の生産を行うため、次により、一般的衛生管理プログラムを確立しなければならない。

- (1) 一般的衛生管理プログラムを確立する場合、家畜伝染病予防法第12条の3に基づく飼養衛生管理基準を基礎とし、適切な情報（法令・規則、家畜衛生管理ガイドライン、コーデックス委員会の「食品衛生の一般原則に関わる規則」及び「危害要因分析必須管理点（HACCP）システム及びその適用のためのガイドライン」等）に基づくものとする。特に次の事項については、病源体の侵入防止の観点から効果的に実施されるよう、その作業手順に留意すること。
 - ①農場に立ち入る者の制限
 - ②農場に立ち入る者の更衣・作業靴の履き替え・消毒
 - ③農場に持ち込む物品及び農場内に入出入りする車両の制限・処理・管理
 - ④給与水、飼料、敷料等の処理・管理
 - ⑤導入家畜の健康状態の確認・管理
 - ⑥農場への野生動物の侵入防止措置
 - ⑦衛生管理区域内への愛玩動物の持ち込み及び当該区域内での飼養の禁止
 - ⑧農場域内の整理整頓及び消毒
- (2) 管理方法は、第3章で作成した文書や、作業手順書、作業マニュアル等の文書により定めること。それぞれの一般的衛生管理プログラムは、第Ⅱ部の畜種別衛生管理規範を参考にすること。
- (3) 一般的衛生管理プログラムに基づく作業が適切に行われているか否か、作業後の様態や効果についてのモニタリングの必要性を検討し、モニタリングを行う場合には、その記録の方法を明確にすること。
- (4) 一般的衛生管理プログラムの検証は、計画的に実施され、検証結果に基づき、必要に応じて修正すること。また、当該検証及び修正は記録し、当該記録は保持すること。
- (5) 一般的衛生管理プログラムの維持管理のための活動は、文書化すること。

【解説】

1. 一般的衛生管理プログラムは、ISO22000 では前提条件プログラム (Prerequisite Program) と呼ばれるもので、HACCP を構築するための土台となるものです。農場 HACCP では、第1章～第3章で構築してきたマニュアルやルールに加え、第4章の危害要因分析、第5章の教育・訓練、第6章の内部監査・分析・システムの更新までの、ほぼすべての部分がこれにあたります。

2. 農場 HACCP では、一般的衛生管理プログラムを確立する場合に飼養衛生管理基準を基礎とすることが規定されていますので、各農場の構築したシステムが飼養衛生管理基準に対応できているかについて、次ページ以降の対応例を参考に、飼養衛生管理基準と一般的衛生管理プログラム関連表を作成することで確認することができます。（様式集には例示が記載されています。）
3. 関連表の作成など、この項に関する実際の作業は、農場 HACCP システムの構築がほぼ出来上がった最終段階で実施することとなります。
4. 一般的衛生管理プログラムを確立する場合に、特に、次の事項について効果的に実施されるよう、その作業手順に留意するとされており、項目の漏れがないかを確認します。
 - ① 農場に立ち入る者の制限
 - ② 農場に立ち入る者の更衣・作業靴の履き替え・消毒
 - ③ 農場に持ち込む物品及び農場内に出入りする車両の制限・処理・管理
 - ④ 給与水、飼料、敷料等の処理・管理
 - ⑤ 導入家畜の健康状態の確認・管理
 - ⑥ 農場への野生動物の侵入防止措置
 - ⑦ 衛生管理区域内への愛玩動物の持ち込み及び当該区域内での飼養の禁止
 - ⑧ 農場域内の整理整頓及び消毒
5. 対応表などで確認した結果、飼養衛生管理基準に充分に対応しきれていない部分があった場合には、作業分析シート、マニュアル、ルールなどを追加作成して補充します。
この作業は、農場の構築した衛生管理システムの完成度を図る一つの指標となります。
そのため、実際の構築においては仕上げの段階で実施することとなります。
6. 第4章1. (3)において、一般的衛生管理プログラムに基づく作業が適切に行われているか否か、作業後の様態や効果についてのモニタリングの必要性を検討することとされており、例えば、(1)で示された①～⑧の作業項目を手始めに、その中から、作業の適切性、作業の効果について確認するためのモニタリングを行う必要がある作業項目を選定し、更に、その場合の具体的な記録の方法等について検討する等の試みが行われているかを確認します。
なおモニタリングでは、主に、数値化して記録できる項目を用いますが、畜産農場では数値として測定できる項目は限られることから、家畜衛生や食の安全性及び生産性の向上の観点から行った観察の結果をランク付けするなどの工夫によってモニタリングする方法も考えられます。
(P92 参照)
7. 一般的衛生管理プログラム及びモニタリングの必要性の検証は第6章1. 内部監査 2. 情報の分析で、検証結果に基づく修正および更新は第6章3. 衛生管理システムの更新で実施することができます。
8. 農場が遵守すべき法令等は、「食品衛生法」「と畜場法」「動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令」「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」「家畜排せ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」など、多岐にわたっています。
法令等は一部が改正されたり、附則が付けられることも多く、農場がこれらのすべてについて把握するのは、困難なことであると思われます。これらを遵守するためには、家畜保健衛生所からの最新情報を常に把握し、指導を受けることが重要です。

飼養衛生管理基準（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊：令和3年9月24日公布（【 】内は施行日）と一般的衛生管理プログラム対応例

		飼養衛生管理基準	キーワード	一般的衛生管理プログラム対応
I 家畜防疫に関する基本事項	人に関する事項	1 家畜の所有者の責務	1. 家畜伝染病発生予防まん延防止 2. 関係法令順守 3. 農場の防疫体制構築 4. 地域の同業者、関係者との協力 5. 所有者以外の飼養衛生管理者の責務	1. 衛生管理方針、特定事項への備え 2. 衛生管理方針、その他全般 3. 危害要因分析、工程一覧図・作業分析シート・平面図動線図の作成等 4. 外部コミュニケーション 5. 組織図、役割と権限の文書化
		2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践	1. 家保の情報を必ず確認 2. 家保の講習会に出席 3. 農水省ウェブサイト閲覧 4. 防疫体制・飼養衛生管理状況の定期的な点検・改善 5. 衛生対策設備の平面図等 6. 家保の検査・指導	1. 外部コミュニケーション記録 2. 教育・訓練等 3. 外部コミュニケーション記録 4. 内部監査、情報の分析、衛生管理システムの更新 5. 平面図・動線図作成 6. 外部コミュニケーション記録
		3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底【令和4年2月1日施行】	1. 各種衛生対策マニュアルの作成 2. 獣医師等専門家の意見反映 3. 従事者へのマニュアル（冊子配布・看板）と家畜伝染病予防の周知 4. 外部事業者へのマニュアル（冊子配布・看板）と家畜伝染病予防の周知	1. 飼養衛生管理マニュアルの作成 2. 構築指導、内部監査（外部専門家） 3. 作業分析シート等の文書化と教育・訓練 4. 外部コミュニケーションの徹底
		4 記録の作成及び保管	1. 記録の作成及び保管（1年間以上） 2. 詳細な入場者記録 3. 観光牧場等での入場者管理 4. 従事者の海外渡航歴 5. 導入家畜の情報 6. 出荷畜の情報 7. 健康観察記録・治療記録 8. 家保・管理獣医師の指導記録	1. 文書、記録に関する要求事項 2. 入場者マニュアル、外部コミュニケーション 3. 家畜防疫員の指導記録 4. 従事者の衛生マニュアルと記録 5. 導入家畜の危害要因分析と記録 6. 出荷記録と外部コミュニケーション 7. 健康観察記録・治療記録 8. 家保・管理獣医師の指導記録
		5 大規模所有者が講ずる措置【令和4年10月1日施行】	1. 特定症状 2. 家保への通報ルール 3. 畜舎ごとの飼養衛生管理者	1. 教育・訓練 2. 特定事項への備え、通報ルール作成 3. 組織図、組織の役割と権限
		6 獣医師等の健康管理指導	1. 健康管理指導	1. 管理獣医師等の指導記録
		7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	1. 大臣指定地域の追加措置（管理基準 14. 21. の徹底）	1. 入場者ルール（他の畜産施設立入者のシャワーin等）及び危害要因分析（大臣指定地域の原材料の可否（家保指導））
飼養環境に関する事項	8 衛生管理区域の設定	1. 衛生管理区域の設定 2. 区域の明確化 3. 消毒・衣服靴の交換を行わずに行動する範囲の網羅 4. 出入口の最少化、原材料の持込み・死体の持出し場所の境界位置への設置	1. 衛生管理区域の設定 2. 3. 4. 衛生管理区域、清浄区分を明確にした平面図の作成と交差汚染防止のための動線の確認及び死亡畜保管場所等の再検討	
	9 放牧制限の準備	1. 放牧の停止又は制限	1. 放牧停止時、出荷制限時の畜舎の確保	
	10 埋却等の準備	1. 死亡畜の埋却用地、焼却、化製	1. 埋却用地の明確化（平面図等）、家保の指導記録等	
	11 愛玩動物の飼育禁止	1. 猫等愛玩動物禁止 2. 観光牧場等での飼育場所限定	1. 飼養衛生管理マニュアル等への記載 2. 飼育場所と交差汚染対策の明確化	
する事項	家畜に関する事項	12 密飼いの防止	1. 密飼い	1. 家保、管理獣医師等の確認と指導の記録
II 衛生管理区域への病原体の侵入防止	人に関する事項	13 衛生管理区域への必要のない者の立ち入りの制限	1. 立ち入り制限 2. 看板 3. 観光牧場	1. 入場者ルールの徹底と記録 2. 衛生管理区域の設定と看板設置 3. 規則作成、家畜防疫員の指導記録
		14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置	1. 他の畜産施設、大臣指定地域の立入者	1. 入場者ルールの徹底と記録、海外からの入国者のシャワーin
		15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	1. 入退場者用消毒設備	1. 入場者マニュアルの徹底と記録、外部コミュニケーション
		16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	1. 衛生管理区域専用の衣服及び靴	1. 作業分析シート又はマニュアルの作成と交差汚染防止の徹底

II 衛生管理区域への病原体の侵入防止	物品に関する事項	17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	1. 消毒設備（車両） 2. 車両消毒（運転席等の対策を含む）	1. 車両消毒設備の設置 2. 入退場車両ルールの徹底と外部コミュニケーション	
		18 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	1. 他の畜産施設で使用した物品	1. 原則持込禁止のルールと消毒設備等	
		19 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	1. 海外で使用した衣服及び靴	1. 入場者ルールへの記載と教育・訓練（特に海外研修生等）	
		20 飲用水の給与	1. 飲用に適した水	1. 水質検査記録、消毒（必要に応じて）	
		21 安全な資材の利用	1. 大臣指定地域の農産物	1. 危害要因分析、家保の指導	
II 衛生管理区域への病原体の侵入防止	家畜に関する事項	22 家畜を導入する際の健康観察等	1. 導入時の健康観察 2. 一定期間の隔離的管理	1. 導入時健康観察記録 2. 導入畜の作業分析シート及び記録	
	III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	人に関する事項	23 畜舎に立ち入る者の手指消毒等	1. 消毒設備（入場者）	1. 消毒設備の設置、マニュアルの作成と教育・訓練
24 畜舎の入口における靴の交換又は消毒		1. 畜舎ごとの専用の衣服及び靴	1. 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置マニュアル、交差汚染防止の動線図等		
III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	物品に関する事項	25 器具の定期的な清掃又は消毒等	1. 器具の清掃・消毒・1頭ごとの交換等	1. 注射針・人工授精器具等の消毒に関する作業分析シート及び記録	
		26 畜舎外での病原体による汚染防止	1. 必要のないものの持ち込み禁止	1. 飼養衛生管理マニュアル等への記載	
	野生動物に関する事項	27 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管	1. 死体の保管場所と野生動物の侵入防止	1. 死体保管場所の明確化（平面図等）と死体保管の作業分析シート等	
		28 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止	1. 野生動物の排泄物	1. 給餌・給水設備に野鳥・野生動物の排泄物混入防止措置の作業分析シート及び記録	
		29 ねずみ及び害虫の駆除	1. ねずみ及び害虫の駆除	1. ねずみ及び害虫駆除の作業分析シート及び記録	
	飼養環境に関する事項	30 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	1. 機材等の整理整頓 2. 除草	1. 機材等整理整頓マニュアル 2. 除草の記録等	
		31 畜舎等施設の清掃及び消毒	1. 畜舎等の定期的な清掃・消毒	1. 飼養衛生管理マニュアルに基づいた清掃・消毒とその記録	
	家畜に関する事項	32 毎日の健康観察	1. 毎日の健康観察 2. 出生・死亡状況の確認	1. 日常健康観察記録 2. 分娩記録、死亡畜記録	
	IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止	人に関する事項	33 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	1. 入退場者用消毒設備	1. 入場者マニュアルの徹底と記録、外部コミュニケーション
		物品に関する事項	34 衛生管理区域から退出する車両の消毒	1. 消毒設備（車両） 2. 車両消毒（運転席等の対策を含む）	1. 車両消毒設備の設置 2. 入退場車両ルールの徹底と外部コミュニケーション
35 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等			1. 家畜排泄物の付着又はおそれのある物品	1. 飼養衛生管理マニュアルに基づいた洗浄・消毒とその記録	
家畜に関する事項		36 家畜の出荷又は移動時の健康観察	1. 家畜の出荷 2. 死体・排泄物の移動	1. 出荷の作業分析シート及び記録 2. 死体・排泄物移動の作業分析シート及び記録	
		37 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	1. 特定症状の家保への通報 2. 特定症状時の移動禁止	1. 家保への通報ルール 2. 特定事項への備え、教育・訓練	
	38 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止	1. 特定症状以外の異状 2. 監視伝染病でないことの確認まで移動禁止	1. 特定事項への備え、管理獣医師・家保との外部コミュニケーション 2. 特定事項への備え、教育・訓練		

飼養衛生管理基準（豚、いのしし：令和3年9月24日施行（【 】内は施行日）と
一般的衛生管理プログラム対応例

		飼養衛生管理基準	キーワード	一般的衛生管理プログラム等対応
I 家畜防疫に関する基本事項	人に関する事項	1 家畜の所有者の責務	1. 家畜伝染病発生予防まん延防止 2. 関係法令順守 3. 農場の防疫体制構築 4. 地域の同業者、関係者との協力 5. 所有者以外の管理者の責務	1. 衛生管理方針、特定事項への備え 2. 衛生管理方針、その他全般 3. 危害要因分析、工程一覧図・作業分析シート・平面図動線図の作成等 4. 外部コミュニケーション 5. 組織図、役割と権限の文書化
		2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践	1. 家保の情報を必ず確認 2. 家保の講習会に出席 3. 農水省ウェブサイトを閲覧 4. 防疫体制・飼養衛生管理状況の定期的な点検・改善 5. 衛生対策設備の平面図等 6. 家保の検査・指導	1. 外部コミュニケーション記録 2. 教育・訓練等 3. 外部コミュニケーション記録 4. 内部監査、情報の分析、衛生管理システムの更新 5. 平面図・動線図作成 6. 外部コミュニケーション記録
		3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	1. 各種衛生対策マニュアルの作成 2. 獣医師等専門家の意見反映 3. 従事者へのマニュアル（冊子配布・看板）と家畜伝染病予防の周知 4. 外部事業者へのマニュアル（冊子配布・看板）と家畜伝染病予防の周知	1. 衛生管理マニュアルの作成 2. 構築指導、内部監査（外部専門家） 3. 作業分析シート等の文書化と教育・訓練 4. 外部コミュニケーションの徹底
		4 記録の作成及び保管	1. 記録の作成及び保管（1年間以上） 2. 詳細な入場者記録 3. 観光牧場等での入場者管理 4. 従事者の海外渡航歴 5. 導入家畜の情報 6. 出荷畜の情報 7. 健康観察記録・治療記録 8. 家保・管理獣医師の指導記録	1. 文書、記録に関する要求事項 2. 入場者マニュアル、外部コミュニケーション 3. 家畜防疫員の指導記録 4. 従事者の衛生マニュアルと記録 5. 導入家畜の危害要因分析と記録 6. 出荷記録と外部コミュニケーション 7. 健康観察記録・治療記録 8. 家保・管理獣医師の指導記録
		5 大規模所有者が講ずる措置【(3)は令和5年4月1日施行】	1. 特定症状 2. 家保への通報ルール 3. 畜舎ごとの飼養衛生管理者 4. 監視伝染病に備えた対応計画（死体の焼却又は埋却含む）	1. 教育・訓練 2. 特定事項への備え、通報ルール作成 3. 組織図、組織の役割と権限 4. 特定事項への備え、死亡畜に関する作業分析シート
		6 獣医師等の健康管理指導	1. 健康管理指導	1. 管理獣医師等の指導記録
		7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	1. 大臣指定地域（いのししCSF陽性地域）の追加措置（管理基準 14. 22. 26. 28. の徹底）	1. 入場者ルール（他の畜産施設立入者のシャワーin等）、危害要因分析（大臣指定地域の原材料の可否（家保指導））、飼養衛生管理マニュアル（畜舎ごとの専用衣服・靴、畜舎外での病原体による汚染防止）
飼養環境に関する事項	飼養環境に関する事項	8 衛生管理区域の設定	1. 衛生管理区域の設定 2. 衛生管理区域境界の柵の設置 3. 消毒・衣服靴の交換を行わずに行動する範囲の網羅 4. 出入口の最少化、原材料の持込み・死体の持出し場所の境界位置への設置	1. 衛生管理区域の設定 2. 衛生管理区域境界柵の設置 3. 4. 清浄度区分を明確にした平面図の作成と交差汚染防止のための動線の確認及び死亡畜保管場所等の再検討
		9 放牧制限の準備	1. 放牧の停止又は制限	1. 放牧停止時、出荷制限時の畜舎の確保
		10 埋却等に備えた措置【令和6年4月1日施行】	1. 死亡畜の埋却用地、焼却、化製	1. 埋却用地の明確化（平面図等）、家保の指導記録等
		11 愛玩動物の飼育禁止	1. 猫等愛玩動物禁止 2. 観光牧場等での飼育場所限定	1. 衛生管理マニュアル等への記載 2. 飼育場所と交差汚染対策の明確化
II 衛生管理区域への病原体の侵入防止	人に関する事項	12 密飼いの防止	1. 密飼い	1. 家保、管理獣医師等の確認と指導の記録
		13 衛生管理区域への必要のない者の立ち入りの制限	1. 立ち入り制限 2. 看板 3. 観光牧場	1. 入場者ルールの徹底と記録 2. 衛生管理区域の設定と看板設置 3. 規則作成、家畜防疫員の指導記録
		14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置	1. 他の畜産施設、大臣指定地域の立入者	1. 入場者ルールの徹底と記録、海外からの入国者のシャワーin
		15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	1. 入退場者用消毒設備	1. 入場者マニュアルの徹底と記録、外部コミュニケーション
		16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	1. 衛生管理区域専用の衣服及び靴	1. 作業分析シート又はマニュアルの作成と交差汚染防止の徹底

II 衛生管理区域への病原体の侵入防止	物品に関する事項	17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	1. 消毒設備（車両） 2. 車両消毒（運転席等の対策を含む）	1. 車両消毒設備の設置 2. 入退場車両ルールの徹底と外部コミュニケーション
		18 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	1. 他の畜産施設で使用した物品	1. 原則持込禁止のルールと消毒設備等
		19 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	1. 海外で使用した衣服及び靴	1. 入場者ルールへの記載と教育・訓練（特に海外研修生等）
		20 飲用水の給与	1. 飲用に適した水	1. 水質検査記録、消毒（必要に応じて）
		21 処理済み飼料の利用	1. 食品循環資源	1. 定められた加熱の記録
		22 安全な資材の利用	1. 大臣指定地域の農産物	1. 危害要因分析、家保の指導
II 衛生管理区域への病原体の侵入防止	野生動物に関する事項	23 衛生管理区域への野生動物の侵入防止	1. 野生いのしし生息区域	1. 防護柵の設置と定期的な破損状況の確認・修繕、柵周囲の除草の記録
	家畜に関する事項	24 家畜を導入する際の健康観察等	1. 導入時の健康観察 2. 一定期間の隔離的管理	1. 導入時健康観察記録 2. 導入畜の作業分析シート及び記録
III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	人に関する事項	25 畜舎に立ち入る者の手指消毒等	1. 消毒設備（入場者）	1. 消毒設備の設置、マニュアルの作成と教育・訓練
		26 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用	1. 畜舎ごとの専用の衣服及び靴	1. 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置マニュアル、交差汚染防止の動線図等
	物品に関する事項	27 器具の定期的な清掃又は消毒等	1. 器具の清掃・消毒・1頭ごとの交換等	1. 注射針・人工授精器具等の消毒に関する作業分析シート及び記録
		28 畜舎外での病原体による汚染防止	1. 畜舎間家畜移動	1. 畜舎間通路、洗浄消毒済みケージ・リフトを使用する作業分析シート、動線図
	野生動物に関する事項	29 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における舎外飼養	1. 防鳥ネット	1. 飼料保管庫、堆肥舎、死体保管場所に、編み目2cm以下のネット設置と定期点検
		30 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止	1. 野生動物の排泄物	1. 給餌・給水設備に野鳥・野生動物の排泄物混入防止措置の作業分析シート及び記録
		31 ねずみ及び害虫の駆除	1. ねずみ及び害虫の駆除	1. ねずみ及び害虫駆除の作業分析シート及び記録
	飼養環境に関する事項	32 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	1. 機材等の整理整頓 2. 除草	1. 機材等整理整頓マニュアル 2. 除草の記録等
		33 畜舎等施設の清掃及び消毒	1. 畜舎等の定期的な清掃・消毒	1. 衛生管理マニュアルに基づいた清掃・消毒とその記録
	家畜に関する事項	34 毎日の健康観察	1. 毎日の健康観察 2. 出生・死亡状況の確認	1. 日常健康観察記録 2. 分娩記録、死亡畜記録
	IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止	人に関する事項	35 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	1. 入退場者用消毒設備
物品に関する事項		36 衛生管理区域から退出する車両の消毒	1. 消毒設備（車両） 2. 車両消毒（運転席等の対策を含む）	1. 車両消毒設備の設置 2. 入退場車両ルールの徹底と外部コミュニケーション
		37 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	1. 家畜排泄物の付着又はおそれのある物品	1. 衛生管理マニュアルに基づいた洗浄・消毒とその記録
家畜に関する事項		38 家畜の出荷又は移動時の健康観察	1. 家畜の出荷 2. 死体・排泄物の移動	1. 出荷の作業分析シート及び記録 2. 死体・排泄物移動の作業分析シート及び記録
		39 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	1. 特定症状の家保への通報 2. 特定症状時の移動禁止	1. 家保への通報ルール 2. 特定事項への備え、教育・訓練
	40 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止	1. 特定症状以外の異状 2. 監視伝染病でないことの確認まで移動禁止	1. 特定事項への備え、管理獣医師・家保との外部コミュニケーション 2. 特定事項への備え、教育・訓練	

飼養衛生管理基準（鶏その他家さん：令和3年9月24日施行（【 】内は施行日））と
一般的衛生管理プログラム対応例

		飼養衛生管理基準	キーワード	一般的衛生管理プログラム等対応
I 家畜防疫に関する基本事項	人に関する事項	1 家さんの所有者の責務	1. 家さん伝染病発生予防まん延防止 2. 関係法令順守 3. 農場の防疫体制構築 4. 地域の同業者、関係者との協力 5. 所有者以外の管理者の責務	1. 衛生管理方針、特定事項への備え 2. 衛生管理方針、その他全般 3. 危害要因分析、工程一覧図・作業分析シート・平面図動線図の作成等 4. 外部コミュニケーション 5. 組織図、役割と権限の文書化
		2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践	1. 家保の情報を必ず確認 2. 家保の講習会に出席 3. 農水省ウェブサイト閲覧 4. 防疫体制・飼養衛生管理状況の定期的な点検・改善 5. 衛生対策設備の平面図等 6. 家保の検査・指導	1. 外部コミュニケーション記録 2. 教育・訓練等 3. 外部コミュニケーション記録 4. 内部監査、情報の分析、衛生管理システムの更新 5. 平面図・動線図作成 6. 外部コミュニケーション記録
		3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底【令和4年2月1日施行】	1. 各種衛生対策マニュアルの作成 2. 獣医師等専門家の意見反映 3. 従事者へのマニュアル（冊子配布・看板）と家畜伝染病予防の周知 4. 外部事業者へのマニュアル（冊子配布・看板）と家畜伝染病予防の周知	1. 衛生管理マニュアルの作成 2. 構築指導、内部監査（外部専門家） 3. 作業分析シート等の文書化と教育・訓練 4. 外部コミュニケーションの徹底
		4 記録の作成及び保管	1. 記録の作成及び保管（1年間以上） 2. 詳細な入場者記録 3. 観光牧場等での入場者管理 4. 従事者の海外渡航歴 5. 導入家さんの情報 6. 出荷家さんの情報 7. 健康観察記録・治療記録 8. 家保・管理獣医師の指導記録	1. 文書、記録に関する要求事項 2. 入場者マニュアル、外部コミュニケーション 3. 家畜防疫員の指導記録 4. 従事者の衛生マニュアルと記録 5. 導入家さんの危害要因分析と記録 6. 出荷記録と外部コミュニケーション 7. 健康観察記録・治療記録 8. 家保・管理獣医師の指導記録
		5 大規模所有者が講ずる措置	1. 特定症状 2. 家保への通報ルール 3. 家さん舎ごとの飼養衛生管理者 4. 監視伝染病に備えた対応計画（死体の焼却又は埋却含む）	1. 教育・訓練 2. 特定事項への備え、通報ルール作成 3. 組織図、組織の役割と権限 4. 特定事項への備え、死亡家さんに関する作業分析シート
		6 獣医師等の健康管理指導	1. 健康管理指導	1. 管理獣医師等の指導記録
	飼養環境に関する事項	7 衛生管理区域の設定	1. 衛生管理区域の設定 2. 柵の設置 3. 消毒・衣服靴の交換を行わずに行動する範囲の網羅 4. 出入口の最少化、原材料の持込み・死体の持出し場所の境界位置への設置	1. 衛生管理区域の設定 2. 柵の設置 3. 4. 清浄度区分を明確にした平面図の作成と交差汚染防止のための動線の確認及び死体保管場所等の再検討
		8 埋却に備えた措置【令和4年10月1日施行】	1. 家さん死体の埋却用地、焼却、化製	1. 埋却用地の明確化（平面図等）、家保の指導記録等
		9 愛玩動物の飼育禁止	1. 猫等愛玩動物禁止 2. 観光牧場等での飼育場所限定	1. 衛生管理マニュアル等への記載 2. 飼育場所と交差汚染対策の明確化
	事項	家さんに	10 密飼いの防止	1. 密飼い
II 衛生管理区域への病原体の侵入防止	人に関する事項	11 衛生管理区域への必要のない者の立ち入りの制限	1. 立ち入り制限 2. 看板 3. 観光牧場等	1. 入場者ルールの徹底と記録 2. 衛生管理区域の設定と看板設置 3. 家畜防疫員の指導記録
		12 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置	1. 他の畜産施設等立入者	1. 入場者ルールの徹底と記録、海外からの入国者のシャワーin
		13 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	1. 入退場者用消毒設備	1. 入場者マニュアルの徹底と記録、外部コミュニケーション
		14 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	1. 衛生管理区域専用の衣服及び靴	1. 作業分析シート又はマニュアルの作成と交差汚染防止の徹底
	事項	物品に	15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	1. 消毒設備（車両） 2. 車両消毒（運転席等の対策を含む）

	物品に関する事項	16 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	1. 他の畜産施設で使用した物品	1. 原則持込禁止のルールと消毒設備等	
		17 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	1. 海外で使用した衣服及び靴	1. 入場者ルールへの記載と教育・訓練(特に海外研修生等)	
		18 飲用水の給与	1. 飲用に適した水	1. 水質検査記録、消毒(必要に応じて)	
	家畜に関する事項	19 家畜を導入する際の健康観察等	1. 導入時の健康観察 2. 一定期間の隔離的管理	1. 導入時健康観察記録 2. 導入畜の作業分析シート及び記録	
Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	人に関する事項	20 家畜舎に立ち入る者の手指消毒等	1. 消毒設備(入場者)	1. 消毒設備の設置、マニュアルの作成と教育・訓練	
		21 家畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用	1. 家畜舎ごとの専用の衣服及び靴	1. 家畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置マニュアル、交差汚染防止の動線図等	
	物品に関する事項	22 器具の定期的な清掃又は消毒等	1. 器具の清掃・消毒	1. 器具等の清掃・消毒に関する作業分析シート及び記録	
		23 家畜舎外での病原体による汚染防止	1. 必要のないものを持ち込み禁止	1. 衛生管理マニュアル等への記載 2. 飼育場所と交差汚染対策の明確化	
	野生動物に関する事項	24 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	1. 防鳥ネット	1. 飼料保管庫、堆肥舎、死体保管場所に、編み目2cm以下のネット設置と定期点検	
		25 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止	1. 野生動物の排泄物	1. 給餌・給水設備に野鳥・野生動物の排泄物混入防止措置の作業分析シート及び記録	
		26 ねずみ及び害虫の駆除	1. ねずみ及び害虫の駆除	1. ねずみ及び害虫駆除の作業分析シート及び記録	
	飼養環境に関する事項	27 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	1. 機材等の整理整頓 2. 除草	1. 機材等整理整頓マニュアル 2. 除草の記録等	
		28 家畜舎等施設の清掃及び消毒	1. 家畜舎等の定期的な清掃・消毒	1. 衛生管理マニュアルに基づいた清掃・消毒とその記録	
		家畜に関する事項	29 毎日の健康観察	1. 毎日の健康観察 2. 孵化・死亡状況の確認	1. 日常健康観察記録 2. 孵化、死亡記録
	Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止	人に関する事項	30 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	1. 入退場者用消毒設備	1. 入場者マニュアルの徹底と記録、外部コミュニケーション
		物品に関する事項	31 衛生管理区域から退出する車両の消毒	1. 消毒設備(車両) 2. 車両消毒(運転席等の対策を含む)	1. 車両消毒設備の設置 2. 入退場車両ルールの徹底と外部コミュニケーション
			32 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	1. 家畜の排泄物の付着又はおそれのある物品	1. 衛生管理マニュアルに基づいた洗浄・消毒とその記録
		家畜に関する事項	33 家畜の出荷又は移動時の健康観察	1. 家畜の出荷 2. 死体・排泄物の移動	1. 出荷の作業分析シート及び記録 2. 死体・排泄物移動の作業分析シート及び記録
34 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止			1. 特定症状の家保への通報 2. 特定症状時の移動禁止	1. 家保への通報ルール 2. 特定事項への備え、教育・訓練	
35 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止			1. 特定症状以外の異状 2. 監視伝染病でないことの確認まで移動禁止	1. 特定事項への備え、管理獣医師・家保との外部コミュニケーション 2. 特定事項への備え、教育・訓練	

一般的衛生管理プログラムのモニタリングに関する検討【例】				文書番号
作成日 (最終更新日)	年月日	作成者	承認日	製品名
	年月日		年月日	責任者
				⑩

確認事項	モニタリングの要否	否の場合の根拠(検証方法等)	モニタリングの方法
①農場に立ち入る者の制限	否	外来者入場記録が正しく記入されていることを月 1 回 HACCP チーム会議で確認し検証している。	
②農場に立ち入る者の更衣・作業靴の履き替え・消毒	否	更衣・作業靴の履き替え・消毒が正しく実施されていることを定期的な現場の観察、消毒薬の使用状況などから検証している。	
③農場に持ち込む物品及び農場内に出入りする車両の制限・処理・管理	否	持ち込む物品の消毒、出入りする車両の洗浄消毒等の記録が正しく記入されていることを月 1 回 HACCP チーム会議で確認し検証している。	
④給与水、飼料、敷料等の処理、管理	要		給与水は給水装置の給水量、飼料は自動給餌機等の残飼量、敷料は衛生状態(カビの発生等)及び交換状況等についてそれぞれ確認によりモニタリングし、作業日誌等に良・不良などの結果を記録する。
⑤導入家畜の健康状態の確認・管理	要		導入畜(雛)は一定期間の隔離的管理を実施し、A 良好・B 引き続き要観察・C 淘汰などのモニタリング結果を記録する。
⑥農場への野生動物の侵入防止措置	否	侵入防止柵の点検、侵入の痕跡の観察等を定期的に行い、記録を検証している。	
⑦衛生管理区域内外への愛玩動物の持ち込み及び当該区域内外での飼養の禁止	否	愛玩動物を飼養及び持ち込みされていないことを定期的に確認し、記録を検証している。	
⑧農場区域内の整理整頓及び消毒	要		整理整頓、清掃・消毒等の状況を定期的に評価し、A 良好・B 不良などのモニタリング結果を記録する。
①～⑧以外【例】 家畜の健康管理(畜舎の温度管理)	要		畜舎の温度を定期的にモニタリングし、記録する。
.....			

2. 危害要因分析(原則1)

HACCP チームは、次により、すべての原材料及び作業工程に存在する危害を列挙し、予防手段を文書化すること。当該文書は、保持し、必要に応じて更新しなければならない。

(1) 危害の列挙

すべての原材料及び作業工程に危害となる要因が存在するか否かを、適切なワークシートを用いて列挙すること。当該ワークシートは、保持し、更新しなければならない。

(2) 危害の特定と予防手段

危害が存在するとしたそれぞれの原材料及び作業工程について、危害に対する管理手段を一般的衛生管理プログラム又は HACCP 計画で管理するかを選択すること。

管理手段の選択は、次の基準により決定しなければならない。

- ① 起こる可能性のある生物的、化学的、物理的の危害がこの工程に存在するか又は入る可能性があるか。
- ② 管理条件によりその危害は増大するか又は制御されるか。
- ③ 発生頻度や重篤性からみてその危害は、HACCP 計画で扱うほど重要か又は一般的衛生管理プログラムで管理可能か。
- ④ HACCP 計画又は一般的衛生管理プログラムで扱うとした理由は何か。
- ⑤ 危害を予防、排除又は減少させる実施可能で効果的な制御手段があるか、具体的にどのような手段か。

危害要因分析の過程で一般的衛生管理プログラムの修正・改善の必要性が生じた場合は、修正すること。

【解説】

1. 第1章～第3章で作成した文書に基づいて、危害要因分析を実施します。

原材料・資材リストに記載したすべての原材料・資材及び工程内、日常・定期・不定期作業分析シートごとに「生物的・化学的・物理的な危害要因(ハザード)」の有無を、危害要因分析表(例示を参考)を用いて洗い出します。

2. 生物的危害要因としては、サルモネラなどの病原細菌や人獣共通感染症、生乳の出荷基準を超えた細菌数などがあげられます。牛の飼養衛生管理基準では、新たに36家畜の出荷又は移動時の健康観察で「家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除く」ことが明記されています。家畜に付着した排せつ物等の汚れは、と畜場における食肉汚染を防ぐ観点からは生物的危害要因となります。

化学的危険要因としては、抗生剤等の残留、生乳のパイプライン洗浄液の混入のほか、カビ毒もこれに含まれます。

物理的危険要因としては、注射針の残留が挙げられます。豚では、給餌機のワイヤーの破片を豚が飲み込み、胃内に貯留した状態での出荷をリストアップする農場もあります。

3. 次に、抽出した危害要因について、一般的衛生管理プログラムで管理することができるか、CCPに指定して HACCP 計画で管理するかを決めます。CCP は、その工程で低減もしくは制御しなければ、摂食した人の健康に悪影響を及ぼす可能性があることを考慮して決定します。
選択基準は、上記認証基準第4章2. (2)①～⑤の事項に従います。
 4. CCPを設定するのは、作業工程のみです。CCPを考慮しなければならないような原材料・資材は、初めから導入してはなりません。また、ワクチンという原材料の危害要因とワクチン接種という作業工程の危害要因は違いますので、混同しないように気を付けてください。
 5. 人(消費者)だけでなく、家畜(家きん)に損失をもたらす疾病や事故の要因について危害要因分析を実施することは、衛生管理上たいへん有効な手段です。生産性の向上に結びつくことから、実際に多くの農場で実施されています。これを実施する場合には、人への CCP 管理と混同しないように別の危害要因分析表を作成します。
 6. 重篤性は、その危害が発生してしまった場合に消費者等へ与える影響の大きさを判断します。頻度とは、「起こりやすさ(起こりうる可能性)」のことです。人為的ミスなどにより起こりうる可能性について考慮します。
重篤性・頻度の評価は、○・－又は1・2・3などの数値化による分類の方法があります。
 7. 危害要因を CCP に指定するかの判断は、重篤性と頻度を評価し、さらに管理手順によってその危害を十分に制御することができるかを考慮して決定します。制御することができない事象があった場合には、CCP とはなりません。また、重篤性が高いと判断した場合には、頻度が低くても CCP に指定することがあります。
- (例) 1. バルク乳温度の測定と記録 (細菌増殖・腐敗の防止手順) = HACCP 計画で管理
【理由】バルク乳の腐敗は人の健康危害になりうる。また、クーラースイッチの入れ忘れなどにより、発生する可能性も十分にある。
そのため、バルクタンク温度測定と記録という工程を必須管理点 (CCP) とし、管理手順を HACCP 計画で明確化して、厳格に管理する。
- (例) 2. 牛舎の清掃 = 一般的衛生管理プログラムで管理
【理由】牛舎の清掃は衛生管理の基本であるが、清掃管理の不備が直接的に人の健康危害をもたらす可能性は低い。
このように、HACCP システムでは作業工程ごとの危害要因を判定し、厳格に管理すべきものと、一般的衛生管理プログラムで管理するものに分けて、メリハリをつける効率的な管理を目的とします。後の工程で危害要因を低減・制御できる場合は、危害要因分析表に、「後工程で管理」と表記しておきます。
8. ISO22000 では、加熱温度が基準に達しなかった製品はその場で廃棄又は再加熱を判断する、異物の混入が発見された製品はその場で廃棄するなど、CCP 管理は即時的に対応することが基本です。しかしながら、農場ではその場ですぐに危害要因を解決することのできない場合があります。

注射針や抗生剤のように、使用する工程（治療、ワクチン接種など）とその危害要因を最終管理する工程（家畜・畜産物の出荷工程、搾乳工程など）が別工程となる場合には、危害要因分析表において CCP の判定をする際に、CCP が発生し記録を取る工程に CCP1-1 又は CCP1-記録などとし、HACCP 計画を立てて最終的にその CCP を管理する工程に CCP1-2 又は CCP1-計画などと整理することが推奨されます。HACCP 計画の文書は最終管理する工程で作成しますが、これにより CCP の発生から管理までを一体化した一つの HACCP 計画とする考え方が明確になります。

9. 危害要因分析には、家畜衛生や薬品の専門知識が必要な場合があります。農場内で判断がつかない場合は、積極的に外部の専門家に相談します。
10. 原材料・資材及び作業手順を変更した場合や、近隣で家畜伝染病（口蹄疫・豚熱等）の発生があった場合などは、その都度、原材料・資材リスト、フローダイアグラム、作業分析シートなどを見直し、危害要因分析の更新と現場確認を実施します。

【参考】危害要因の例

参考例として示したものであり、これらに限定されるものではありません。また、これらをすべて危害要因と判定しなければならないということでもありません。

- 乳用牛：抗生物質等薬剤の残留、注射針の残留、バルク乳温度、パイプラインの切り替え、牛の健康観察（サルモネラ・大腸菌 O-157 の汚染、乳房炎、体表に付着した排泄物等の汚れ）
- 肉用牛：抗生物質等薬剤の残留、注射針の残留、出荷牛の健康観察（サルモネラ・大腸菌 O-157 の汚染、体表に付着した排泄物等の汚れ）
- 豚：抗生物質等薬剤の残留、注射針の残留、出荷豚の健康観察（サルモネラの汚染、体表に付着した排泄物等の汚れ）
- 採卵鶏：鶏舎の洗浄・消毒（オールアウト後、サルモネラ）、抗生物質等薬剤の残留、滞留卵の除去（死鶏処理時等）、雛・鶏の健康観察（サルモネラ等）、出荷卵の温度管理（農場内集卵施設）
- 肉用鶏：鶏舎の洗浄・消毒（オールアウト後、サルモネラ）、抗生物質等薬剤の残留、異常鶏の淘汰（サルモネラ等）、出荷鶏の健康観察（サルモネラ）、

危害要因分析の例

(いずれも危害要因分析表の一部です)

1. 乳用牛

原材料 / 工程	危害要因の列挙	危害要因の特徴	危害要因の評価			危害要因の 制御手段	PRP*	CCP**
			重篤性	頻度	危害要因の大きさ (重篤性×頻度)			
E-12 ミルクフ ィルター の交換	B: 生物的 微生物汚染	1-2 回のフィルター交換 忘れて、生乳への重度の 微生物汚染は起きない	1	2	2	フィルター 交換の確認・ 記録	○	
	C: 化学的 なし							
	P: 物理的 異物の混入	フィルター交換を忘れて も、集乳車の 3mm メッシュ で一定の異物除去はされ ている(さらに乳業会社で は超遠心装置クラリファ イアで制御している)	1	2	2	集乳業者/ 乳業会社への 確認・記録	○	
E-13 使用済 みフィ ルター の廃棄	B: なし							
	C: なし							
	P: なし							
E-14 パイプ ライン 切替	B: なし							
	C: (ライン切替忘 れによる) 酸・ア ルカリ洗剤のバ ルク乳混入	・ 乳等省令、ポジティブ リスト制度に抵触 ・ 手作業による切替の為、 起こる可能性も高い	3	2	6	目視確認・ 2名記名		CCP1
	P: なし							
E-15 パイプ ライン の酸・ア ルカリ 洗浄	B: 微生物の生残 (不十分な洗浄)	自動洗浄プログラム (CIP) + 次回搾乳前の前 殺菌工程により、洗浄不 全が起こる可能性は低い	2	1	2	洗浄実施の 確認・記録	○	
	C: 酸・アルカリ洗 剤の残留	エア圧送+勾配により、 残留が起こる可能性は きわめて低い	1	1	1	洗浄実施の 確認・記録	○	
	P: 異物吸い込み	集乳車のメッシュ装置・ 乳業会社のクラリファイ アで制御できる	1	1	1	集乳業者/ 乳業会社への 確認・記録	○	

*: PRP=一般的衛生管理プログラム **：複数の CCP がある場合は整理番号を付ける

【重篤性】

- 3 人への健康危害/牛群への著しい損害を(ほぼ確実に)ひき起こす/あきらかな法律違反となる
- 2 人への健康危害/牛群への著しい損害をひき起こす可能性が十分にある
- 1 人への健康危害/牛群への著しい損害をひき起こす可能性はきわめて低い

【頻度 (=起こりやすさ)】

- 3 過去に起こったことがある
- 2 発生する可能性が十分にある
- 1 発生する可能性は低い

【危害要因の大きさの管理】

- 9 → HACCP 計画で管理
- 6 → HACCP 計画、PRP のいずれかで管理(ただし PRP とした場合、記録は必須)
- 4 以下 → PRP で管理(ただし、重篤性が 3 の場合には、CCP にする場合もある。)

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

2. 肉用牛

原材料 / 工程	危害要因の列举	危害要因の特徴	危害要因の評価		危害要因の制御手段	CCP か
			重篤性	頻度		
1. 素牛受入	B: 生物学的 病原微生物の侵入	<ul style="list-style-type: none"> 素牛に感染（不顕性感染）した病原微生物を農場に侵入させる可能性が高い。 最終出荷まで残存する可能性もある。 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 素牛導入マニュアルで管理。 (ワクチン接種証明書の確認と健康観察) 	
	C: 化学的 なし					
	P: 物理的 注射針の残留	最終出荷まで残存する可能性があり、最終消費者への影響も強い。	○	—	繁殖農家からの品質保証書の提出とその確認	
2. 7. 井戸水受入・貯水	B: 生物学的 病原微生物の混入	<p>地下浸透により病原微生物の混入のあった場合は、牛への侵入が考えられる。</p> <p>貯水時の、野生動物を介して病原微生物侵入の可能性もある。</p>	○	—	<p>水質検査手順書に基づき、検査を実施し、陰性を確認することで管理する。</p> <p>貯水タンク清掃手順の順守で管理する。</p>	
	C: 化学的 重金属の混入	重金属混入の可能性は低い、混入があった場合は牛への侵入および最終消費者への移行が考えられる。	○	—	水質検査手順書に基づき、検査を実施し、基準値以下であることを確認することで管理する。	
	P: 物理的 なし					
	B: 生物学的 病原微生物の混入	飼料の病原微生物による汚染の可能性はある。	○	—	供給者品質保証書の確認で管理する。	
3. 4. 5. 6 前期・中期・後期・仕上げ飼料受入・保管	病原微生物の増殖	飼料タンクの破損は野鳥等の糞便による汚染さらに微生物の増殖の危険性がある。	○	○	飼料タンク保守点検チェックリストの順守で管理する。	
		トラックや運転手からの病原微生物の汚染の危険性がある。			飼料会社との契約書と外来者衛生管理規定書の順守により管理する。	
	C: 化学的 なし					

	P: 物理的 なし					
12. 給水開始	B: 生物的 なし					
	C: 化学的 なし					
	P: 物理的 給水量不足で虚 弱牛の発生	飲水量の不足により、 牛の健康を損なう可能 性がある。	○	○	見回りチェックリストの 活用により管理する。	
17. 給餌開始	B: 生物的 なし					
	C: 化学的 なし					
	P: 物理的 給餌量不足で虚 弱牛の発生	給餌量の不足により、 牛の健康を損なう可能 性がある。	○	○	見回りチェックリストの 活用により管理する。	
18. 飼料切換 (前期)	B: 生物的 なし					
	C: 化学的 なし					
	P: 物理的 なし					
23. 餌切り	B: 生物的 病原微生物の腸 内残留	餌切り時間が短く、腸 管内容物が多量に残存 する頻度は高いが、そ のことが直接、食肉処 理場での汚染につな がるものではない。	—	○	工程内手順書（餌切り）お よび出荷チェックリスト の順守で管理する。	
	C: 化学的 なし					
	P: 物理的 なし					
22. 選別	B: 生物的 なし					
	C: 化学的 抗菌剤の残留	牛肉中の抗菌剤残留は 直接、最終消費者の健 康危害になる。	○	○	・ HACCP 計画－ 1 の順守で 管理する。	CCP1
	P: 物理的 注射針の残留	注射針の残留は、消費者 への重大な危害となる	○	○	・ HACCP 計画－ 2 の順守で 管理する。	CCP2

注 1) 複数の CCP がある場合は、整理番号を付けること

注 2) この危害要因分析表では「注射針の残留」や「抗生物質の残留」の危害に対し、「22. 選別」の工程を CCP として制御していますが、抗菌剤を使用する工程を CCP－ 1 とし、注射針を使用する工程を CCP－ 2 とし、徹底管理し、「22. 選別」を一般的衛生管理プログラム (PP) で管理する方法もあります

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

3. 豚

原材料 / 工程	危害要因の列挙	危害要因の特徴	危害要因の評価		危害要因の制御手段	CCP か
			重篤性	頻度		
原材料- 1. 母豚 (購入 母豚)	B: 生物的 病原微生物の 侵入	<ul style="list-style-type: none"> 病原微生物に感染した豚を導入すると、重篤な農場汚染を起こす可能性がある。 しかし、導入元の衛生管理状況の把握と、導入時の一般的な健康状態の確認(目視)で、十分に頻度を低減できる。 	○	—	<ul style="list-style-type: none"> 母豚(繁殖候補豚)の受け入れ手順書の順守により管理。 供給元の品質保証の確認 検査証明書(AD、PRRS)の確認 ワクチン接種記録の確認 	
	C: 化学的 : なし					
	P: 物理的 : なし					
原材料- 2. 精液 (自家 精液)	B: 生物的 病原微生物の混 入	<ul style="list-style-type: none"> 採精・精液の調整過程で病原微生物が混入すると、母豚を介して、豚群に繁殖障害、感染症を拡散させる可能性がある。 しかし、一般的な雄豚の健康管理と、衛生的な採精手順により、十分に頻度を低減できる。 	○	—	<ul style="list-style-type: none"> 下記の各手順書またはプログラムにより管理。 雄豚の健康管理 精液調整室の清掃・消毒手順書 採精と精液調整手順書 ワクチン、投薬プログラム 	
	C: 化学的 : なし					
	P: 物理的 : なし					
原材料- 4. 配合飼料 (無薬 飼料)	B: 生物的 病原微生物(特 にサルモネラ) の汚染	<ul style="list-style-type: none"> 飼料の病原微生物汚染(特にサルモネラ)は、重篤な農場汚染になりうる しかし、供給元からの品質保証書の提示と、配送時の一般的な衛生管理により、十分に頻度を低減できる。 	○	—	<ul style="list-style-type: none"> 供給元の品質保証書の確認 契約による衛生的な輸送 	
	C: 化学的 : カビ毒	飼料のカビ毒汚染が、家畜や食肉の重度汚染につながる可能性は低い。(品質保証書の確認で管理できる)	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 供給元の品質保証書の確認 	
	P: 物理的 : 異物の混入	飼料への異物混入が、家畜や食肉の重度汚染につながる可能性は低い。(品質保証書の確認と給与時の目視確認で管理できる)	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 供給元の品質保証書の確認 目視確認 	

原材料 / 工程	危害要因の列举	危害要因の特徴	危害要因の評価		危害要因の制御手段	CCP か
			重篤性	頻度		
不定期－ 3-1 ワクチン 接種	B: 生物学的 なし					
	C: 化学的 ワクチンの劣化	使いかけの不活化ワクチンは、保存状態により劣化の恐れがある。	○	－	使用後は直ちに冷蔵保存 再使用の場合は劣化のないことを目視確認 生ワクチンの残液は廃棄	－
	P: 物理的 注射針の残留	発生頻度は低い、残留があった場合の危害は重度である。	○	－	残留針はできるだけ除去を試みる。除去不能な場合は豚房記録簿に記録し 出荷選抜時に HACCP 計画で管理する。	CCP3- 記録
工程内－ 1-34. 出荷選抜	B: 生物学的 出荷豚のサルモネラが疑われる臨床症状を示す豚の出荷	チアノーゼ・重度の下痢等、サルモネラ感染が疑われる豚の出荷は、発生頻度は低くても、食品汚染(食中毒の原因)になりうる。	○	－	・HACCP 計画により管理。 ・選抜時の目視確認 (チアノーゼ、重度の下痢がないこと) ・出荷管理記録へ観察所見を記入	CCP1
	C: 化学的 出荷豚の 抗生物質等の残留	休薬期間内のお荷は食品の危害となる。また、人為的ミスにより発生するので、可能性(頻度)も高い。	○	○	・HACCP 計画により管理 ・治療記録、添加剤記録により休薬期間を確認 ・出荷管理記録へ記入	CCP2- 計画
	P: 物理的 出荷豚の 注射針の残留	注射針残留豚は重度の食品危害となる。また、人為的ミスにより発生するので、可能性(頻度)も高い。	○	○	・HACCP 計画により管理 ・注射針残留の記録と注射針残留豚の確認 (必要により、出荷先へ連絡) ・出荷管理記録への記入	CCP3- 計画

注 1) 複数の CCP がある場合は、整理番号を付けること

注 2) 危害要因分析表では「抗生物質の残留」「注射針の残留」などの危害要因に対し、「工程内 1-34. 出荷豚選抜」の最終的に危害要因を管理する工程で HACCP 計画を作成して制御することとし、それぞれ CCP2-計画、CCP3-計画と記載します。休薬期間のある薬剤を使用する工程を CCP2-1 又は CCP2-記録とし、注射針を使用する工程を CCP3-2 又は CCP3-記録とし、危害の発生する可能性があり、発生した場合に記録付けをする工程であること明確にします。危害が発生し記録する工程と最終的に管理する工程の連携により危害要因の管理が確実に実行されることを確認します。

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

4. 採卵鶏

原材料 ／ 工程	危害要因の列挙	危害要因の特徴	危害要因の評価		危害要因の制御手段	CCP か
			重篤性	頻度		
1. 大雛	B: 生物学的 病原微生物	・大雛に感染(不顕性感染)する病原微生物を農場に持ち込む可能性がある。 ・卵を介して人への危害要因となる可能性がある。	○	○	PRP*「サルモネラ陰性証明書」「ワクチン接種証明書」の確認で管理できる。	
	C: 化学的 なし					
	P: 物理的 なし					
3. 飲用水	B: 生物学的 病原微生物の混入	・家畜への感染源になる可能性がある。 ・卵を介して人への危害要因となる可能性がある。	○	○	PRP*「水質検査」で管理できる。	
	C: 化学的 重金属の混入	立地場所ので基準以下である	—	—	PRP「水質検査」で管理できる。	
	P: 物理的 なし					
18. 空舎後の鶏舎の水洗・消毒	B: 生物学的 病原微生物残存	病原微生物残存による導入鶏への感染の可能性が高い。 (=危害度が大きい)	○	○	・HACCP 計画で管理できる。 (水洗・消毒の徹底)	CCP1
	C: 化学的 消毒薬の残留	消毒薬摂取による障害は、通常の水洗作業で防止できる	○	—	PRP「鶏舎の水洗手順」で管理できる。	
	P: 物理的 なし					

*PRP＝一般的衛生管理プログラム

注) 複数の CCP ある場合は整理番号を付けること

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

5. 肉用鶏

原材料 ／ 工程	危害要因の列举	危害要因の特徴	危害要因の評価			危害要因の 制御手段	PRP*	CCP**
			重篤 性	頻 度	危害要因の大きさ (重篤性×頻度)			
1 初生雛の 受入	B: 生物学的 サルモネラ菌 の混入	<ul style="list-style-type: none"> 出荷まで残存し、最終消費者まで影響を与える可能性がある 車両、運転手が持ち込む可能性もある 農場自体に常在化し、毎回転、サルモネラ菌に汚染される可能性がある 	3	1	3	1. サルモネラ陰性証明書、ワクチン接種証明書の確認・記録(受入チェックリスト) 2. 種鶏場との契約書(衛生的な配送)、外来者衛生規定書の遵守	○	
	B: 生物学的 垂直感染によるウイルスの侵入	<ul style="list-style-type: none"> 家禽(群)の健康・生産性に大きく影響する(農場への重大な経済的損失をひき起こす) 	3	1	3	1. 種鶏孵化場でのワクチン接種済み証明書の確認 2. 種鶏場との契約書	○	
	C: 化学的 なし							
	P: 物理的 なし							
16 飼料切替 (中期飼料から休薬飼料)	B: 生物学的 なし							
	C: 化学的 抗菌剤残留	<ul style="list-style-type: none"> 飼料タンクへの有薬飼料残存は、出荷後の鶏肉への薬剤残留になりうる 	2	2	4	飼料切替マニュアルに従って実施し、チェックリストで記録する	○	
	P: 物理的 なし							
18 選別・出荷	B: 生物学的 サルモネラ感 染鶏の出荷	<ul style="list-style-type: none"> 人との共通感染症の危険性がある ただし、出荷後の食鳥検査・加熱調理により、フードチェーン内でリスクは低減される 	2	2	4	出荷時の健康観察手順書および健康チェックリストを確認にする管理	○	
	C: 化学的 抗菌剤の残留	<ul style="list-style-type: none"> 直接、最終消費者への健康危害になる 医薬品、医療機器等法(旧薬事法)・食品衛生法に抵触する 	3	1	3	薬剤使用履歴、飼料切替の記録を確認 →出荷チェックリスト(確認欄)に記名		CCP1
	P: 物理的 なし							

*:PRP=一般的衛生管理プログラム **:複数の CCP がある場合は整理番号を付ける

【重篤性】

- 3 人への健康危害／家禽(群)への著しい損害を（ほぼ確実に）ひき起こす／あきらかな法律違反となる
- 2 人への健康危害／家禽(群)への著しい損害をひき起こす可能性が十分にある
- 1 人への健康危害／家禽(群)への著しい損害をひき起こす可能性はきわめて低い

【頻度（＝起こりやすさ）】

- 3 過去に起こったことがある
- 2 発生する可能性が十分にある
- 1 発生する可能性は低い

【危害要因の大きさの管理】

- 9 → HACCP 計画で管理
- 6 もしくは重篤性が 3 → HACCP 計画、PRP のいずれかで管理
- 4 以下 → PRP で管理

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意下さい。>

3. HACCP 計画の作成

HACCP チームは、HACCP 計画を作成し、文書化し、保持し、必要に応じて見直さなければならない。HACCP 計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 必須管理点 (CCP) の決定 (原則 2)

HACCP 計画によって管理しなければならない危害ごとに、必須管理点を明確にすること。また、必須管理点に対する管理手段を決定しなければならない。

(2) 許容限界の決定 (原則 3)

必須管理点において、家畜・畜産物の安全性に対する危害が起きるのを予防、排除又は許容できる範囲内にするために、許容限界を決定すること。ただし、法規制で定められた値がある場合には、これに従わなければならない。

(3) 監視 (モニタリング) 方法の確立 (原則 4)

必須管理点において、許容限界が守られていることを、測定、観察、確認して記録するモニタリングの手順及び方法を確立すること。

- ① モニタリングの手順及び方法では、その対象事項、具体的な手順、方法及び実施の頻度を定め、測定、観察及び記録付け並びに記録の確認を行う担当者を明確にすること。
- ② モニタリングを行う従事者は、適切に教育され、訓練されなければならない。
- ③ モニタリングの記録は、保持されなければならない。

(4) 是正措置の確立 (原則 5)

許容限界を逸脱した場合にとるべき措置として、以下の事項を確立すること。

- ① 逸脱した状態で生産された家畜又は畜産物の分別と処理の方法 (他用途への転用、廃棄、その他)
- ② 正常への復帰
- ③ 逸脱した原因の究明
- ④ 再発を防止するための対策

是正措置を行う際には、決裁権を有する責任者がそれに当たること。実行された一連の是正措置は、記録し、保持しなければならない。

(5) 検証方法の決定 (原則 6)

HACCP システムが HACCP 計画に従って実施されているかを確認するに当たり、検証の目的、方法、頻度もしくは間隔を定めた検証計画を作成し、これに基づき計画的・定期的に検証を行うこと。

検証では、以下の事項を確認すること。

- ① HACCP 計画が適正に運営されていることをモニタリング記録、是正措置の記録、現場の査察、従事者へのインタビューなどにより確かめること。
- ② 危害要因分析への入力情報が更新され、危害要因分析が行われ、HACCP 計画が有効で妥当なものであること。
- ③ モニタリングに用いる機器が定められたとおりに整備されていること。

(6) 文書化及び記録方法の確立 (原則 7)

文書化及び文書の管理、並びに記録付け及び記録の管理は、第 7 章 1 及び 2 に示す要件を満たすこと。

【解説1】：3の(1)(2)(3)(4)について

危害要因分析により重大な危害要因が発生すると判定した工程を「必須管理点(CCP：Critical Control Point)」として、HACCP計画で管理します。

- (1) 必須管理点とは、その工程での管理が、家畜・畜産物の安全性確保のために必須であるもののことです。また、「危害ごとに」とは、例えば抗生物質を注射するという工程があった場合には、「抗生物質の残留」と「注射針の残留」という危害ごとに別の HACCP 計画を立てるということです。
- (2) 許容限界とは CCP において、家畜・畜産物の安全性が確保できる限界点です。許容限界の決定は科学的あるいは法的な根拠に基づいて行います。なお、農場 HACCP は危害要因を低減・制御することを目的としており、必ずしもゼロ・リスクは要求されません。
- (3) モニタリングとは、(2)の許容限界からの逸脱が起きていないかをリアルタイムで確認し逸脱を未然に防ぐもので、農場 HACCP では多くの場合、目視検査や記録の確認になります。誰が、何を、どのような頻度と手順でモニタリングするのか、具体的に決定することが重要です。
また、モニタリング従事者はその CCP についての許容限界や制御方法（例えば、抗生物質の休薬期間など）について教育・訓練を受けること、及び複数の要員を準備することが必要となります。
- (4) 修正・是正措置は、モニタリングの結果、許容限界の逸脱が確認された場合に、実施する対策のことです。まず、修正(応急的対応)によって安全性を確保した後、是正措置(原因究明と除去=再発防止)を行います。実際の流れは、下記のとおりです。
 - ① 逸脱した状態で生産された家畜又は畜産物の分別と処理の方法（他用途への転用、廃棄、その他）
 - ② 正常への復帰
 - ③ 逸脱した原因の究明
 - ④ 再発を防止するための対策

・修正＝応急的対応

（例）畜産物の廃棄、出荷の停止、用途変更、正常への復帰確認

・是正措置＝再発防止措置(原因を究明し、その原因を除去すること)

（例）新人の人為的ミス → 新人への再教育、新人の教育プログラムの改善

送乳パイプライン切替え忘れが頻発 → 2名チェック体制に変更

修正・是正措置では、誰が何をするか、誰が責任者かを文書化して明確にします。

（家畜・畜産物の取り扱いや HACCP 計画に習熟した従業員が、修正・是正措置に責任を持たねばなりません。）

このように、HACCP 計画では、1つの危害要因ごとに許容限界の決定、モニタリング手順、修正・是正措置を例示（P107～P110）のような「HACCP 計画表」に整理して、管理します。また、HACCP 責任者は、経営者を含めた農場の全員に HACCP 計画を周知させ、農場全体で取り組む必要があります。

【解説2】：3の(5)(6)について

1. HACCP 計画の検証

HACCP 計画での「検証」は、その工程で実施する作業や記録の検証だけでなく、HACCP 計画の前提となっている一般的衛生管理プログラム（作業工程）に対する検証も含まれます。例えば、注射針や薬剤の残留に関する HACCP 計画を「出荷選別」の作業工程で実施する場合には、実際に注射針・薬剤を使用する「治療」や「ワクチン接種」の作業工程での記録類の検証も必要に応じて行います。

このように、使用する工程（治療、ワクチン接種など）とその危害要因を最終管理する工程（家畜・畜産物の出荷工程、搾乳工程など）が別工程となる場合には、危害要因分析表において CCP の判定をする際に、CCP が発生し記録を取る工程に CCP1-1 又は CCP1-記録などとし、HACCP 計画を立てて最終的にその CCP を管理する工程に CCP1-2 又は CCP1-計画などと整理することが推奨されます。HACCP 計画の文書は最終管理する工程で作成しますが、これにより CCP の発生から管理までを一体化した一つの HACCP 計画とする考え方が明確になります。

必須管理点(CCP)における管理が適正に行われ、許容限界の逸脱が起きていないことを確認します。具体的には、定期的に検査記録を確認し、出荷先からの情報(クレームの有無)を確認することです。

また、検証は計画的に実施することが求められていることから、HACCP チームは検査の方法、頻度、もしくは間隔を定めた検証計画を作成（HACCP 計画書の中に検証計画が記載されている場合は別途作成する必要はなし）、定期的に検証を実施する必要があります。

(例)

- ・バルク乳の温度管理(CCP)

検証：搾乳チェックシートへのバルク乳温度の記載状況・月3回の生乳細菌数検査結果

- ・注射針の豚体内残留の管理(CCP)

検証：注射針管理簿・注射針残留記録・出荷伝票・食肉処理場からのクレーム情報の確認

HACCP 計画の検証には、例示（P112）のような HACCP 計画検証記録用紙を用いて実施します。

2. CCP におけるモニタリングに機器類を用いる場合は、定期的な機器の校正(補正)が必要です。

(例) バルクタンク乳温管理(CCP)→バルクタンク温度計の定期的な校正(補正)が必要

3. 一般的衛生管理プログラムの検証

一般的衛生管理プログラムが適正に運用されているかを、定期的に検証します。

一般的衛生管理プログラムのうち、HACCP 計画に直接関係のない作業や記録については、第6章の1. 内部検証及び2. 情報の分析の中で、全体の検証として実施することができます。

(例) 入場者記録簿、畜舎の清掃、場内の整理整頓・除草、衛生管理目標の達成度調査

HACCP 計画書 (乳用牛の例)			文書番号	4-3-1
			製品名	生乳
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	(印)	
承認日	年 月 日	責任者	(印)	

工程(必須管理点)	E-14 パイプラインの洗浄側への切替
作業場所	バルククーラー室
危害要因	酸・アルカリ洗剤のバルクタンクへの混入
管理手段	目視確認と搾乳チェックシートへの記名を2名体制で実施
許容限界	酸・アルカリ洗剤の混入がないこと
モニタリング a) 何を b) どのように c) 頻度 d) 担当者 e) 確認者	パイプラインの洗浄側への切り替えを 目視確認/搾乳チェックシートへの記名(2名) 搾乳終了後、酸・アルカリ洗浄の実施前(1日2回、朝夕) その日の搾乳担当者 出荷責任者(農場長)が毎日の出荷前に日誌を確認し「パイプライン切替」を含むチェック項目をすべて確認し、出荷OK欄にサインする
不適合品の管理 修正・是正措置	【修正】 洗剤を混入した、あるいは疑いがある場合 ・HACCP チーム責任者→農場長→経営者へ報告 ・経営者(不在の場合は農場長)の決裁でバルク乳を廃棄 ・廃棄を出荷先(乳業メーカー)に報告する 【是正措置】 ・HACCP 委員会で再発防止策を検討する (作業手順、設備、教育・訓練等)
検証(計画) a) 目的 b) 方法 c) 頻度	・逸脱のないこと、毎日の記名・出荷前確認が実施されていることの検証 ・チェックシートの記名と責任者のサイン、出荷先からのクレーム情報のないことを HACCP チーム会議で確認 ・月1回
記録	搾乳チェックシート、HACCP チーム会議議事録 逸脱があった場合は是正措置報告書、出荷先への廃棄理由書

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

HACCP 計画書 (肉用牛の例)			文書番号	4-3-1
			製品名	肉用牛
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	(印)	
承認日	年 月 日	責任者	(印)	

工程(必須管理点)	22 出荷選別
作業場所	肥育牛舎 出荷待ち牛のパドック
危害要因	休薬期間のある薬剤の残留
管理手段	出荷担当者 2 名が出荷前日に出荷牛リストとパドック内の牛の個体識別番号を突合し、治療日誌、獣医師の指示書・ポジティブリスト、飼料添加剤の記録を確認する。安全域として休薬期間を 2 週間経過した牛について出荷 OK とする。確認したことを出荷責任者がチェックする。
許容限界	全薬剤について、休薬期間より 2 週間経過していること
モニタリング a) 何を b) どのように c) 頻度 d) 担当者 e) 確認者	休薬期間を 2 週間経過していることを 出荷牛リストとパドック内の牛の個体識別番号を突合し、治療日誌、獣医師の指示書・ポジティブリスト、飼料添加剤の記録を確認することによって 出荷毎の前日に 出荷担当者 2 名 出荷責任者 (農場長、不在の場合は指名された者)
不適合品の管理 修正・是正措置	【修正】 ・モニタリング時に逸脱が判明した場合は、その牛を出荷牛パドックから出し別管理する ・出荷後に逸脱が判明した場合は、直ちに食肉処理場へ連絡を取り、疑いのある牛については廃棄処分とする 【是正措置】 ・経営者と HACCP チームを参集した対策会議を開催し、原因を究明して手順の見直し、担当者の教育・訓練等を実施する
検証(計画) a) 目的 b) 方法 c) 頻度	・逸脱のないこと、出荷毎の確認作業が確実に実施されていることの検証 ・出荷牛のチェックが実施され確認された記録と出荷先からのクレーム情報の有無を HACCP 会議で確認 ・3 か月に 1 回
記録	出荷牛リスト、治療日誌、獣医師の指示書・ポジティブリスト、飼料添加剤の記録、HACCP 会議議事録

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

HACCP 計画書 CCP3-計画 (豚の例)			文書番号	4-3-1
			製品名	
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	(印)	
承認日	年 月 日	責任者	(印)	

工程(必須管理点)	1-34 出荷豚選別
作業場所	肥育豚舎 出荷豚パドック
危害要因	注射針の豚体内残留
管理手段	<ul style="list-style-type: none"> ・注射針管理簿、注射針残留記録簿、母豚カード（大貫を含む）から出荷候補豚に注射針残留疑い豚がないことを確認する。 ・残留疑い豚がある場合はイヤタグで個体を特定し、出荷伝票に注射針残留記録簿の写しを添付して、と畜場に伝達し金属探知を依頼する。
許容限界	<ul style="list-style-type: none"> ・豚体内に残留針のないこと ・残留疑い豚を出荷する場合は、と畜場に個体情報を確実に伝達すること
モニタリング a) 何を b) どのように c) 頻度 d) 担当者 e) 確認者	<p>出荷豚の注射針残留の有無</p> <p>出荷豚のイヤタグ、注射針管理簿、注射針残留記録簿、豚房記録簿、母豚カードの残留針記録を照合確認する。</p> <p>出荷の都度</p> <p>出荷責任者 ○○ ○○</p> <p>HACCP チーム責任者 ○○ ○○</p>
不適合品の管理 修正・是正措置	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留疑い豚を出荷する場合は、注射針残留記録簿に記録のある残留疑い部位を出荷伝票に記載し、出荷先と畜場に申し送りする。 ・注射針紛失等で個体が特定できず、疑いのあるすべての豚にタグを装着した場合は、その旨を出荷伝票に記載し、出荷先と畜場に申し送りする。 <p>【是正措置】</p> <p>残留疑い豚以外の出荷豚から残留針が発見された場合は、HACCP チーム会議で原因の究明、手順の検討、作業員の教育・訓練等の再発防止策を取る。</p>
検証(計画) a) 目的 b) 方法 c) 頻度	<p>逸脱のないこと、逸脱時の修正・是正措置が規定通りに実施されたかの検証</p> <p>出荷時に注射針在庫管理簿、残留記録簿、母豚カードが確認され出荷伝票に正しく情報が記載されていること、及び出荷先のクレーム情報のないことを HACCP 会議で確認する。</p> <p>3か月に1回</p>
記録	注射針在庫管理簿、注射針残留記録、豚房記録簿、母豚カード、出荷伝票、出荷先からの連絡票、HACCP 会議議事録

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

HACCP 計画書 (採卵鶏の例)			文書番号	4-3-1
			製品名	
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	(印)	
承認日	年 月 日	責任者	(印)	

工程(必須管理点)	日常作業3 健康観察及び死鶏の確認と除去
作業場所	すべての鶏舎
危害要因	滞留卵の出荷
管理手段	死鶏を除去する際に、滞留卵も同時に除去し廃棄する
許容限界	滞留卵が出荷されないこと
モニタリング a) 何を b) どのように c) 頻度 d) 担当者 e) 確認者	死鶏等に隠れている滞留卵を 目視で確認し、除去・廃棄する HACCP チーム責任者は、死鶏と滞留卵の数を記録する 1日1回 鶏の健康観察と死鶏の除去時に 鶏舎管理担当者 HACCP チーム責任者
不適合品の管理 修正・是正措置	【修正】 滞留卵が出荷卵に混入し判別不能となった場合は、疑いのある卵をすべて廃棄する 【是正措置】 HACCP 会議で作業手順、教育・訓練等の再発防止策を検討する
検証(計画) a) 目的 b) 方法 c) 頻度	・逸脱のないこと、滞留卵数が記録され確認されていることの検証 ・死鶏数に比較して滞留卵数に変動がないかを確認する ・GP センターからのクレーム情報を確認する ・月1回 HACCP 会議開催ごとに
記録	鶏舎ごとの作業日誌(死鶏・滞留卵数の記録)、GP センターからのクレーム情報、HACCP 会議議事録

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

HACCP 計画書 (肉用鶏の例)			文書番号	4-3-1
			製品名	
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	(印)	
承認日	年 月 日	責任者	(印)	

工程(必須管理点)	18 選別・出荷
作業場所	全鶏舎
危害要因	出荷時の薬剤残留
管理手段	出荷毎に動物用医薬品指示書、飼料・飼料添加剤の給与記録から休薬期間が経過していることを確認する。
許容限界	出荷時に休薬期間が終了していること
モニタリング a) 何を b) どのように c) 頻度 d) 担当者 e) 確認者	休薬期間が経過していることを 動物用医薬品指示書、飼料・飼料添加剤の給与記録から確認する。 出荷毎 出荷責任者 HACCP チーム責任者
不適合品の管理 修正・是正措置	【修正】 ・出荷前に休薬期間が経過していないことが判明した場合は、出荷を延期し出荷先に連絡する。 ・出荷後に判明した場合は、直ちに食鳥処理場に連絡し、疑いのあるロットは廃棄とする。 【是正措置】 ・経営者は HACCP チーム、管理獣医師等を参集した再発防止の対策会議を開催し、モニタリング手順の是正担当者の教育・訓練等を検討する。
検証(計画) a) 目的 b) 方法 c) 頻度	・逸脱のないこと、モニタリング記録と確認が実施されていることの検証 ・モニタリング記録の記載状況と確認者のサイン、出荷先からのクレーム情報のないことを HACCP チーム会議で確認 ・月1回
記録	モニタリング記録、動物用医薬品指示書、飼料・飼料添加剤の給与記録、HACCP チーム会議議事録

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

HACCP 計画の検証			文書番号	4-3-3
			製品名	
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	(印)	
承認日	年 月 日	責任者	(印)	

【例】※毎月1回、HACCP チーム会議時に実施する。

実施日	
実施者	
目的	CCP1：注射針の残留に関する適正な管理の確認 CCP2：動物用医薬品の休業期間に関する適正な管理の確認 CCP3：出荷時の健康観察の確実な実施の確認
検証する モニタリング記録	CCP1：注射針在庫管理簿、注射針残留記録、ワクチン接種記録、 母豚カード、出荷伝票 CCP2：病豚治療記録、診療マニフェスト、出荷伝票 CCP3：出荷時健康チェック記録
是正記録の有無	※修正、是正が行われていた場合は、その事実を記載する。
現場査察	注射針の在庫管理状況：整理整頓・先入先出 注射器の管理状況：水洗・煮沸・乾燥 医薬品の管理状況：整理整頓・先入先出・有効期限確認・保冷状況 畜舎の状況：整理整頓清掃・記録台帳類の保管状況
従事者 インタビュー	注射針管理担当者： 医薬品管理担当者： 出荷時健康検査担当者：
検証総括	有効性：※定めた手順が確実に実施され、記録に残されている。 妥当性：※危害要因の制御に充分効果的である。

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

第5章 教育・訓練

従事者に対し、次の要件を満たす教育・訓練が効果的に実施されていること。

1. 教育・訓練

HACCP チーム責任者は、従事者に対して衛生管理に関する基本的な知識、第4章で定めた一般的衛生管理プログラムに基づいた作業の手順及び方法、モニタリング、記録付けの方法、HACCP 計画、是正措置、その他一般的衛生管理プログラム並びに HACCP に関する知識・技能の維持向上を図るため教育・訓練を行うこと。

教育・訓練は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 従事者が自らの活動の持つ意味及び重要性を理解し衛生管理システムの効果的な運用に向けて自らがどのような貢献ができるかの認識を持たせるものであること。
- (2) 教育・訓練の目的、達成目標が明らかであり、その有効性が評価されるものであること。
- (3) 教育・訓練の効果を確認し、必要な力量が不足している場合にはその力量に到達することを目的とした再教育が実行されるものであること。
- (4) (1) から (3) までの事項が計画的に行われ、記録されるものであること。

2. 教育・訓練プログラム

HACCP チーム責任者は、教育・訓練担当者及び教育・訓練の対象者を明確にし、あらかじめ実施の時期を明確にし、スケジュール化して行うこと。なお、スケジュールを変更する場合は、その理由を記録しておかなければならない。ただし、教育・訓練は、外部の専門家に依頼することができる。

【解説】

1. すべての従事者に対して、衛生管理に関する基本的な知識、各々の担当する業務に相応する作業の目的、手順、モニタリング及び記録付けの方法などについて、必要な力量が持てるように教育・訓練プログラムを作成し、実施することが求められます。
HACCP チーム責任者には、衛生管理システム全体にわたる知識と力量が求められます。
HACCP チーム員にも、それぞれの担当部署に関してはこれと同等の力量が求められます。
HACCP 計画のモニタリング従事者には、モニタリング及び記録付けの方法、許容限界を超えた場合の修正・是正措置に関する知識と力量が求められます。
一般の従事者は、それぞれの担当する作業だけでなく衛生管理方針や衛生管理目標についても理解している必要があります。
さらに、臨時雇用の方も含めたすべての従事者が、衛生管理区域、清浄度区分、交差汚染防止のための動線及び衣服・靴の交換、消毒等に関する知識を持ち、ルールが遵守されているかを確認します。
2. 従事者ごとに、力量判定評価を実施します。
例えば、素畜の受入作業担当者には、素畜受入時のチェック項目は何か、その項目の目的や逸脱があった場合にはどのような事態が起きるか、などの知識と実践能力を確認します。
搾乳の担当者には、搾乳の手順、搾乳前作業・後作業の目的や搾乳機の点検方法などの知識と実践能力を確認します。未達成者には、再教育を実施します。
3. 飼養衛生管理基準では、以下の項目についてマニュアル等を作成し従事者に教育・訓練を実施することが求められています。
 - ① 農場内外におけるペットの飼養、狩猟等に関するルール
 - ② 海外渡航時及び帰国後の注意事項
 - ③ 農場内への物品持込の注意事項及び禁止事項
 - ④ 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
 - ⑤ 入場者ルール及び防疫のための更衣と靴の交換
 - ⑥ 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄・消毒の具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間
 - ⑦ 特定症状を発見した場合の家畜保健衛生所への通報ルール
4. さらに、同基準では家畜保健衛生所等が開催する外部の講習会等に積極的に参加して、情報を収集することも求められています。

教 育 ・ 訓 練 報 告 書			文 書 番 号	5 - 2 - 3
			製 品 名	
作 成 日 (最終更新日)	年 月 日	作 成 者	⑩	
承 認 日	年 月 日	責 任 者	⑩	

講習会等の名称	
主催者・講師等	
実施日時	年 月 日 時 分～ 時 分
受講者名	
内 容	
結果報告 (感想等)	

第6章 評価、改善及び衛生管理システムの更新

HACCP チーム責任者は、衛生管理システム全体を効果的に運用し、保持するため、次の事項について、それが効果的であり、有効なものであるかどうかを定期的に評価するとともに、改善を必要とする事項が見いだされた場合は、速やかに改善しなければならない。

1. 内部監査

衛生管理システムが効果的であり、有効なものであるかどうかを確認するため、以下に従い、内部監査を実施しなければならない。

- (1) 内部監査員は、経営者又は経営者を代行する者により指名されること。
- (2) 内部監査は、その検証手順を明確にし、定められた間隔で、計画的に実施しなければならない。
- (3) 内部監査員は、衛生管理システムが妥当なものであるか、効果的に実施され、改善を要する事項は更新されているかを、インタビュー、文書・記録の点検、現場の観察によって検証しなければならない。
- (4) 内部監査員は、自らが所属する部署を検証することは避けなければならない。
- (5) 内部監査員に外部の専門家を参加させることができる。
- (6) 内部監査員は、内部監査の結果を内部監査報告書として文書化しなければならない。
- (7) 内部監査の結果は、その都度経営者及び HACCP チーム責任者に報告し、改善点があればそれを指摘し、更なる保持向上に寄与しなければならない。

2. 情報の分析

HACCP チームは、衛生管理システム運用の中で収集した情報を分析・評価し、改善に結びつく新たな事実の発見に努めなければならない。情報分析の結果、得られた有効な知見は、記録し、必要に応じて改善に結び付けなければならない。

分析の対象となる情報、記録には、以下の事項が含まれる。

- (1) 外部コミュニケーションの情報
- (2) 内部コミュニケーションの情報
- (3) 一般的衛生管理プログラムのモニタリング記録（家畜保健衛生所による飼養衛生管理基準の指導結果を含む）
- (4) HACCP 計画のモニタリング記録
- (5) 内部監査の記録
- (6) 教育・訓練の記録
- (7) 衛生管理目標の達成状況及びその他の監視事項の情報
- (8) 直近の農場 HACCP 認証審査結果

3. 衛生管理システムの更新

経営者の指示のもと、HACCP チーム責任者は、衛生管理システムの有効性が継続的に向上されるように、1及び2の結果をもとに、改善のための処置を実施すること。必要により衛生管理システムを更新すること。

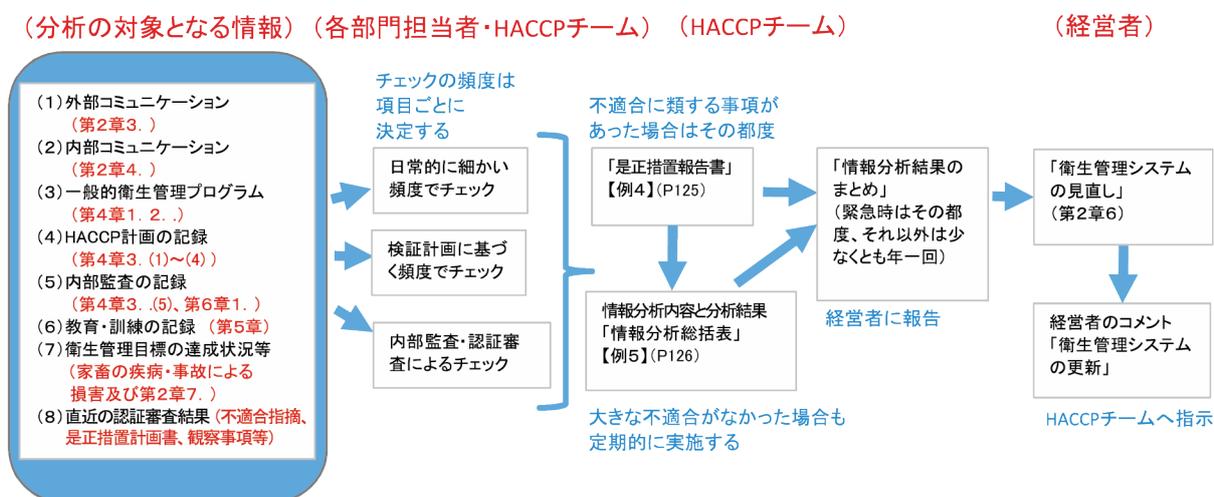
衛生管理システムを更新するときは、あらかじめ経営者に報告するとともに、その更新を記録し、保管すること。

【解説】

1. 第 6 章では、衛生管理システムを更新する上での 3 つの大きな要素、「内部監査員による検証」「HACCP チームによる情報の分析」「経営者による衛生管理システム更新の最終決定」について規定されています。
2. 内部監査は、経営者によって指命された内部監査員が行います。認証基準には明記されていませんが、当然のこととして内部監査員には検証をするための力量が必要です。また、「内部監査員は、自らが所属する部門の検証は避けなければならない。」と規定されています。小規模経営の農場やシステムの構築に取り組み始めたばかりの農場では、内部監査員の人選が困難な場合があります。このため、「内部監査員に外部の専門家を参加させることができる。」ことになっています。
3. 内部監査は、衛生管理システムの継続的な改善を客観的な視点から判断する目的で実施します。年に 1～2 回の定期的な実施を基本としますが、生産工程などに変更があった場合などは臨時的検証をすることもあります。内部監査の実施手順は以下の通りです。(例)
 - ① HACCP チーム責任者は、「内部監査計画書」(例示)を作成し、内部監査員に検証を依頼します。
 - ② 内部監査員は、「内部監査チェックリスト」等を作成し(様式集には例示が記載されています。)、これに基づいて文書・記録の点検、現場確認・従事者へのインタビューなどを実施します。
 - ③ 内部監査員は、検証実施後「内部監査報告書」(例示)を作成し、経営者及び HACCP チーム責任者に提出します。経営者、HACCP チーム責任者は検証内容を検討し、HACCP チーム会議での手順の更新、教育・訓練等必要な措置を講じます。
4. 「情報の分析」は HACCP チームの役割であり、衛生管理システムの検証結果の適切性、妥当性及び有効性を判定する目的で実施します。検証の対象となる情報は認証基準に定められている通りです。このうち、「外部・内部コミュニケーションの情報」「一般的衛生管理プログラム(モニタリングを含む)の記録」、「HACCP 計画(モニタリングを含む)の記録」、「内部監査の記録」、「教育訓練の記録」は、日常的に細かい頻度でチェックすることが望まれます。
5. 「一般的衛生管理プログラム(モニタリングを含む)の記録」と「HACCP 計画(モニタリングを含む)の記録」は、単に記録がとられているかの確認だけでなく、記録を取る項目やモニタリングのタイミングが効率的であるかについても検証します(なお、「一般的衛生管理プログラム(モニタリングを含む)の記録」の分析の対象には、家畜保健衛生所による飼養衛生管理基準の指導結果も含まれます)。また、HACCP 計画の検証結果についても確認します。
6. 「衛生管理目標の達成状況及びその他の監視事項の情報」では、衛生管理目標の達成状況を中心に、家畜の疾病・事故による損害等も検証します。
衛生管理目標について、例えば、目標が達成されなかった場合は、原因の究明やシステムの更新等の検討を行い、また、達成されている場合でも、達成目標を再分析し、更に高い目標への更新等を検討することが重要です。
7. 直近の農場 HACCP 認証審査結果も分析の対象ですので、前回の審査結果(不適合事項、観察事項等)について、改善の種として活用されているかを確認します。

8. 更に突発的に発生した不適合な事態への対応状況について【例4】(P125)を参考に、その都度、「是正措置報告書」としてとりまとめ、情報分析の対象とすることが望まれます。
9. 情報分析の方法としては、【例5】(P126)を参考にして各農場に適した「情報分析総括表」を作成し、問題点を洗い出します。その結果、HACCP チーム責任者は明確になった問題点について改善に向けた対応策の提案を含めた「情報分析結果のまとめ」を作成し、経営者に報告します。この活動は、少なくとも年一回(年度末などに)実施します。
10. 経営者は、HACCP チームの情報分析結果を受け、その内容を分析・評価し、衛生管理システムの更新が必要であると判断した場合は、衛生管理システムの見直しの情報源とします。(第2章6)
 なお、衛生管理システムを更新する時は、HACCP チームは、あらかじめ経営者に報告するとともに、その更新を記録し、保管します。
11. 衛生管理システムは、一度構築したらそれで終わりではなく、常に改善を図っていくことが重要です。問題点の無いことが必ずしも良いことではなく、むしろ、問題点を明らかにした上で、これを「改善の種」とする考え方が重要です。第6章は、PDCA サイクル(計画 Plan⇒実行 Do⇒検証 Check⇒改善 Act)の内の検証 Check と改善 Act に該当します。

「情報の分析」の流れ



検証計画について (まとめ)

認証基準には以下の検証活動が求められており、内容により実施時期と方法を決定します。

検証活動	検証方法及び内容等
一般的衛生管理プログラム (モニタリングを含む) の検証 第 4 章 1. (1) (第 6 章 2. で実施可能)	HACCP チームが第 6 章 2. 情報の分析で実施する。 HACCP チーム会議等で定期的 to 実施し、記録を残す。 以下を含むすべての一般的衛生管理プログラムについて、その記録等から実施状況を検証する。 ① 農場に立ち入る者の制限 ② 農場に立ち寄る者の更衣・作業靴の履き替え・消毒 ③ 農場に持ち込む物品及び農場内へ出入りする車両の制限・処理・管理 ④ 給与水、飼料、敷料等の処理・管理 ⑤ 導入家畜の健康状態の確認・管理 ⑥ 農場への野生動物の侵入防止措置 ⑦ 衛生管理区域内への愛玩動物の持ち込み及び当該区域内での飼養の禁止 ⑧ 農場域内の整理整頓及び消毒
HACCP 計画 (モニタリングを含む) の検証 第 4 章 3. (5)	HACCP チームが HACCP 計画の中で目的、方法、頻度等を定めた検証計画を作成し、以下の内容について検証を実施する。 ① CCP のモニタリングが定められた手順で実施され、記録されている。 ② 修正・是正措置が実施された場合、再発防止策が取られ、記録されている。 ③ CCP としての危害要因の制御方法が、十分に効果的である。 (不十分な場合は、危害要因分析を更新する。) ④ モニタリング従事者は、適切に教育・訓練されている。 ⑤ モニタリング機器は、定期的に整備されている。
内部監査 第 6 章 1.	定められた検証手順に従い、年 1 回以上の頻度で定期的 to 実施する。 ① 農場の衛生管理システムが確実に実施されていることを、一般的衛生管理プログラム (モニタリングを含む) の実施記録・HACCP 計画 (モニタリングを含む) の記録の点検、現場の確認、従事者のインタビュー等から検証する。 ② 生産性向上の観点から、システム更新の提案をする。
情報の分析 第 6 章 2.	HACCP チームが年 1 回以上の頻度で定期的 to、また必要に応じて臨時 to 実施する。生産性向上の観点から、以下の事項を対象として積極的にシステム更新に結び付く情報を分析・評価する。 ① 外部コミュニケーションの情報 (家畜保健衛生所からの通知、出荷先のクレーム情報等) ② 内部コミュニケーションの情報 ③ 一般的衛生管理プログラム (モニタリングを含む) の検証の記録 (家畜保健衛生所・管理獣医師の指導結果を含む) ④ HACCP 計画のモニタリング記録と検証の記録 ⑤ 内部監査の記録 ⑥ 教育・訓練の記録 ⑦ 衛生管理目標の達成状況及びその他の経済性に関わる監視事項の情報 ⑧ 直近の農場 HACCP 認証審査結果

【参考】 「内部監査」と「農場 HACCP 認証審査」の相違

・内部監査と農場 HACCP 認証審査には、以下のような相違点があります。

	内部監査	農場 HACCP 認証審査
目的	衛生管理システムの実施状況、問題・課題をチェックし経営者に報告する。	審査を受ける農場と社会に対し、その農場が農場 HACCP 認証基準に適合していることを保証する。
実施者	内部監査員 (経営者または経営者を代行する者が指名する者、外部の専門家を含む)	農場 HACCP 認証協議会登録審査員
対象	農場(組織)の衛生管理システム全体 農場の方針・目標	農場(組織)の衛生管理システムの内、 農場 HACCP 認証基準の適用範囲内
実施時期	1～2回/年 (必要に応じて随時)	3年ごとの更新審査 中間時期の維持審査
監査方法	業務の流れに沿った検証 適合性：認証基準を充たしている。 妥当性：危害要因の制御に充分効果的である。 有効性：手順が確実に実施されている。 (記録に残されている。) 効率性：農場の生産性向上に結び付いているか。	業務の流れに沿った検証 適合性：認証基準を充たしている。 妥当性：危害要因の制御に充分効果的である。 有効性：手順が確実に実施されている。 (記録に残されている。)
問題解決	解決策を話し合い、再発防止やシステムの更新に結びつけることで農場の業務改善に活用する。	問題の解決策を教えることは禁止されているが、不適合、観察事項を示すことで農場に改善点に関する気づき(改善の機会)を提供する。

【例】1

内部監査規定			文書番号	6-1-1
			製品名	
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	Ⓜ	
承認日	年 月 日	責任者	Ⓜ	

<p>1. 目的： 本規定は、内部監査の手順等を明確にすることを目的として定める。</p> <p>2. 内部監査の実施時期：</p> <p>(1) 内部監査は、原則として、年2回（3月及び9月）に実施するものとする。 (2) 経営者が特に必要と認める場合は、上記(1)に関わらず、随時実施するものとする。</p> <p>3. 内部監査員：</p> <p>(1) 内部監査員は、経営者が指名した者とする。 (2) 経営者は、内部監査員の指名に当り、指名しようとする者について農場 HACCP 認証基準に対する理解度、講習・研修受講歴等を勘案し、内部監査員としての資質、力量を評価するものとする。 (3) 経営者は、内部監査員に外部専門家を指名することができる。</p> <p>4. 内部監査の実施手順等：</p> <p>(1) HACCP チーム責任者は、あらかじめ披検証部門と日程等の調整を行ったうえで「内部監査計画書を作成し、経営者の承認を得なければならない。 (2) 内部監査員は、自らの所属する部署の検証をしてはならない。 (3) 内部監査員は「内部監査リスト」を作成し、このチェックリストに基づいて、文書・記録の検証、インタビュー、現場確認等を行うことで内部監査を実施するものとする。 (4) 内部監査員は、内部監査の結果を「内部監査報告書」として取りまとめ、経営者及び HACCP チーム責任者に提出し、報告しなければならない。</p> <p>5. 内部監査の結果に基づく対応：</p> <p>(1) 上記4の(4)の規定に基づき、内部監査員から内部監査の結果について報告を受けた HACCP チーム責任者は、内部監査の指摘事項（改善すべき事項等）を分析し、必要に応じて衛生管理システムを改善・更新しなければならない（「課題の見直し表・分析表」で管理、記録するものとする）。 (2) HACCP チーム責任者は、上記(1)に基づき、衛生管理システムの改善・更新を行った時は、その結果等を経営者に報告し、経営者の承認を受けなければならない。</p>
--

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

【例】 2

内部監査計画書			文書番号	6-1-2
			製品名	
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者	Ⓜ	
承認日	年 月 日	責任者	Ⓜ	

内部監査実施年月日	年 月 日	時～ 時
内部監査の目的	〇〇農場が構築した農場 HACCP 衛生管理システムが「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準（農場 HACCP 認証基準）」及び当該農場が定める関係諸規定に適合していることの有無及び継続的改善が図られていることの有無を評価するために実施するものとする。	
内部監査員	〇〇〇〇（内部監査責任者・□□部門長） 〇〇〇〇（△△部門長） 〇〇〇〇（外部専門家・管理獣医師） 上記の者を内部監査員に指名する。 年 月 日 経営者：	
内部監査の実施方法	チェックリストに基づき、全ての文書・記録の点検、インタビュー及び現場確認によって実施する。	
禁止事項	内部監査員は、自らが関係する部門について検証することを禁止する。	
内部監査の結果に基づく対応	1. 内部監査員から内部監査の結果について報告を受けた HACCP チーム責任者は、内部監査の指摘事項（改善すべき事項等）を分析し、必要に応じて衛生管理システムを改善・更新するものとする（「課題の見直し表・分析表」で管理、記録する）。 2. HACCP チーム責任者は、上記 1 に基づき、衛生管理システムの改善・更新を行った時は、その結果等を経営者に報告し、経営者の承認を受けるものとする	
備考		

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

【例】 3

内部監査報告書			文書番号	6-1-3
			製品名	
作成日 (最終更新日)	年 月 日	作成者 (内部監査員)	(印)	
確認日	年 月 日	HACCP チーム責任者	(印)	
承認日	年 月 日	経営者	(印)	

内部監査実施年月日	年 月 日 ()	時 ~ 時
内部監査実施者	○○○○ (内部監査責任者・□□部門長) ○○○○ (△△部門長) ○○○○ (外部専門家・管理獣医師)	
内部監査の目的	○○農場が、農場 HACCP 認証基準に基づいた衛生管理システムを構築し、適切に運用し、改善・更新していることを検証する。	
内部監査の結果	改善を要する事項 2 件 1. 飼養衛生管理基準では、衛生管理区域内へ立ち入る者に対し、手指等の消毒、専用の衣類の着用等を求めることとされています。集乳車運転手、飼料会社への文書での通知は確認できましたが、酪農ヘルパーへ周知徹底したことが確認できず、教育・訓練等の記録も確認できませんでした。 2. 搾乳施設の管理規定によれば、ライナーゴムは 3 か月毎に交換することとされています。記録を確認したところ、ミルクングパーラー内のライナーは交換されていましたが、廃棄乳搾乳用のバケツトミルカーについては交換の記録がありませんでした。	
内部監査の総評	内部監査の結果、HACCP 計画の運用、CCP モニタリング記録、入場者記録等の一般的衛生管理プログラムの記録には問題が認められず、場内の整理整頓、除草等も実施されており、衛生管理システムはおおむね正常に運営されていることを確認しました。 しかしながら、上記 2 点の改善を要する事項があったことから、経営者及び HACCP チームにおいて、検討と改善が必要です。 以上、報告します。 年 月 日 内部監査員： _____	

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

【例】4 是正措置報告書（乳用牛農場の例）

不適合情報	情報源：①方針・目標の適切性 ②外部情報 ③内部情報 ④特定事項（緊急時事態） ⑤資源の提供 ⑥教育・訓練 ⑦一般的衛生管理プログラムの記録 ⑧内部監査 ⑨その他（ ）	
発生工程	搾乳	
発生日時	〇〇年 〇月 〇日 〇時 〇分	
報告者（担当者）氏名	〇〇 〇〇	
1. 不適合の内容：	乳房炎のため抗生物質で治療中の牛（No.5584）を誤って出荷牛群に入れて搾乳パーラーへ誘導してしまった。後肢に装着したストップバンドで出荷禁止牛であることに気付いたため、出荷禁止乳のバルクへの混入は防止することができた。	
2. 修正が実施された場合、その記録：	当該牛はバケットミルカーで搾乳し、乳は廃棄した。誤導入の事実を搾乳日報に記載した。	
3. 不適合の原因：	①施設の構造関係 ②施設の衛生関係 ③原材料資材関係 ④家畜の衛生関係 ⑤家畜の移動関係 ⑥従事者の力量・意識関係	
牛舎内作業担当者が出荷牛の搾乳作業中に出荷禁止牛エリアの清掃を開始したため、出荷禁止牛エリアのゲートが開いてしまい、出荷禁止牛が出荷牛群内に入ってしまった。		
4. 再発防止策（計画を記入し、承認者の承認を受ける。承認者は効果確認予定時期を記入する。）	是正措置の計画： 出荷禁止牛エリアの清掃は、出荷禁止牛が搾乳待機場場に移動しエリア内に牛がいない状態で実施することとした。また、短時間に終了できるように 2 人で作業するよう手順書を変更した。さらに、朝のミーティングで全従業員に対し CCP の重要性とストップバンドの確認について再確認した。	
是正措置計画の承認	経営者：□□ □□	是正措置の実施 ① 実施年月日：〇〇年 〇月 △日 ② 計画通りの措置を実施したか <input checked="" type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO NO の場合その理由： 効果確認予定日： 〇〇年 ▲月▲日
5. 他部門での再発防止のための類似事項の確認：	今回の事故の遠因は、出荷禁止牛エリアの清掃を搾乳終了時まで 1 人で実施していたことであつたため、他の部門に人員と仕事量の不均衡がないかを点検した。	
6. 効果の確認：	出荷禁止エリアの清掃手順を変更し 3 か月経過したが、2 人で実施するようになってから時間に余裕ができ、出荷禁止牛の移動は適正に実施されている。 確認年月日：〇〇年 ▲月 〇日	
確認	確認者（担当者）：〇〇 〇〇	〇〇年 ▲月 △日
審査	HACCP チーム責任者：▲▲ ▲▲	〇〇年 ▲月 ▲日
7. 経営者の最終評価：	今回の事故は、CCP の逸脱につながりかねない重大なものであつたが、搾乳担当者によるストップバンドの確認で出荷禁止乳の混入が防止できたことは良かった。 牛舎内作業担当者も根本原因を究明して手順を変更し、改善ができたことは評価できる。 今後も、注意深く業務を遂行してもらいたい。ご苦労様でした。	
承認	経営者（農場長）：□□ □□	〇〇年 ▲月 □日
※是正措置は必ず衛生管理システムの見直しへ展開すること。		

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

【例】5 情報分析総括表（乳用牛農場の例）

1. 情報分析内容と分析結果

検証総合判定 ; ○ 適正 △ 注意 × 改善の必要あり

情報分析内容	情報分析結果	判定
1) 外部コミュニケーションの情報記録	出荷先酪農協からの出荷乳の成績表は成分、体細胞数、細菌数とも問題なく、クレーム情報もなかった。	○
2) 内部コミュニケーションの情報記録	出荷禁止牛エリアの清掃が、1人では困難であったことが共有されていなかった。朝礼や、HACCP チーム員会議で十分に意思疎通を図る必要がある。	×
3) 一般的衛生管理プログラム（モニタリングを含む）の記録	清掃チェックシート、訪問者の記録、薬品の使用記録、ミルカー点検記録は問題なく記載されていた。また、家畜保健衛生所から○○○との指導を受け、改善を行った。	○
4) HACCP 計画（モニタリングを含む）の記録	バルク乳温度、乳牛の治療記録などは搾乳チェックシートに滞りなく記録されており、逸脱もなかった。	○
5) 検証活動の記録	内部監査は計画通り実施され、文書審査で数か所の日付、署名の漏れの指摘があったが、重大な指摘事項はなかった。	△
6) 教育・訓練の記録	従業員の講習会への参加は計画通り実施されていた。昨年度採用者の力量も順調に上昇していた。	○
7) 衛生管理目標の達成状況及びその他の監視事項の情報	乳房炎の早期発見により廃棄乳が減少しており、良い傾向であり、衛生管理目標はほぼ達成された。治療薬剤の使用量も減少している。	○
8) 直近の農場 HACCP 認証審査結果	農場 HACCP 更新審査で審査員から指摘された観察事項 2 件は、全て修正・是正されていた。	○

2. 情報分析結果のまとめ

（注記）上記の情報分析内容のうち、衛生管理システムの見直し（第 2 章 6）へのインプット情報だけを記載する。

内部コミュニケーションの情報記録の確認
①検討内容 出荷禁止牛が出荷牛と同時にパーラーに入ってしまった問題では、出荷禁止牛エリアの清掃が、1人では時間的に困難であったことがチームに共有されていなかったことが問題であった。
②対応策 「他部門での再発防止のための類似事項の確認」で、他の部門に人員不足がないかは確認した。今後は、朝礼や HACCP チーム員会議で若い職員が発言しやすい環境を作ることが必要である。
内部監査の適切性
①検討内容 各部門ともに内部監査に慣れてきたが、平成○○年度の内部監査（年 2 回）の結果を見ると、2 回とも質問事項がほぼ同じで、内部監査活動のマネリ化が懸念される。内部監査員の力量向上が今後の課題である。
②対応策 内部監査員の力量向上のための教育・訓練を当面年 2 回（5 月及び 11 月）実施する。来年度の本見直し会議では、内部監査が適切に実施されたかどうかを評価するとともに、教育・訓練の効果を確認するものとする。

<あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご注意ください。>

【例】6 一般的衛生管理プログラム検証記録

一般的衛生管理プログラム検証記録				文書番号	6-2-K3
作成日 (最終更新日)	年月日	作成者	承認日 (印)	年月日	責任者 (印)
確認事項	確認する記録簿	検証年月日	検証者名	検証結果	確認者
入場者(車両)の情報	外来者入出場記録	年月日			
受持者の海外渡航歴	海外渡航者記録	年月日			
導入畜(雛)の健康状態	素畜(雛)受入記録	年月日			
出荷畜の健康状態	出荷畜(鶏)情報	年月日			
病畜の治療	病畜治療記録	年月日			
飼養頭羽数	生産記録簿	年月日			
家保、管理獣医師の指導	外部コミュニケーション記録	年月日			
家畜の健康観察	作業日誌	年月日			
場内の整理整頓清掃	作業日誌	年月日			
除糞等畜舎管理	作業日誌	年月日			
家畜の健康観察	作業日誌	年月日			
給水・給餌	作業日誌	年月日			
照明・換気等	作業日誌	年月日			
死亡畜保管場所	作業日誌	年月日			

＜あくまで例であり、個々の農場によって異なりますのでご留意ください。＞

第7章 衛生管理文書リスト及び文書、記録に関する要求事項

1. 衛生管理文書リスト

HACCP チーム責任者又は HACCP チーム責任者によって指名された者は、農場の衛生管理に係る文書（以下「衛生管理文書」という）の全体像を把握できる衛生管理文書リストを作成しなければならない。

衛生管理文書リストは、保持、更新しなければならない。

2. 文書、記録に関する要求事項

(1) 文書

文書化及び文書の保存、管理の手順・方法を文書化し、保持しなければならない。

① 文書化

文書化するときは、次の事項を満たさなければならない。

- ・文書は読み易く分かりやすいこと。
- ・作成者の所属、署名及び作成した日付があること。
- ・責任者の所属、署名及び署名した日付があること。
- ・更新の履歴が明確にされていること。
- ・氏名の印字又は電子サイン等の使用により署名に代える場合は、あらかじめその旨を定めた文書を作成すること。

② 文書管理

文書は、以下の要件が満たされるように管理されなければならない。

- ・文書管理体系を確立すること。
- ・文書ごとに管理責任者を定めること。
- ・文書を配布する際は、配布先が明確にされていること。
- ・必要などきに、必要などころで使用可能であること。
- ・改訂版が最新のものであること。
- ・廃棄する文書を明確にし、適切に廃棄処分されていること。
- ・廃棄する方法が文書化されていること。

(2) 記録

記録付け及び記録の保存、管理の手順を文書化し、保持しなければならない。

記録は、文書と区別して保持しなければならない。

① 記録付け

記録は、電子化する場合も含め、次の事項を満たさなければならない。

- ・記録は読み易いこと。
- ・記録付けを行った人の所属、署名及び記録付けを行った日付、必要により時間の記載があること。
- ・責任者の所属、署名及び署名した日付の記載があること。
- ・記録の様式は、あらかじめ定められた頻度又は時期に見直されること。

② 記録管理

記録は、以下の要件が満たされるように管理されなければならない。なお、記録の識別が容易で、検索できることが望ましい。

- ・記録ごとに管理責任者を定めること。
- ・記録の保管場所、保存期間が明確であること。
- ・廃棄する方法が文書化されていること。

【解説】

1. 農場 HACCP 認証基準に対応する文書及び記録例としては次ページのもの等が考えられます。
2. 文書管理表には、制定年月日、保管場所、管理責任部署、配布先の記載も必要です。
記録管理表には、管理責任部署、保管場所、保存期間の記載が必要です。
3. 飼養衛生管理基準では、以下の記録を取ることが必須事項とされています。
 - ① 入場者（車両）の氏名、住所又は所属、立入りの年月日・目的、消毒の有無、1 週間以内の海外渡航歴
 - ② 従事者の海外渡航歴
 - ③ 導入した家畜の種類、頭羽数、健康状態、導入元の農場名、導入年月日
 - ④ 出荷又は移動した家畜（家さん）の種類、頭羽数、健康状態、出荷先の名称、移動年月日
 - ⑤ 飼養する家畜（家さん）の種類、頭羽数、日齢・月齢、異状の有無、異状の場合は症状・獣医師の診断結果・投薬処置の状況
 - ⑥ 家畜保健衛生所、担当獣医師からの当該農場への指導内容

(参考) 認証基準に対応した文書・記録リスト (例)

	項目	対応文書及び記録 (例)	備考
第1章	第1章に係る範囲、引用文書、用語について記載した文書	農場の概要書 (所在地、飼養規模、生産物の範囲、引用文書等)、	
第2章	1. 経営者のコミットメント (誓約)	衛生管理方針、衛生管理目標、組織図・権限分担表	
	2. HACCP チーム責任者及びチーム員の任命と責任・権限	HACCP チームの役割分担表、任命を示す文書	
	3. 外部コミュニケーション	規定書、外部コミュニケーションリスト	
	4. 内部コミュニケーション	規定書	
	5. 特定事項への備え	(1)①～⑤についての規定書	
	6. 衛生管理システムの見直し	衛生管理システム見直し規定、見直しの記録	
	7. 人、設備等の資源の提供と管理	規定書	
第3章	1. 素畜等の原材料及び資材	原材料・資材リスト	
	2. 家畜・畜産物の特性	製品説明書 (特性・意図する用途を規定したもの)	
	3. 意図する用途		
	4. 工程一覧図 (フローダイアグラム) 及び現状作業、生産環境の明確化と現場での確認	工程一覧図、工程内・日常・定期・不定期作業分析シート、平面図・清浄度区分・各種動線図	現場確認を実施していること (必須)
第4章	1. 一般的衛生管理プログラムの確立	飼養衛生管理基準と一般的衛生管理プログラム関連表 一般的衛生管理規定	
	2. 危害要因分析	危害要因分析表 (原材料・作業工程: CCP の判定を含む)	
	3. HACCP 計画の作成	HACCP 計画書 モニタリング記録	全ての CCP について
第5章	1. 教育・訓練	教育・訓練の規定書・計画書	
	2. 教育訓練プログラム	力量判定評価表 教育・再教育実施記録	
第6章	1. 内部検証	内部検証の規定書、内部検証報告書	
	2. 情報の分析	情報分析総括表	
	3. 衛生管理システムの更新	衛生管理システム更新書又は是正措置報告書	更新等があった場合
第7章	1. 衛生管理文書リスト	衛生管理文書リスト	
	2. 文書記録に関する要求事項	文書・記録管理規定、印鑑登録簿	

【例示】				文書管理規定		1 頁		文書番号	
								製品名	
作成日 (最終更新日)	平成	年	月	日	作成者	(印)			
承認日	平成	年	月	日	責任者	(印)			

1. 目的:

この規定は、〇〇〇〇農場における衛生管理文書及び記録の管理、取り扱いに関する事項を定めることにより衛生管理システムの円滑な運用を図ることを目的として定めるものである。

2. 衛生管理文書リストの作成:

- (1) HACCP チーム責任者は、〇〇〇〇農場の衛生管理システムの全体像を把握できるように「衛生管理文書リスト」を作成し、必要に応じてこれを更新するものとする。
- (2) 「衛生管理文書リスト」には、文書番号、文書名、制定年月日、作成者氏名、承認年月日、責任者氏名、配布先、保管場所及び保管期間を記載するものとする。

3. 文書の管理:

- (1) 文書には、作成年月日、作成者氏名、承認年月日及び責任者（承認者）の氏名を記載するものとする。
- (2) 上記(1)の作成者及び責任者（承認者）の氏名は、本人が自筆で署名するものとする。ただし、氏名が印字の場合にあっては、「印鑑登録簿」に登録された印鑑を押印することにより署名に代えることができる。
- (3) 文書の管理責任者は、HACCP チーム責任者とする。
- (4) 文書のうち配布先がある文書については、その配布先を「衛生管理文書リスト」に記載するものとする。
- (5) 文書の保管期間は、「衛生管理文書リスト」に定める期間とする。ただし、法定の保管期間がある文書については、当該法定期間とする。
- (6) 文書の保管場所は、HACCP チーム責任者が定める場所とする。
- (7) 文書は、パソコンに入力したものであっても全てプリントアウトしたうえで分りやすくファイリングし、上記(6)に定める場所に保管し、必要なときはいつでも従業員が閲覧できるようにしておくものとする。
- (8) 文書は、常に最新のものに更新するとともに、文書を更新したときは、「衛生管理文書更新履歴」に文書番号、文書名、制定年月日、更新年月日、更新内容及び更新者氏名を記載するものとする。
- (9) 保管期間を経過した文書は、HACCP チーム責任者が確認し、農場内の焼却炉で焼却処分するものとする。

文書管理規定	2 頁	文書番号	
		製品名	

<p>(10) 保管期間を経過しないうちに文書を更新した場合、更新前の文書は、当該文書の保管期間が経過するまでは廃棄せずに保管しておくものとする。</p> <p>(11) 衛生管理文書は、内部監査結果等に基づき、必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <p>4. 記録の管理：</p> <p>(1) 記録には、記録付けを行った者の署名及び記録付けを行った年月日（必要により時間）及び責任者の署名及び確認年月日を記載するものとする。</p> <p>(2) 上記(1)の記録付けを行った者及び責任者（承認者）の氏名は、本人が自筆で署名するものとする。ただし、氏名が印字の場合にあつては、「印鑑登録簿」に登録された印鑑を押印することにより署名に代えることができる。</p> <p>(3) 記録付けは、消すことのできないボールペン等を使用して行うものとし、訂正する場合は、訂正箇所を二重線で見え消しにしたうえで訂正するものとする。</p> <p>(4) 記録の管理責任者は、記録の種類に応じてHACCPチーム責任者などが決定する。</p> <p>(5) 記録の保管期間は、法定の保管期間を考慮したうえで決定し「記録リスト」に定める。</p> <p>(6) 記録の保管場所は、HACCPチーム責任者などが定めた場所とする。</p> <p>(7) 記録の様式は原則として〇年ごとに見直しを行い、様式を更新した場合は更新履歴を記録する。</p> <p>(8) 保管期間を経過した記録は、HACCPチーム責任者などが確認し、農場内の焼却炉で焼却処分するものとする。</p>

【解説】

1. 第7章の1では、農場の衛生管理システムの全体像を把握することができるよう HACCP チーム責任者（又は HACCP チーム責任者によって指名された者）が「衛生管理文書リスト」を作成しなければならないとされています。
2. また、第7章の2では、「文書、記録に関する要求事項」として、文書及び記録に関する要件が掲げられており、文書化と文書管理、記録付けと記録管理に関することがそれぞれ具体的に定められています。
3. 上記の文書及び記録に関する要件については、これを「文書管理規定」として明確に定めておくことが必要です。（上記例示参照）
4. 署名に代えて氏名を印字する場合や電子サイン等を使用することも可能ですが、その場合は、あらかじめその旨を規定しておくことが必要となります。

【例示】印鑑登録簿				文書番号	
				製品名	
作成日 (最終更新日)	平成	年	月 日	作成者	Ⓜ
承認日	平成	年	月 日	責任者	Ⓜ

文書・記録管理規定の3(2)及び4(2)に基づき、文書・記録の作成者及び責任者並びに経営者の署名に代えて押印する印鑑については、下記印影の印鑑を使用するものとする。

経営者の印	HACCP チーム責任者の印
〇〇〇〇の印	〇〇〇〇の印

参 考 资 料

畜産農場における飼養衛生管理向上の
取組認証基準（農場 HACCP 認証基準）

平成 21 年 8 月

農林水産省消費・安全局

（一部変更：令和 4 年 7 月 12 日）

畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準 (農場 HACCP 認証基準) の改正にあたって

経済社会の発展・国際化の進展に伴い、国民の食生活が豊かになった。一方で、食品の安全に対する国民の関心が急速に高まる等、我が国の食生活を取り巻く環境は大きく変化してきている。こうした情勢の変化に的確に対応していくためには、消費者へ安全な食品を供給することが必要である。

畜産物の安全性向上のためには、個々の生産農場における衛生管理を向上させ、病原微生物等による汚染リスクを低減し健康な家畜を生産することが重要である。

この考え方のもと、農林水産省では、家畜伝染病予防法第 12 条の 3 に、家畜の所有者が遵守すべき飼養に関する基本的な衛生管理の方法を飼養衛生管理基準として定めるとともに、生産農場に危害要因分析・必須管理点 (HACCP) の考え方を取り入れ、家畜の所有者自らがハザードや管理点を設定し、記録し、生産農場段階での危害要因をコントロールする飼養衛生管理 (農場 HACCP) を推進してきたところである。平成 21 年に公表した「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準」(以下「認証基準」という。)に基づく認証農場数は、平成 23 年の認証審査開始以降特に近年順調に増加しており、令和 4 年 3 月末時点で 429 農場となり、取組のすそ野は更に広がっている。

取組の羅針盤となる認証基準は、公表から 10 年以上が経過し、その間、グローバル化の一層の進展、持続可能な開発目標 (SDGs) に対する国内外の関心の高まり等により、安全な食品を供給するための衛生管理の重要性は益々高まっている。

こうした中、平成 30 年には食品安全の国際規格である ISO22000 が改訂され、家畜衛生分野では、我が国における平成 22 年の口蹄疫や平成 30 年から続く豚熱の発生、アフリカ豚熱の侵入リスクの高まり等を踏まえ、家畜伝染病予防法の改正により、飼養衛生管理基準の強化が図られた。今般の認証基準改正は、これらの変化に対応すべく所要の改正を行うものである。

認証基準は従来どおりの二部構成となっており、農場 HACCP の導入に必要な基礎的な要求事項を規定している第 I 部では、一般的衛生管理プログラムのマネジメントを大きく見直した。

一般的に、HACCP システムの構築には、一般的衛生管理プログラムによる衛生管理を前提として、「危害要因分析必須管理点 (HACCP) システムおよびその適用のためのガイドライン」(FAO/WHO の合同食品規格委員会 (コーデックス委員会)) に示されている 12 手順 (7 原則) を適用することとなる。農場 HACCP においては、一般的衛生管理プログラムについて、飼養衛生管理基準を基礎に確立することとされている。飼養衛生管理基準は前述のとおり、直近では令和 3 年 9 月に改正され、近年の家畜伝染病の発生事例を通じ得られた知見を踏まえ、より具体的なものとなった。改正後の認証基準においても、一般的衛生管理プログラムの確立にあたり考慮すべき事項をより具体的に規定し、内容の充実を図っている。更に、一般的衛生管理プログラムについて必要に応じモニタリングを実施し、その実効性を担保することをシステムに組み込んでいる。

第 II 部は、各畜種 (乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、肉用鶏) ごとに、農場 HACCP をモデル的に示したものであり、今回の改正では飼養衛生管理基準と適合させるために見直した。一方で、ロボット、AI、IoT といった近年の技術革新は目覚ましく、農場における作業内容は農場ごとに更に多様化していると考えられる。農場の現場では必ずしも第 II 部で示すモデル

どおりとはならないことに留意しつつ、各農場におけるシステム構築に取り組んでいただきたい。

農場 HACCP の導入は認証を受けることがゴールではなく、運用とその見直しを踏まえて継続的改善を図り、生産農場における衛生管理を向上させ、畜産物の安全性を確保することが目的である。今般の改正により、農場 HACCP に取り組んでいる畜産農家のみならず、すべての畜産農家における飼養衛生管理や家畜保健衛生所、獣医師または畜産関係団体等による農場の飼養衛生管理の指導において広く活用され、家畜衛生の向上を通じて、より安全な畜産物生産につながることを期待している。

第 I 部 認証基準

目 次

第1章 範囲、引用文書、用語	140
1. 範囲	
2. 引用文書	
3. 用語	
第2章 経営者の責任	140
1. 経営者のコミットメント（誓約）	
(1) 衛生管理方針の明確化とその周知	
(2) 衛生管理目標の設定	
(3) 組織及び組織の役割と権限	
2. HACCP チーム責任者及びチーム員の任命と責任・権限	
(1) HACCP チーム責任者	
(2) HACCP チーム員	
3. 外部コミュニケーション	
4. 内部コミュニケーション	
5. 特定事項への備え	
6. 衛生管理システムの見直し	
7. 人、設備等の資源の提供と管理	
(1) 人的資源	
(2) 従事者の知識と能力	
(3) 設備・機器の提供と管理	
第3章 危害要因分析の準備	142
1. 素畜等の原材料及び資材	
2. 家畜・畜産物の特性	
3. 意図する用途	
4. 工程一覧図（フローダイアグラム）及び現状作業、生産環境の明確化と現場での確認	
(1) 工程一覧図の作成	
(2) 現状作業（工程内及び日常定期・不定期作業）の明確化	
(3) 生産環境の文書化	
(4) 工程一覧図及び現状作業、生産環境の現場確認	
第4章 一般的衛生管理プログラムの確立と HACCP 計画の作成	144
1. 一般的衛生管理プログラムの確立	
2. 危害要因分析（原則1）	
(1) 危害の列挙	
(2) 危害の特定と予防手段	
3. HACCP 計画の作成	
(1) 必須管理点（CCP）の決定（原則2）	
(2) 許容限界の決定（原則3）	
(3) 監視（モニタリング）方法の確立（原則4）	
(4) 是正措置の確立（原則5）	

(5) 検証方法の決定（原則6）	
(6) 文書化及び記録方法の確立（原則7）	
第5章 教育・訓練	146
1. 教育・訓練	
2. 教育・訓練プログラム	
第6章 評価、改善及び衛生管理システムの更新	147
1. 内部監査	
2. 情報の分析	
3. 衛生管理システムの更新	
第7章 衛生管理文書リスト及び文書、記録に関する要求事項	148
1. 衛生管理文書リスト	
2. 文書、記録に関する要求事項	
(1) 文書	
(2) 記録	
付属資料	150
1. 用語及び定義	
2. 引用文書	

第1章 範囲、引用文書、用語

1. 範囲

本認証基準は、家畜生産農場（組織）を適用の対象とする。家畜生産農場は、認証の対象となる農場の所在場所、農場の経営者、従事者、組織員数、飼養頭羽数（概数）及び生産物の範囲を、文書によって明確にしなければならない。

2. 引用文書

認証を受けるための文書化及び記録付けに当たっては、本認証基準、「家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」（平成14年9月30日付け14生畜第2738号農林水産省生産局長通知）以外の文書（「食品衛生の一般原則に関わる規則」等）を引用する場合は、引用する文書を明記しなければならない。

3. 用語

認証を受けるための文書化及び記録付けに当たっては、コーデックス委員会による「危害要因分析必須管理点（HACCP）システム及びその適用のためのガイドライン」及び「食品衛生の一般原則に関わる規則」並びに本認証基準で用いられた用語を原則として使用すること。

第2章 経営者の責任

家畜生産農場において、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を導入するに当たり、当該農場の経営者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

1. 経営者のコミットメント（誓約）

経営者は、安全な家畜・畜産物を継続的に供給するために、次により、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を導入し、これを確実に実施することを明らかにし、家畜生産農場の全組織員、供給者及び出荷先に周知すること。

（1）衛生管理方針の明確化とその周知

経営者は、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の導入及び法的規制の遵守並びに実施に関する方針（以下「衛生管理方針」という）を作成するとともに、家畜・畜産物の生産に関わる全組織員、供給者及び出荷先に周知すること。なお、衛生管理方針は文書によること。

（2）衛生管理目標の設定

経営者は、衛生管理方針に基づき、具体的な衛生管理に関する目標（以下「衛生管理目標」という）を設定すること。

衛生管理目標は、第6章2の分析結果に基づき、定期的に見直さなければならない。ただし、経営者が必要と認める場合には、随時見直すことができる。

（3）組織及び組織の役割と権限

経営者は、組織（経営者、HACCPチーム、内部監査員、農場内の全組織員等）の全体像を組織図等を用いて明確にし、それぞれの組織の役割と権限を文書化すること。

2. HACCP チーム責任者及びチーム員の任命と責任・権限

経営者は、HACCP の考え方を取り入れた家畜生産農場の衛生管理システム（以下「衛生管理システム」という）を確立し、実施し、維持するために、次の HACCP チーム責任者及び HACCP チーム員を任命し、それぞれの責任と権限を文書化すること。

(1) HACCP チーム責任者

- ① HACCP チーム責任者は、HACCP 責任者及び HACCP チーム員からなる HACCP チームを統率し、衛生管理システムの確立、実施、評価、更新を確実に実行するものとする。
- ② HACCP チーム責任者は、衛生管理システムが効果的に運用できるように、全従事者の衛生管理システムに対する認識の向上に努めるものとする。
- ③ HACCP チーム責任者は、定期的に、かつ、必要と認める場合には、経営者に衛生管理システムの有効性及び適切性に関して報告しなければならない。
- ④ HACCP チーム責任者は、家畜生産農場の衛生管理及び HACCP について十分な知識、経験、能力を有する者から任命するものとする。

(2) HACCP チーム員

- ① 経営者は、農場の規模に応じた人数の HACCP チーム員を任命しなければならない。なお、HACCP チーム員には、家畜生産農場の組織員以外で、農場の衛生管理及び HACCP についての知識、能力を有する者を任命することができる。
- ② HACCP チーム員は、与えられた役割と責任・権限において、衛生管理システムの確立、実施、評価、更新を実現しなければならない。
- ③ HACCP チーム員は、農場の衛生管理及び HACCP についての知識、能力を有するものでなければならない。

3. 外部コミュニケーション

経営者は、家畜・畜産物の安全に係る情報を確実に利用可能とするために、次の関係者のリストを作成した上で、これらの者と効果的なコミュニケーションを行い、得られた情報を記録するとともに、その情報の活用の手順及び方法を確立し文書化すること。

- (1) 供給者
- (2) 家畜・畜産物の出荷先、消費者
- (3) 法令・規制当局
- (4) 家畜・畜産物の安全に係るその他の組織

4. 内部コミュニケーション

経営者は、組織内のコミュニケーションが効果的に実施できるように、コミュニケーションの手段及び方法を文書化し、実施すること。

5. 特定事項への備え

- (1) HACCP チームは、発生時に速やかに対応できるように、次に掲げる特定の事項（以下「特定事項」という）への対応について、手順を確立し、保持しなければならない。
 - ① 家畜又は畜産物出荷後に、当該家畜又は畜産物の重大な事故が発生した場合
 - ② 第3章2の事項に関して不適切な事例が発生した場合
 - ③ 家畜伝染病の発生、又は疑いが生じた場合
 - ④ 飼料、添加物等に危害の混入が発生した場合

- ⑤自然災害、又は家畜の飼養管理のための設備の故障等衛生管理システムが機能しない重大な事態が発生した場合
- (2) 経営者は、特定事項が発生した場合に備えて、対応を判断する権限を持つ要員を任命しなければならない。
- (3) HACCP チームは、特定事項が発生した場合には、発生の原因や状況を分析し、適切な改善の措置をとらなければならない。これらの一連の措置は、記録して行わなければならない。

6. 衛生管理システムの見直し

経営者は、第6章により、HACCP チーム責任者に、衛生管理システムを運用させ、保持させ、定期的に見直させるとともに、必要に応じ随時見直させなければならない。

見直しの結果、改善を必要とする事項があった場合は、文書によって改善の内容を具体的に指示するとともに、改善を実施し、その改善内容を記録しなければならない。

7. 人、設備等の資源の提供と管理

経営者は、衛生管理システムを効果的、かつ、効率的に実施及び維持するために、次に掲げる資源を提供しなければならない。

(1) 人的資源

経営者は、業務の質・量に見合った人的資源を確保し、管理しなければならない。

(2) 従事者の知識と能力

経営者は、従事者に求められる知識及び業務遂行能力を把握しなければならない。

経営者は、従事者の知識及び業務遂行能力の保持、向上を図るため、第5章の教育及び訓練を HACCP チーム責任者に行わせなければならない。

(3) 設備・機器の提供と管理

経営者は、必要な設備・機器を提供し、意図された機能が効果的に発揮されるように保持し、管理しなければならない。

第3章 危害要因分析の準備

HACCP チームは、第4章で記述される危害要因分析の準備作業として、次に掲げる事項を実施しなければならない。

1. 素畜等の原材料及び資材

HACCP チームは、次について文書化し、保持し、更新しなければならない。

- (1) 原材料・資材の特徴
- (2) 原材料・資材の予測される危害
- (3) 予測される危害の予防措置
- (4) 原材料・資材の供給者

2. 家畜・畜産物の特性

HACCP チームは、次について文書化し、保持し、更新しなければならない。

- (1) 家畜・畜産物の特徴・特性
性状、安全性や安定性に関わる情報
- (2) 家畜・畜産物の出荷形態
生体、コンテナ、専用容器、包装形態等
- (3) 家畜・畜産物の保証期限及びその条件
法規制や出荷先の規定がある場合は、それに従っていること
- (4) 家畜・畜産物の出荷先
出荷先の名称、可能であれば最終消費者までの流通経路及びそれぞれの経路における取扱い
- (5) 家畜・畜産物の出荷先への情報
ワクチン接種、薬剤投与歴、出荷日、出荷量等
- (6) 家畜・畜産物の流通上の特別な管理
温度・湿度管理、取扱い等特別な管理を必要とする事項

3. 意図する用途

HACCP チームは、以下について文書化し、保持し、更新しなければならない。

- (1) 家畜・畜産物の用途
- (2) 予測される取り扱い
加工の方法、最終調理法等
- (3) 予測される誤った取扱いや使用
- (4) 最終消費者の特定
乳幼児・高齢者・病人等ハイリスク者が最終消費者である場合はその特定

4. 工程一覧図（フローダイアグラム）及び現状作業、生産環境の明確化と現場での確認

HACCP チームは、以下に従い、工程一覧図並びに現状の工程内作業、日常作業及び生産環境を明確にし、文書化し、現場で確認し、必要に応じて更新し、保持しなければならない。

(1) 工程一覧図の作成

HACCP チームは、すべての作業工程の順序及び相互関係並びに原材料・資材が使用される工程の段階を図式化した工程一覧図を作成しなければならない。

(2) 現状作業（工程内及び日常定期・不定期作業）の明確化

①工程内現状作業の明確化

HACCP チームは、すべての工程内作業の現状について、作業の目的、目的を阻害する可能性のある要因、それを防ぐ注意点、使用する資機材及び作業の手順・方法を明確にしなければならない。作業の手順・方法は、準備作業、実施する作業、実施後の作業に分けて記述しなければならない。

②現状の日常作業及び定期・不定期作業の文書化

HACCP チームは、工程内作業以外で、日常的及び定期・不定期に実施しているすべての作業について、作業を実施する時期（間隔）・頻度及び作業の目的、目的を阻害する可能性のある要因、それを防ぐ注意点、使用する資機材、作業の手順・方法を明

確にしなければならない。作業の手順・方法は、準備作業、実施する作業、実施後の作業に分けて記述しなければならない。

(3) 生産環境の文書化

- ①敷地、畜舎等の施設、主な設備及び道路等周囲の状況を明確にしなければならない。
- ②農場内の交差汚染の予防を考慮した、清浄度区分（ゾーニング）及び人、家畜、物の流れ（動線）を検討しなければならない。
- ③敷地、道路、施設、主な設備等の配置を示した平面図上に、清浄度区分を明示し、人、家畜、物、生産物等の流れをトレースし、各種動線図を作成しなければならない。

(4) 工程一覧図及び現状作業、生産環境の現場確認

HACCP チームは、工程一覧図及び工程内現状作業、現状の日常作業及び定期・不定期作業、並びに生産環境は正しく現状を反映したものであることを現場で確認し、必要であれば修正しなければならない。

第4章 一般的衛生管理プログラムの確立と HACCP 計画の作成

HACCP チームは、次の手順により定める衛生管理システムの基礎となる一般的な衛生管理プログラム（以下「一般的衛生管理プログラム」という）を確立するとともに HACCP 計画を作成し、それに基づく活動を実施し、運用し、その有効性を確実にしなければならない。

1. 一般的衛生管理プログラムの確立

HACCP チームは、安全な家畜又は畜産物の生産を行うため、次により、一般的衛生管理プログラムを確立しなければならない。

- (1) 一般的衛生管理プログラムを確立する場合、家畜伝染病予防法第12条の3に基づく飼養衛生管理基準を基礎とし、適切な情報（法令・規則、家畜衛生管理ガイドライン、コーデックス委員会の「食品衛生の一般原則に関わる規則」及び「危害要因分析必須管理点（HACCP）システムおよびその適用のためのガイドライン」等）に基づくものとする。特に、次の事項については、病原体の侵入防止の観点から効果的に実施されるよう、その作業手順に留意すること。
 - ①農場に立ち入る者の制限
 - ②農場に立ち入る者の更衣・作業靴の履き替え・消毒
 - ③農場に持ち込む物品及び農場内に出入りする車両の制限・処理・管理
 - ④給与水、飼料、敷料等の処理・管理
 - ⑤導入家畜の健康状態の確認・管理
 - ⑥農場への野生動物の侵入防止措置
 - ⑦衛生管理区域内への愛玩動物の持ち込み及び当該区域内での飼養の禁止
 - ⑧農場域内の整理整頓及び消毒
- (2) 管理方法は、第3章で作成した文書や、作業手順書、作業マニュアル等の文書により定めること。それぞれの一般的衛生管理プログラムは、第II部の畜種別衛生管理規範を参考にすること。
- (3) 一般的衛生管理プログラムに基づく作業が適切に行われているか否か、作業後の様態や効果についてのモニタリングの必要性を検討し、モニタリングを行う場合には、その記録の方法を明確にすること。

- (4) 一般的衛生管理プログラムの検証は、計画的に実施され、検証結果に基づき、必要に応じて修正すること。また、当該検証及び修正は記録し、当該記録は保持すること。
- (5) 一般的衛生管理プログラムの維持管理のための活動は、文書化すること。

2. 危害要因分析（原則1）

HACCP チームは、次により、すべての原材料及び作業工程に存在する危害を列挙し、予防手段を文書化すること。当該文書は、保持し、必要に応じて更新しなければならない。

(1) 危害の列挙

すべての原材料及び作業工程に危害となる要因が存在するか否かを、適切なワークシートを用いて列挙すること。当該ワークシートは、保持し、更新しなければならない。

(2) 危害の特定と予防手段

危害が存在するとしてそれぞれの原材料及び作業工程について、危害に対する管理手段を一般的衛生管理プログラム又は HACCP 計画で管理するかを選択すること。

管理手段の選択は、次の基準により決定しなければならない。

- ① 起こる可能性のある生物的、化学的、物理的危険がこの工程に存在するか又は入る可能性があるか。
- ② 管理条件によりその危険は増大するか又は制御されるか。
- ③ 発生頻度や重篤性からみてその危険は、HACCP 計画で扱うほど重要か又は一般的衛生管理プログラムで管理可能か。
- ④ HACCP 計画又は一般的衛生管理プログラムで扱うとした理由は何か。
- ⑤ 危険を予防、排除又は減少させる実施可能で効果的な制御手段があるか、具体的にどのような手段か。

危害要因分析の過程で一般的衛生管理プログラムの修正・改善の必要性が生じた場合は、修正すること。

3. HACCP 計画の作成

HACCP チームは、HACCP 計画を作成し、文書化し、保持し、必要に応じて見直さなければならない。HACCP 計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 必須管理点 (CCP) の決定（原則2）

HACCP 計画によって管理しなければならない危険ごとに、必須管理点を明確にすること。また、必須管理点に対する管理手段を決定しなければならない。

(2) 許容限界の決定（原則3）

必須管理点において、家畜・畜産物の安全性に対する危険が起きるのを予防、排除又は許容できる範囲内にするために、許容限界を決定すること。ただし、法規制で定められた値がある場合には、これに従わなければならない。

(3) 監視（モニタリング）方法の確立（原則4）

必須管理点において、許容限界が守られていることを、測定、観察、確認して記録するモニタリングの手順及び方法を確立すること。

- ① モニタリングの手順及び方法では、その対象事項、具体的な手順、方法及び実施の頻度を定め、測定、観察及び記録付け並びに記録の確認を行う担当者を明確にすること。
- ② モニタリングを行う従事者は、適切に教育され、訓練されなければならない。
- ③ モニタリングの記録は、保持されなければならない。

(4) 是正措置の確立 (原則5)

許容限界を逸脱した場合にとるべき措置として、以下の事項を確立すること。

- ①逸脱した状態で生産された家畜又は畜産物の分別と処理の方法（他用途への転用、廃棄、その他）
- ②正常への復帰
- ③逸脱した原因の究明
- ④再発を防止するための対策

是正措置を行う際には、決裁権を有する責任者がそれに当たること。実行された一連の是正措置は、記録し、保持しなければならない。

(5) 検証方法の決定 (原則6)

HACCP システムが HACCP 計画に従って実施されているかを確認するに当たり、検証の目的、方法、頻度もしくは間隔を定めた検証計画を作成し、これに基づき計画的・定期的に検証を行うこと。

検証では、以下の事項を確認すること。

- ①HACCP 計画が適正に運営されていることをモニタリング記録、是正措置の記録、現場の査察、従事者へのインタビューなどにより確かめること。
- ②危害要因分析への入力情報が更新され、危害要因分析が行われ、HACCP 計画が有効で妥当なものであること。
- ③モニタリングに用いる機器が定められたとおりに整備されていること。

(6) 文書化及び記録方法の確立 (原則7)

文書化及び文書の管理、並びに記録付け及び記録の管理は、第7章1及び2に示す要件を満たすこと。

第5章 教育・訓練

従事者に対し、次の要件を満たす教育・訓練が効果的に実施されていること。

1. 教育・訓練

HACCP チーム責任者は、従事者に対して衛生管理に関する基本的な知識、第4章で定めた一般的衛生管理プログラムに基づいた作業の手順及び方法、モニタリング、記録付けの方法、HACCP 計画、是正措置、その他一般的衛生管理プログラム並びに HACCP に関する知識・技能の維持向上を図るための教育・訓練を行うこと。

教育・訓練は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 従事者が自らの活動の持つ意味及び重要性を理解し衛生管理システムの効果的な運用に向けて自らがどのような貢献ができるかの認識を持たせるものであること。
- (2) 教育・訓練の目的、達成目標が明らかであり、その有効性が評価されるものであること。
- (3) 教育・訓練の効果を確認し、必要な力量が不足している場合にはその力量に到達することを目的とした再教育が実行されるものであること。
- (4) (1) から (3) までの事項が計画的に行われ、記録されるものであること。

2. 教育・訓練プログラム

HACCP チーム責任者は、教育・訓練担当者及び教育・訓練の対象者を明確にし、あらかじめ実施の時期を明確にし、スケジュール化して行うこと。なお、スケジュールを変更する場合は、その理由を記録しておかなければならない。ただし、教育・訓練は、外部の専門家に依頼することができる。

第6章 評価、改善及び衛生管理システムの更新

HACCP チーム責任者は、衛生管理システム全体を効果的に運用し、保持するため、次の事項について、それが効果的であり、有効なものであるかどうかを定期的に評価するとともに、改善を必要とする事項が見いだされた場合は、速やかに改善しなければならない。

1. 内部監査

衛生管理システムが効果的であり、有効なものであるかどうかを確認するため、以下に従い、内部監査を実施しなければならない。

- (1) 内部監査員は、経営者又は経営者を代行する者により指名されること。
- (2) 内部監査は、その手順を明確にし、定められた間隔で、計画的に実施しなければならない。
- (3) 内部監査は、衛生管理システムが妥当なものであるか、効果的に実施され、改善を要する事項は更新されているかを、インタビュー、文書・記録の点検、現場の観察によって検証しなければならない。
- (4) 内部監査員は、自らが所属する部署を検証することは避けなければならない。
- (5) 内部監査員に外部の専門家を参加させることができる。
- (6) 内部監査員は、内部監査の結果を内部監査報告書として文書化しなければならない。
- (7) 内部監査の結果は、その都度経営者及び HACCP チーム責任者に報告し、改善点があればそれを指摘し、更なる保持向上に寄与しなければならない。

2. 情報の分析

HACCP チームは、衛生管理システム運用の中で収集した情報を分析・評価し、改善に結びつく新たな事実の発見に努めなければならない。情報分析の結果、得られた有効な知見は、記録し、必要に応じて改善に結び付けなければならない。

分析の対象となる情報、記録には、以下の事項が含まれる。

- (1) 外部コミュニケーションの情報
- (2) 内部コミュニケーションの情報
- (3) 一般的衛生管理プログラムのモニタリング記録（家畜保健衛生所による飼養衛生管理基準の指導結果を含む。）
- (4) HACCP 計画のモニタリング記録
- (5) 内部監査の記録
- (6) 教育・訓練の記録
- (7) 衛生管理目標の達成状況及びその他の監視事項の情報
- (8) 直近の農場 HACCP 認証審査結果

3. 衛生管理システムの更新

経営者の指示のもと、HACCP チーム責任者は、衛生管理システムの有効性が継続的に向上されるように、1及び2の結果をもとに、改善のための処置を実施すること。必要により衛生管理システムを更新すること。

衛生管理システムを更新するときは、あらかじめ経営者に報告するとともに、その更新を記録し、保管すること。

第7章 衛生管理文書リスト及び文書、記録に関する要求事項

1. 衛生管理文書リスト

HACCP チーム責任者又は HACCP チーム責任者によって指名された者は、農場の衛生管理に係る文書（以下「衛生管理文書」という）の全体像を把握できる衛生管理文書リストを作成しなければならない。

衛生管理文書リストは、保持、更新しなければならない。

2. 文書、記録に関する要求事項

(1) 文書

文書化及び文書の保存、管理の手順・方法を文書化し、保持しなければならない。

①文書化

文書化するときは、次の事項を満たさなければならない。

- ・文書は読み易く分かりやすいこと。
- ・作成者の所属、署名及び作成した日付があること。
- ・責任者の所属、署名及び署名した日付があること。
- ・更新の履歴が明確にされていること。
- ・氏名の印字又は電子サイン等の使用により署名に代える場合は、あらかじめその旨を定めた文書を作成すること。

②文書管理

文書は、以下の要件が満たされるように管理されなければならない。

- ・文書管理体系を確立すること。
- ・文書ごとに管理責任者を定めること。
- ・文書を配布する際は、配布先が明確にされていること。
- ・必要なときに、必要なところで使用可能であること。
- ・現在の改訂版が最新のものであること。
- ・廃棄する文書を明確にし、適切に廃棄処分されていること。
- ・廃棄する方法が文書化されていること。

(2) 記録

記録付け及び記録の保存、管理の手順を文書化し、保持しなければならない。

記録は、文書と区別して保持しなければならない。

①記録付け

記録は、電子化する場合も含め、次の事項を満たさなければならない。

- ・記録は読み易いこと。

- ・記録付けを行った人の所属、署名及び記録付けを行った日付、必要により時間の記載があること。
- ・責任者の所属、署名及び署名した日付の記載があること。
- ・記録の様式は、あらかじめ定められた頻度又は時期に見直されること。

②記録管理

記録は、以下の要件が満たされるように管理されなければならない。なお、記録の識別が容易で、検索できることが望ましい。

- ・記録ごとに管理責任者を定めること。
- ・記録の保管場所、保存期間が明確であること。
- ・廃棄する方法が文書化されていること。

付属資料

1. 用語及び定義

HACCP：家畜・畜産物の安全性にとって重大な危害要因（ハザード）を特定し、評価し、コントロールする重要な管理点。

HACCP 計画：家畜・畜産物の安全性に重大なハザードのコントロールを確保するために HACCP の原則に従って作成した文書。

逸脱：許容限界が守られないこと。

衛生管理区域：飼養衛生管理基準で定められている、病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる区域。

危害要因（ハザード）：健康への悪影響を引き起こす可能性をもつ、家畜・畜産物中の生物学的、化学的又は物理的な要因、あるいは状態。

危害要因（ハザード）分析：危害要因（ハザード）及び危害が存在する条件に関する情報を収集して、その中のどれが家畜・畜産物の安全性に重要であり、HACCP 計画に記述されるべきかを定めるために評価するプロセス。

許容限界：必須管理点において、家畜・畜産物の安全性に対する危害が起きるのを予防、排除あるいは許容できる範囲内にするためにコントロールしなければならない最高値あるいは最低値。

更新：把握した最新情報をシステムや文書などに反映させること。

工程一覧図（フローダイアグラム）：家畜・畜産物の生産過程における一連のステップや作業（オペレーション）を系統的に表現したもの。

工程内作業：家畜・畜産物の主な生産工程で行われる作業。

コントロールする（動詞）：決定した基準を確実に保持するために必要とするすべての作業を行うこと。

コントロール（名詞）：正しい手順に従っており、その中で基準が満たされている状態。

施設：家畜・畜産物が取り扱われるあらゆる建物、又はエリア及びその周辺。

清浄：汚れや埃、土、飼料の残渣、油分、その他の好ましくない物質の除去。

是正措置：必須管理点におけるモニタリングの結果が、コントロールが失われた状態になったことを示す時にとられるべき措置。

組織員：家畜生産農場において、家畜・畜産物の生産に関わる全職員。

定期作業：家畜・畜産物の生産工程で行われる工程内作業以外の作業のうち、当該農場において定期的に実施するもの。

日常作業：家畜・畜産物の生産工程で行われる工程内作業以外の作業のうち、当該農場において毎日実施するもの。

必須管理点（CCP）：家畜・畜産物の安全性に対するハザードを、防ぐ、取り除く、又は許容レベルまで引き下げるための必須のステップ。

不定期作業：家畜・畜産物の生産工程で行われる工程内作業以外の作業のうち、当該農場において必要に応じて不定期に実施するもの。

モニタリング：必須管理点がコントロール下にあるか否か、一般的衛生管理プログラムが適正に運用されているかを評価するために行う観察・測定の手順・方法、又は行動。

2. 引用文書

1. Recommended International Code of Practice General Principles of Food Hygiene
CAC/PCP1-1969, Rev.5 (2020) THE CODEX ALIMENTARIUS COMMISSION
(食品衛生の一般原則 国際的に推奨される実施規格 CAC/RCP 諸般 1969 年、第 5 改訂
2020 年 Codex 委員会)
2. Hazard Analysis And Critical Control Point (HACCP) system Guidelines for Its
Application (ANNEX) THE CODEX ALIMENTARIUS COMMISSION
(危害要因分析必須管理点 (HACCP) システムおよびその適用のためのガイドライン 付
属文書) Codex 委員会
3. 家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン 平成 14 年 農林水産省監修
4. 家畜の衛生管理ガイドライン 解説書 平成 14 年 農林水産省監修

飼養衛生管理基準（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊）

令和3年9月24日公布（【】内は施行日）

I 家畜防疫に関する基本的事項

〔人に関する事項〕

1 家畜の所有者の責務

家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあっては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。

2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践

飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるよう、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 【令和4年2月1日施行】

次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者等に周知徹底すること。

- (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- (3) 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起
- (4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
- (5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
- (6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- (7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- (8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
- (9) 農場における防疫のための更衣
- (10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

4 記録の作成及び保管

次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

- (1) 衛生管理区域（8に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。）に立ち入った者（当該農場の従事者を除く。）の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（所属等から明らかな場合を除く。）並びに消毒の実施の有無（衛生管理区域に車両を入れる者にとっては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。）並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合においては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。
- (2) 従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称
- (3) 導入した家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日
- (4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日
- (5) 飼養する家畜の頭数、月齢及び異状の有無並びに異状がある場合においてはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況
- (6) 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容

5 大規模所有者が講ずる措置【令和4年10月1日施行】

大規模所有者は、以下の措置を講ずること。

- (1) 飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合においては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。
- (2) 畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること（同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、衛生管理を行う家畜（牛においては月齢が満四月以上のものに限る。）の頭数の合計が二百頭（第二十一条の五第九号イ(1)又は(2)に掲げる牛、鹿、めん羊及び山羊においては、三千頭）を超えないこと。）。)

6 獣医師等の健康管理指導

農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設（家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。）を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。

7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備

家畜の所有者は、野生動物が口蹄疫等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域

(以下この項において「大臣指定地域」という。)において追加措置を講ずることとなる 14 及び 21 について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。

〔飼養環境に関する事項〕

8 衛生管理区域の設定

農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換（畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。）を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。

9 放牧制限の準備

法第三十四条の規定に基づく放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を収容できる避難用設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講ずること。

10 埋却等の準備

法第二十一条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地（家畜（月齢が満二十四月以上のものに限る。）一頭当たり五平方メートルを標準とする。）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。

11 愛玩動物の飼育禁止

猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと（愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。）。

〔家畜に関する事項〕

12 密飼いの防止

家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。

II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

〔人に関する事項〕

13 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限

必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置

当日に他の畜産関係施設等又は大臣指定地域に立ち入った者（農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師、飼料運搬業者、集乳業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること（その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。）。

15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。）。

16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）。

更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

〔物品に関する事項〕

17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること（その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。）。

18 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置

他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

19 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置

過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

20 飲用水の給与

飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。

21 安全な資材の利用

大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従うこと。

〔家畜に関する事項〕

22 家畜を導入する際の健康観察等

他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認すること等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。

III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

〔人に関する事項〕

23 畜舎に立ち入る者の手指消毒等

畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者に当該畜舎専用の手袋を着用させる場合を除く。）。

24 畜舎の入り口における靴の交換又は消毒

畜舎ごとの専用の靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これを着実に着用させる又は靴の消毒をさせること。ただし、靴が畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う畜舎間の移動については、この限りでない。靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

〔物品に関する事項〕

25 器具の定期的な清掃又は消毒等

飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、人工授精用器具その他の体液（生乳を除く。）が付着する物品を使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒をすること。

26 畜舎外での病原体による汚染防止

家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。

〔野生動物に関する事項〕

27 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管

家畜の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。

28 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

29 ねずみ及び害虫の駆除

ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずること。

〔飼養環境に関する事項〕

30 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。

31 畜舎等施設の清掃及び消毒

畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。

〔家畜に関する事項〕

32 毎日の健康観察

毎日、飼養する家畜の健康観察（家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。

IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

〔人に関する事項〕

33 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等

衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

〔物品に関する事項〕

34 衛生管理区域から退出する車両の消毒

衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

35 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

〔家畜に関する事項〕

36 家畜の出荷又は移動時の健康観察

家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

37 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止

飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。

38 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

飼養する家畜に特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。

飼養衛生管理基準（豚、いのしし）

令和3年9月24日公布（【 】内は施行日）

I 家畜防疫に関する基本的事項

〔人に関する事項〕

1 家畜の所有者の責務

家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。

2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践

飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるよう、消毒

設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。

- (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- (3) 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起
- (4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
- (5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
- (6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- (7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- (8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
- (9) 農場における防疫のための更衣
- (10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

4 記録の作成及び保管

次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

- (1) 衛生管理区域（8に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。）に立ち入った者（当該農場の従事者を除く。）の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（所属等から明らかな場合を除く。）並びに消毒の実施の有無（衛生管理区域に車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。）並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。
- (2) 従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称
- (3) 導入した家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日
- (4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日
- (5) 飼養する家畜の頭数、月齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあつてはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況
- (6) 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容

5 大規模所有者が講ずる措置【(3)は令和5年4月1日施行】

大規模所有者は、以下の措置を講ずること。

- (1) 飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。
- (2) 畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること（同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、衛生管理を行う家畜の頭数の合計が三千頭（肥育豚（月齢が満十月未満の豚をいう。）にあつては、一万頭）を超えないこと。）。
- (3) 大規模所有者のうち、特に家畜の頭数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、監視伝染病の発生に備えた対応計画（家畜の死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。）を策定すること。

6 獣医師等の健康管理指導

農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設（家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。）を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。

7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備

家畜の所有者は、野生動物が豚熱等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域（以下この項において「大臣指定地域」という。）において追加措置を講ずることとなる14、22、26、28及び29について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。

〔飼養環境に関する事項〕

8 衛生管理区域の設定

農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域の境界を柵等によって分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接接触した者が消毒並びに衣服及び靴の交換（畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。）を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。

9 放牧制限の準備

法第三十四条の規定に基づく放牧の停止又は制限があつた場合に備え、家畜を収容できる避難用の設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講ずること。

10 埋却等に備えた措置【令和6年4月1日施行】

法第二十一条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地（家畜（月齢が満三月以上のものに限る。）一頭当たり〇・九平方メートルを標準とする。）又は家畜の死体の焼却の用に供する焼却施設（以下10において「埋却地等」という。）を確保すること。ただし、

埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行うことをもって、埋却地等の確保に代えることができる。

11 愛玩動物の飼育禁止

猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと（愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。）。

〔家畜に関する事項〕

12 密飼いの防止

家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。

II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

〔人に関する事項〕

13 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限

必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置

当日に他の畜産関係施設等又は大臣指定地域に立ち入った者（農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること（その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。）。

15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。）。

16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）。

更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

〔物品に関する事項〕

17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること（その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。）。

18 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置

他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

19 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置

過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

20 飲用水の給与

飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。

21 処理済みの飼料の利用

飼養する家畜に肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二条第三項に規定する食品循環資源をいう。）を原材料とする飼料を給与する場合には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）に基づき適正に処理が行われたもの（攪拌しながら摂氏九十度以上で六十分間以上又はこれと同等以上の効果を有する方法で加熱処理を行い、かつ、加熱後の飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないよう必要な措置等が講じられているものをいう。）を用いることとし、当該処理の行われていないものは衛生管理区域内に持ち込まないこと。

22 安全な資材の利用

大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従うこと。

〔野生動物に関する事項〕

23 衛生管理区域への野生動物の侵入防止

野生いのししの生息地域に所在する農場においては、衛生管理区域に野生いのししが侵入しないよう防護柵の設置（野生いのしし等のくぐり抜けを防止できるものに限る。放牧場等の屋外飼育施設の場合は、二重柵等の野生いのしし等との接触防止対策が講じられたものに限る。）その他の必要な措置を講ずること。定期的に防護柵その他の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。ねずみ等の野生動物が隠れる場所をなくすよう、防護柵周囲の除草その他の必要な措置を講ずること。

〔家畜に関する事項〕

24 家畜を導入する際健康観察等

他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾患の発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認すること等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾患にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。

Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

〔人に関する事項〕

25 畜舎に立ち入る者の手指消毒等

畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者に当該畜舎専用の手袋を着用させる場合を除く。）。

26 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用

畜舎ごとの専用の衣服（大臣指定地域に限る。）及び靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これらを着実に着用させること。ただし、衣服又は靴が畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う畜舎間の移動については、この限りでない。更衣による病原体の畜舎への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。畜舎から家畜、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が畜舎の内外で交差しないよう、畜舎の内外で作業する者を分けること又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

〔物品に関する事項〕

27 器具の定期的な清掃又は消毒等

飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、人工授精用器具その他の体液が付着する物品を使用する際は、注射針にあつては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあつては一頭ごとに交換又は消毒をすること。

28 畜舎外での病原体による汚染防止

家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。大臣指定地域においては、

畜舎間で家畜を移動させる場合には、屋根、壁等により野生動物等による病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケージ、リフト等を使用するとともに、畜舎に重機、一輪車等を持ち込む場合には、畜舎の出入口付近において洗浄及び消毒をすること。

〔野生動物に関する事項〕

29 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における舎外飼養

野鳥等の野生動物の畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。以下この項において同じ。）その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。また、大臣指定地域においては、放牧場について給餌場所における防鳥ネットの設置及び家畜を収容できる避難用の設備の確保を行うこと。

30 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

31 ねずみ及び害虫の駆除

ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずるとともに、畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。

〔飼養環境に関する事項〕

32 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。

33 畜舎等施設の清掃及び消毒

畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。

〔家畜に関する事項〕

34 毎日の健康観察

毎日、飼養する家畜の健康観察（家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。

IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

〔人に関する事項〕

35 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等

衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

〔物品に関する事項〕

36 衛生管理区域から退出する車両の消毒

衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

37 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

〔家畜に関する事項〕

38 家畜の出荷又は移動時の健康観察

家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

39 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止

飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。

40 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

飼養する家畜に特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。

飼養衛生管理基準（鶏その他家きん）

令和3年9月24日公布（【】内は施行日）

I 家畜防疫に関する基本的事項

〔人に関する事項〕

1 家きんの所有者の責務

家きんの所有者は、飼養する家きんについて、家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家きんの所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家きんの所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。

2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践

飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるよう、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。

3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 【令和4年2月1日施行】

次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者等に周知徹底すること。

- (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- (3) 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起
- (4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
- (5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
- (6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- (7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- (8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
- (9) 農場における防疫のための更衣
- (10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

4 記録の作成及び保管

次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

- (1) 衛生管理区域（7に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。）に立ち入った者（当該農場の従事者を除く。）の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（所属等から明らかな場合を除く。）並びに消毒の実施の有無（衛生管理区域に車両を入れる者にとっては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。）並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合においては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。
- (2) 従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称
- (3) 導入した家きんの種類、羽数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日
- (4) 出荷又は移動を行った家きんの種類、羽数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日
- (5) 飼養する家きんの羽数、日齢及び異状の有無並びに異状がある場合においてはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況
- (6) 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容

5 大規模所有者が講ずる措置

- (1) 飼養する家きんが特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合においては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。
- (2) 家きん舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること（同一の者が複数の家きん舎を担当する場合には、衛生管理を行う家きんの羽数の合計が鶏及びうずらの場合は十万羽、あひる、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合は一万羽を超えないこと。）。
- (3) 大規模所有者のうち、特に家きんの羽数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、監視伝染病の発生に備えた対応計画（家きんの死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。）を策定すること

6 獣医師等の健康管理指導

農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設（家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。）を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家きんの健康管理について指導を受けること。

〔飼養環境に関する事項〕

7 衛生管理区域の設定

農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、家きん舎、家きんに直接接触する物品の保管場所並びに家きんに直接接触した者が消毒並びに衣服及び靴の交換（家きん舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。）を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、家きん、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。

8 埋却等に備えた措置【令和4年10月1日施行】

法第二十一条の規定に基づく家きんの死体の埋却の用に供する土地（家きん（日齢が満百五十日以上のものに限る。）百羽当たり〇・七平方メートルを標準とする。）又は家きんの死体の焼却の用に供する焼却施設（以下8において「埋却地等」という。）を確保すること。ただし、埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行うことをもって、埋却地等の確保に代えることができる。

9 愛玩動物の飼育禁止

猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと（愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。）。

〔家きんに関する事項〕

10 密飼いの防止

家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家きんを飼養しないこと。

II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

〔人に関する事項〕

11 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限

必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家きんに接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

12 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置

当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者（農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者

を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること（その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。）。

13 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。）。

14 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）。

更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

〔物品に関する事項〕

15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること（その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。）。

16 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置

他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

17 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置

過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

18 飲用水の給与

飼養する家さんに水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。

〔家きんに関する事項〕

19 家きんを導入する際の健康観察等

他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元の農場等における家きんの伝染性疾病の発生状況及び導入する家きんの健康状態を確認すること等により健康な家きんを導入すること。導入した家きんに家きんの伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接触させないようにすること。

Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

〔人に関する事項〕

20 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等

家きん舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、家きん舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者に当該家きん舎専用の手袋を着用させる場合を除く。）。

21 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用

家きん舎ごとの専用の靴を設置し、家きん舎に入る者に対し、これらを着実に着用させること。ただし、靴が家きん舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う家きん舎間の移動については、この限りでない。履替えによる病原体の家きん舎への侵入を防ぐため、着脱前後の靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、履替えの前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。家きん舎から家きん、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が家きん舎の内外で交差しないよう、家きん舎の内外で作業する者を分けること又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講ずること。靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

〔物品に関する事項〕

22 器具の定期的な清掃又は消毒等

飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。

23 家きん舎外での病原体による汚染防止

家きんの飼養管理に必要な物品を家きん舎に持ち込まないこと。

〔野生動物に関する事項〕

24 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕

野鳥等の野生動物の家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果をもつと認められるものに限る。）その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。

25 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

26 ねずみ及び害虫の駆除

ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずるとともに、家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。

〔飼養環境に関する事項〕

27 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。

28 家きん舎等施設の清掃及び消毒

家きん舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。

〔家きんに関する事項〕

29 毎日の健康観察

毎日、飼養する家きんの健康観察（家きんの健康状態の確認に加え、ふ化及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。

IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

〔人に関する事項〕

30 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等

衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

〔物品に関する事項〕

31 衛生管理区域から退出する車両の消毒

衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

32 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

家きんの排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

〔家きんに関する事項〕

33 家きんの出荷又は移動時の健康観察

家きんを出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家きんの健康状態を確認すること。また、家きんの死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

34 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止

飼養する家きんが特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家きん及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。

35 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

飼養する家きんに特定症状以外の異状であって、家きんの死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家きんの増加が確認された場合（その原因が家きんの伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家きんが監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家きんの出荷及び移動を行わないこと。当該家きんが監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家きんにその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。

執筆者（五十音順）

赤松 裕久	静岡県畜産技術研究所 上席研究員
朝日 光久	(元) 日本獣医師会 事務局長
犬丸 憲之	犬丸獣医科クリニック 院長
岩田 祐之	山口大学農学部獣医学科 教授
片岡 康	日本獣医生命科学大学獣医学部獣医学科 准教授
河合 一洋	麻布大学獣医学部獣医学科 准教授
川邊 久浩	熊本県城北家畜保健衛生所 防疫課長
見學 一宏	(元) 千葉県農業共済組合連合会西部家畜診療所
小池 郁子	エス・エム・シー株式会社 課長
富田 眞之	有限会社富田養鶏場 取締役社長
西貝 正彦	有限会社那須 ET 研究所 代表
西村 雅明	西村獣医科クリニック 院長

(所属等は執筆当時)

